

退職後の福利厚生制度のしおり

(健康保険・年金・福祉事業・教職員互助会制度)

令和5年度版



公立学校共済組合福岡支部
一般財団法人 福岡県教職員互助会
一般財団法人 福岡県退職教職員協会

○このしおりは、退職後の福利厚生制度をまとめたものです。

○年金制度以外にも様々な制度や事業がありますので、ぜひ御活用ください。

○お問い合わせの際には、このしおりを御準備いただけると幸いです。

◎ 共済組合のお問い合わせ先

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号

公立学校共済組合福岡支部

健康保険制度に関すること …………… 給付係
電話 (092) 643-3871

・ 任意継続手続

・ 医療等の給付

年金制度に関すること …………… 年金係
電話 (092) 643-3872

福祉事業に関すること …………… 福祉係
電話 (092) 643-3869

・ 保健事業

(宿泊施設・人間ドック等)

・ 貸付事業

◎ 互助会・退職教職員協会のお問い合わせ先

〒812-0054

福岡市東区馬出2丁目2-56 3階

一般財団法人 福岡県教職員互助会

電話 (092) 986-2151

〒812-8519

福岡市東区馬出2丁目2-56 2階

一般財団法人 福岡県退職教職員協会

電話 (092) 986-0777

～しおり解説動画の御案内～

「退職後の福利厚生制度のしおり」の解説動画を公立学校共済組合福岡支部のホームページ（組合員専用ページ）に掲載しています。しおりと合わせて御視聴ください。

【ホームページ掲載期間】

令和6年2月1日（木）～ 令和6年4月30日（火）

【視聴方法】

①インターネットで「公立学校共済組合福岡支部」を検索し、ホームページにアクセスしてください。



二次元バーコードでスマートフォン等からもアクセスできます。

②「組合員専用ページ」にログインしてください。

公立学校共済組合
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS

福岡支部

① ログイン 組合員専用ページ

クリックしてください

組合員番号、パスワード
(F + @ + 生年月日) を
入力してください

②

③ ログイン

クリックしてください

裏面へ

③「支部から組合員の皆さまへのお知らせ」コーナーにある「退職後の福利厚生制度に関する解説動画」をクリックし、視聴してください。

組合員専用ページ:福岡支部

福岡支部組合員の皆さまへ

広報誌『共済新聞』 共済組合事務手引

『共済新聞』のバックナンバー
を全ページ掲載しています。 → 共済組合事務手引

→ バックナンバー(令和5年度
発行分のみ)

支部から組合員の皆さまへのお知らせ

2021年11月30日 退職後の福利厚生制度に関する解説動画

クリックし、視聴してください

〔動画視聴に関する問い合わせ〕
公立学校共済組合福岡支部
電話(092)641-4965(代表)

目次

退職後の健康保険制度

I 退職後の健康保険制度	1
1 引き続き組合員となる	
2 就職先の健康保険に加入	
3 家族の健康保険の被扶養者となる	
4 国民健康保険に加入	
5 任意継続組合員となる	
II 任意継続組合員制度 ～組合員本人について～	9
1 公立学校共済組合の任意継続組合員制度	
2 任意継続組合員の資格取得	
3 任意継続組合員証の交付について	
4 掛金の払込方法について	
5 限度額適用認定証について	
6 特定疾病療養受療証について	
7 任意継続掛金額及び介護掛金額	
8 任意継続組合員資格の喪失	
9 任意継続組合員の令和7年度の更新	
* 諸手続関係スケジュール	
III 任意継続組合員制度 ～被扶養者について～	16
1 被扶養者の取扱い	
2 任意継続組合員被扶養者の認定取消	
3 検認について	
* 被扶養者収入状況チェックシート	
* 任意継続組合員短期給付事業(別表1)	
* 公立学校共済組合任意継続組合員短期給付と国民健康保険給付との比較(別表2)	
IV 資格喪失後の短期給付	22
1 傷病手当金	
2 出産費	
3 出産手当金	
4 埋葬料	
退職後の健康保険制度に関するQ&A	25
様式集(健康保険関係)	29

年金制度と退職後の手続

公的年金制度の概要	49
I 年金制度について	49
1 被用者年金一元化に伴う新制度について	
2 年金の種類	
3 老齢厚生年金の受給要件及び支給開始年齢	
4 老齢厚生年金の繰上げ	
5 繰下げ支給の老齢厚生年金	
6 被保険者期間の計算	
7 平均標準報酬月額と平均標準報酬額	
8 老齢厚生年金の額	
9 障害厚生年金	
10 遺族厚生年金	
11 年金額の改定	

- 12 既給一時金の返還
- 13 年金の併給調整
- 14 年金の支給開始及び支給期月
- 15 年金にかかる税金
- 16 在職中又は再就職による老齢厚生年金等の一部支給停止
- 17 在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額改定
- 18 特別支給の老齢厚生年金と雇用保険法による失業給付等との調整
- 19 年金の給付制限
- 20 第三者行為事故に係る損害賠償と年金との調整
- 21 年金の離婚分割制度
- 22 「ねんきん定期便」について

II 「退職届書」の提出 67

- 1 「退職届書」の提出手続
 - 2 「退職届書」の提出書類
 - 3 「退職届書」の提出先及び提出期限
 - 4 「退職届書」提出後の手続について
- 「退職届書」Q&A～退職届書ってどんなときに必要？～
- * 令和5年度 特別支給の老齢厚生年金請求(決定・改定)、退職届書等の手続スケジュール
 - * 退職届書
 - * 履歴証明願
 - * 年金待機者異動報告書

国民年金制度 79

- 1 国民年金の被保険者
- 2 組合員・被扶養配偶者の国民年金と種別変更届
- 3 国民年金の種類
- 4 老齢基礎年金
- 5 老齢基礎年金の繰上げ請求
- 6 配偶者の老齢基礎年金

福祉事業 85

- I 保健事業
- II 貸付事業
- III 福祉保険制度
- IV アイリスプラン

一般財団法人福岡県教職員互助会 一般財団法人福岡県退職教職員協会 91

退職時の「互助会・退職協会」に関する手続

- 1 退職教職員協会(退職協会)とは？
- 2 互助会の退会手続き
- 3 退職協会への加入手続き

〔資料1〕 退会給付金 払い戻しの割合

- 1 掛金積立金
- 2 特別弔慰金掛金(加入者のみ)
- 3 火災見舞金積立金(加入者のみ)

〔資料2〕 退会給付金の給付額(概算例)

〔資料3〕 退職教職員協会の「療養補助金制度」について

退会給付金請求書および退職教職員協会加入届記入例

退職後の健康保険制度

I 退職後の健康保険制度

健康保険制度は、病気やケガ等の不測の事故にそなえ、安定した生活を営む上で、欠くことのできない大切な社会保険制度です。

退職後の状況によって次ページの1～5の健康保険制度の適用を受けることになり、必ずいずれかの制度に加入することになります。

退職後、どの制度に加入することになるでしょう？

早速、次ページのフローチャートで確認してみましょう！

退職後の組合員証等について

<引き続き組合員となる場合>

3～4ページを御確認ください。

<組合員とならない場合>

●必ず退職時に返納をお願いします

在職中に使用していた組合員証等（公立学校共済組合員証、組合員被扶養者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証）は退職後使用することができません。

●組合員証の返納先

- ①任意継続組合員にならない場合・・・退職時に所属所へ返納
- ②任意継続組合員になる場合・・・任意継続申込時に共済組合へ返納

※ 紛失された方

紛失などにより返納できないときは、「組合員証等紛失届兼再交付申請書」を提出してください（各所属所に配布している「共済組合事務手引」参照、余白に「再交付不要」と記入の上、提出してください。）。

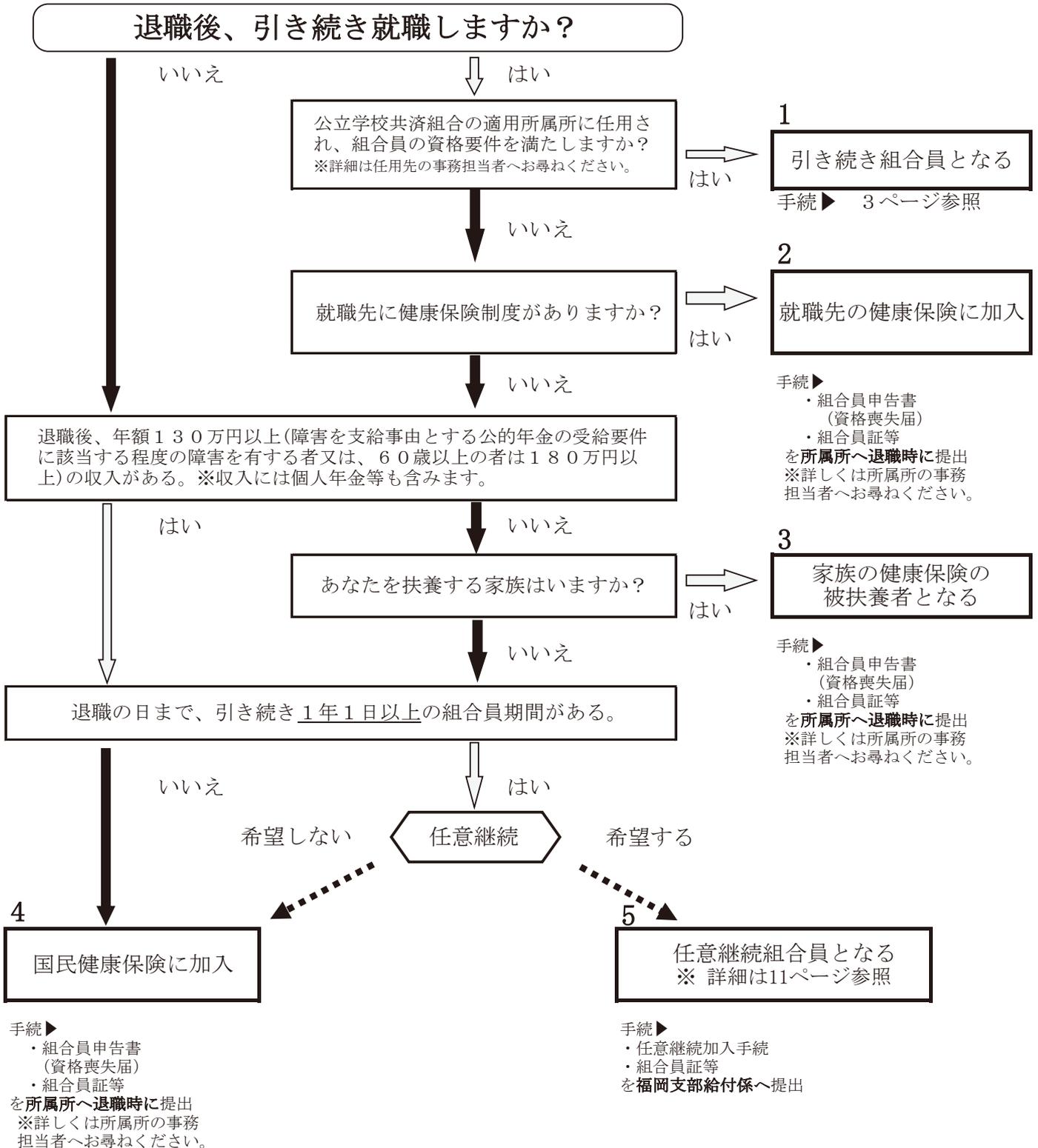
返納せず、誤って組合員証等を使用し、医療機関等を受診した場合は、後日、福岡支部が負担した医療費を返還していただくことになります。



退職したら、組合員証（被扶養者証）等を
公立学校共済組合へ必ず返納してくださいね。

退職後、私の健康保険は、どうなるの？

* 実際にどの健康保険制度に加入することになるか確認してみましょう。



※組合員申告書(資格喪失届)の様式は、福岡支部ホームページからダウンロードできます。

1 引き続き組合員となる

健康保険制度：公立学校共済組合制度(継続)

① 一般組合員となる

<例>

- ・定年退職後、暫定再任用（フルタイム）で勤務される方

※以下、このしおりにおいて、暫定再任用（フルタイム）を「フルタイム再任用」といい、暫定再任用（短時間）及び定年前再任用短時間を「パートタイム再任用」といいます。

<よくあるお問い合わせ>

Q1. フルタイム再任用になる場合、今の組合員証等はどうしたらいいの？

A1. 任用期間が2月を超えるフルタイム再任用の方は、引き続き在職中の組合員証等が使用できます。任用期間が2月以内のフルタイム再任用の方は、国民健康保険へ加入、または任意継続組合員の手続きが必要となりますので、組合員証等は返納していただく必要があります。

Q2. フルタイム再任用になる場合の被扶養者証は何もしなくていいの？

A2. 任用期間が2月を超えるフルタイム再任用の被扶養者は引き続き在職中の被扶養者証等が使用できます。ただし、18ページの「被扶養者収入状況チェックシート」で収入要件を満たしているかどうか必ず確認してください。特に、子を扶養している場合、夫婦のうち収入が多い方が扶養することになりますので、配偶者との収入比較欄を御確認ください。御自身がフルタイム再任用、配偶者が現役教員の場合、配偶者の方の収入が御自身より高くなるため、子の扶養を配偶者に変更する必要があります。

② 短期組合員となる

<例>

- ・ 臨時的任用職員として任用される方
- ・ フルタイム会計年度任用職員として任用される方
- ・ パートタイム再任用職員・任期付短時間勤務職員（週20時間以上）
- ・ パートタイム会計年度任用職員（週20時間以上）

※いずれも2月を超える任用期間が必要です。短期組合員となるかどうかについては、任用先の事務担当者へお問合せください。

※フルタイム会計年度任用職員については、任用期間13月目（月18日以上）のフルタイム継続勤務）以降は一般組合員となります。

<よくあるお問い合わせ>

Q3. 短期組合員になる場合も今の組合員証等をそのまま使っているの？

A3. 任用条件により異なります。

例えば、下記のア・イ・ウのようになります。

ア. 任用が引き続く場合

- ・ 臨時的任用職員 → 臨時的任用職員 など
➡引き続き在職中の組合員証等が使用できます。

イ. 新たな任用で組合員種別又は組合員番号が変更になる場合

- ・ 定年退職 → 臨時的任用職員（任用期間が2月超）
➡使用できません。組合員種別変更と番号変更の手続のため、在職中の組合員証等を一度返納していただく必要があります。
- ・ 臨時的任用職員（福岡県採用） → 臨時的任用職員（政令市採用等）
➡使用できません。番号変更の手続のため、在職中の組合員証等を一度返納していただく必要があります。

ウ. 新たな任用の開始日まで空白期間があり、任用関係が引き続かない場合

- ➡使用できません。資格喪失となりますので在職中の組合員証等は返納してください。

※詳しい手続は任用先の事務担当者へお問い合わせください。

○定年退職後、フルタイム（任用期間が2月超）で再任用される方

加入・喪失手続 不要

※ 被扶養者がいる場合は【認定要件】（16ページ）を確認してください。

○臨時的任用職員等として任用される方

加入・喪失手続 任用条件によって異なりますので、任用先の事務担当者へお尋ねください。

2 就職先の健康保険に加入

健康保険制度：就職先の健康保険制度

<例>

- ・民間企業や私立学校に就職する
⇒ 就職先の健康保険制度へ加入します。

<よくあるお問い合わせ>

Q1. 民間企業で働くことになったけど、組合員証等はどうなるの？

A1. 退職後は使用できません。返納の手続は Q3 を御参照ください。

就職先に健康保険制度があれば、そちらに加入することになります。
加入手続は就職先の担当者へお問い合わせください。

Q2. 就職先に健康保険制度はないと言われた。組合員証等はどうしたらいいの？

A2. 退職後は使用できません。返納の手続は Q3 を御参照ください。

御家族の被扶養者・国民健康保険・任意継続のいずれかの健康保険制度に加入することになります。

Q3. 今の組合員証や被扶養者証はどうしたらいいの？

A3. 退職後は使用できません。今お持ちの組合員証等はお返しいただくこととなりますが、加入する健康保険制度によって返納の手続が変わります。

- ① 就職先の健康保険制度に加入する。
退職時に所属所へ返納する。
- ② 就職先に健康保険制度がなく、公立学校共済組合の任意継続組合員となる。
退職時に所属所へ返納しない。任意継続組合員手続時に返納する。
- ③ 就職先に健康保険制度がなく、国民健康保険に加入する場合、または家族の健康保険の被扶養者となる場合。
退職時に所属所へ返納する。

加入手続 ▶▶▶ 就職先に確認してください。

喪失手続 ▶▶▶ 所属所へ提出

- ・組合員申告書（資格喪失届）※様式は所属所にあります。
- ・組合員証等

3 家族の健康保険の被扶養者となる

健康保険制度：家族の健康保険制度

<加入条件>

退職後の年間収入が130万円未満（障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は180万円未満）で、あなたを扶養する御家族がいるとき。

なお、収入には、個人年金、不動産所得、傷病手当金等も含まれます。

<よくあるお問い合わせ>

Q1. 今の組合員証や被扶養者証はどうしたらいいの？

A1. 退職後は使用できません。退職時に所属所へ返納してください。

Q2. 家族の扶養に入ることになったけど、手続はどうしたらいいの？

A2. 退職時の所属所で組合員証等の返納と資格喪失手続をしてください。
被扶養者となる手続は、御家族の勤務先へ確認してください。

Q3. 家族の健康保険の担当者は誰のこと？どうやって連絡をとったらいいの？

A3. 御家族の勤務先の担当者になります。御家族の勤務先へ確認してください。

Q4. 夫婦共に組合員で共に年度末で退職するけど、任意継続組合員になる配偶者の扶養に入ることはできるの？

A4. 上記加入条件を満たす場合、扶養に入ることができます。

加入手続 ▶ 御家族の勤務先の担当者等へ確認してください。

喪失手続 ▶ 所属所へ提出

- ・ 組合員申告書（資格喪失届）※様式は所属所にあります。
- ・ 組合員証等

4 国民健康保険に加入

健康保険制度：国民健康保険制度

<加入条件>

いずれの健康保険にも加入していない方。

<よくあるお問い合わせ>

Q1. 今の組合員証や被扶養者証はどうしたらいいの？

A1. 退職後は使用できません。退職時に所属所へ返納してください。

Q2. 資格喪失証明書を持ってくるように言われた。どうやったらもらえるの？

A2. 退職時の資格喪失手続の際に証明書発行の申請をしてください。

組合員申告書の「資格喪失証明書の発行」の「必要」欄にチェックをして退職時の所属所へ提出してください。

共済組合に組合員申告書が届き次第、なるべく速やかに御自宅へ送付します。

Q3. 手続はどこで何をすればいいの？どこに連絡したらいいの？

A3. 加入手続は居住している市区町村の国民健康保険担当課で行います。

連絡先は市区町村のホームページなどで確認してください。

Q4. 手続に何を持っていったらいいの？

A4. 居住している市区町村の国民健康保険担当課へお問い合わせください。

国民健康保険は居住している市区町村の国民健康保険担当課で手続をしてください。

必要書類や保険料などは、市区町村の担当課に確認してください。

(共済組合ではお答えすることができません。)

(参考) 任意継続と国民健康保険について

※ 共済組合の任意継続組合員は、被扶養者への給付や、災害給付、附加給付制度がありますので、給付内容としては国民健康保険より充実していることとなります。(21ページ別表2参照)

国民健康保険の保険料は、前年の所得に応じて算定されますが、任意継続の掛金は、退職時の標準報酬月額を基に算定されるため、掛金の額は1年目と2年目でほぼ同じ金額です。また、国民健康保険は、被扶養者の人数が増えると保険料も増えますが、任意継続組合員の掛金は、被扶養者の人数に関係なく同じ金額です。

必ずしもどちらが良いとは言えませんので、保険給付の内容や掛金の額などを比較して、御自身でどちらに加入されるかを決めてください。

加入手続 居住している市区町村の国民健康保険担当課へ確認してください。

喪失手続 所属所へ提出
・組合員申告書（資格喪失届）※様式は所属所にあります。
・組合員証等

資格喪失証明書について

組合員申告書の「資格喪失証明書の発行」の「必要」欄にチェック をして退職時の所属所へ提出してください。共済組合に書類が届き次第、なるべく速やかに作成し、御自宅へ送付します。

5 任意継続組合員となる

健康保険制度：任意継続組合員制度

任意継続組合員制度は、短期給付及び福祉事業（一部を除く。）を最長2年間、引き続き受けることのできる制度です。

任意継続組合員となることを希望する場合は、退職の日から起算して20日以内（令和6年3月31日退職の場合は4月19日（金）まで）に加入の申出を行い、かつ、任意継続掛金及び介護掛金の払込みが必要です。介護掛金の納入対象者は40歳以上65歳未満の方となります。

<加入条件>

退職の日まで引き続き1年1日以上組合員期間があり、期限までに申込みと掛金の払込みをした方。

<よくあるお問い合わせ>

Q1. 令和5年4月1日から常勤講師として共済組合員になった。組合員期間は令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間である。任意継続できますか？

A1. 組合員期間が1年1日以上無いため任意継続はできません。

Q2. 令和4年9月1日～令和5年3月31日、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで常勤講師として共済組合員となった。令和6年度は常勤講師の任用の予定がないが、任意継続できますか？

A2. 組合員期間が引き続き1年1日以上あるため、任意継続は可能です。

Q3. 期限を過ぎて掛金の払込みをしても任意継続できますか？

A3. 期限までに払込みがない場合は任意継続できません。期限以降に払込みがあった場合、手続不能として返金いたします。

Q4. 任意継続を途中でやめる場合、掛金はどうなるの？

A4. 未経過分の掛金がある場合、月単位で還付いたします。



次のページから任意継続組合員制度について詳しく説明するよ！

加入手続

必要書類を福岡支部給付係へ直接郵送してください。

期限 4月19日（金）まで（退職日から起算して20日以内）

詳しくは11～12ページを御覧ください。

喪失手続

不要

II 任意継続組合員制度～組合員本人について～

1 公立学校共済組合の任意継続組合員制度

任意継続組合員制度は、短期給付及び福祉事業（一部を除く。）を最長2年間、引き続き受けることのできる制度です。

2 任意継続組合員の資格取得

任意継続組合員になるためには、3つの条件があります。

- ① 退職の日まで引き続き1年1日以上組合員期間があること
- ② 退職の日から起算して20日以内に加入の申出を行うこと
- ③ 退職の日から起算して20日以内に任意継続掛金及び介護掛金を払い込むこと

① 退職の日まで引き続き1年1日以上組合員期間があること

<例1>

今回任用：臨時的任用職員 常勤講師（共済適用） R5.4.1～R6.3.31
⇒ 共済組合員期間：継続して1年と1日以上ないため任意継続不可。

<例2>

前回任用：臨時的任用職員 常勤講師（共済適用） R4.4.1～R5.3.31
今回任用：臨時的任用職員 常勤講師（共済適用） R5.4.1～R6.3.31
⇒ 共済組合員期間：継続して1年と1日以上のため任意継続可能。

<例3>

前回任用：臨時的任用職員 常勤講師（共済適用） R4.4.1～R5.3.31
今回任用：臨時的任用職員 常勤講師（共済適用） R5.4.7～R6.3.31
⇒ 任用期間に空白期間があり、この間共済の組合員期間が引き続いていない場合は、継続した組合員期間が1年1日以上ないため任意継続不可。

<例4>

前回任用：臨時的任用職員 常勤講師（共済適用） R4.4.1～R5.3.31
今回任用：臨時的任用職員 常勤講師（共済適用） R5.4.7～R6.3.31
⇒ 任用期間に空白期間があるが、この間共済の組合員期間が引き続いている場合は、組合員期間が1年1日以上となるため任意継続可能。

<例5> 年度中途から任意継続可能となるケース

前回任用：臨時的任用職員（共済適用） R4.6.3～R5.3.31
今回任用：臨時的任用職員（共済適用） R5.4.1～R6.3.26
⇒ 退職日がR5.6.3以降であれば任意継続可能です。
共済組合員期間が1年1日となる日：R5.6.3
よって、R6.3.26からも任意継続可能。

② 退職の日から起算して20日以内に加入の申出を行うこと

任意継続組合員となることを希望する場合は、退職の日から起算して20日以内（令和6年3月31日退職の場合は4月19日（金）まで（共済組合必着））に加入の申出を行ってください。

③ 退職の日から起算して20日以内に任意継続掛金及び介護掛金を払い込むこと

任意継続組合員となることを希望する場合は、退職の日から起算して20日以内（令和6年3月31日退職の場合は4月19日（金）まで）に任意継続掛金及び介護掛金の払込みが必要です。介護掛金の納入対象者は40歳以上65歳未満の方となります。

払込みが退職の日から20日を過ぎると申込みは出来ませんので御注意ください。

3 任意継続組合員証の交付について

任意継続組合員申出書が提出されると、任意継続掛金及び介護掛金の払込書を発行しますので、期日までに納付してください。共済組合で掛金の払込みが確認でき次第、任意継続組合員証（任意継続組合員被扶養者証を含む。以下「任意継続組合員証等」という。）を交付します。

令和5年度末に退職する任意継続組合員の申込手続は次ページ以降を御覧ください。

4 掛金の払込方法について

掛金の払込方法は年払い（年度末までの掛金を一括で払込む方法）と月払いのどちらかになります。

※ 掛金の払込み忘れによる資格喪失を防ぐためにも年払いをお勧めします。

月払いを希望される方へ

- ・ 月払いを希望される方は、口座振替の申請が必要です。
仮申込時に「預金口座振替依頼書」（35ページ）の提出をお願いします。
（銀行届出印の押印が必要です。）
 - ・ 月払いを希望される方も最初の2月分は払込みになります。
 - ・ 残高不足等により口座振替不能となった場合、払込書をお送りします。
当月末までに払込みがない場合は、任意継続組合員の資格を喪失することになりますので御注意ください。
- ※申込時以外の年度途中で払込方法を変更することはできません。

年払いの払込書を受け取った後に払込方法を月払いへ変更したい方へ

- ・ 納付前に必ず下記連絡先まで御連絡ください。
- ・ 「預金口座振替依頼書」（35ページ）の提出をお願いします。
（銀行届出印の押印が必要です。）
- ・ 自宅宛てに郵送した年払いの払込書は廃棄してください。

連絡先 〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7
公立学校共済組合福岡支部 給付係
電話番号 092-643-3871 （給付係直通）

〈令和5年度末に退職される方の任意継続組合員の申込手續について〉

任意継続組合員の申込みは、3月上旬（令和5年度は令和6年3月7日（木））に退職後（令和6年4月から）の状況が確定しているかによって手續が異なります。御自身の状況により次の①、②のどちらかで手續を行ってください。

① 3月上旬（3月7日（木））までに退職後に任意継続組合員になることが確定している方

令和6年度講師登録を行っていない方など、3月7日（木）時点で任意継続組合員となることが確定している方は必ず仮申込みを行ってください。※仮申込みを行った方は、4月上旬までに組合員証を送付します。

(例) ・令和6年4月からの講師登録や再任用の希望を行ってない方
・令和6年4月からは就職しない（無職）ことが確定している方
など、退職後に任意継続組合員となることが確定している方

第一段階 <仮申込みを3月7日（木）までに行う>

任意継続組合員仮申込書に必要事項を記入・押印し、仮申込期限までに提出してください。
仮申込開始日は2月19日（月）です。

- | | |
|---------|--|
| ア 仮申込期限 | 3月7日（木）【必着】 |
| イ 提出書類 | ・任意継続組合員仮申込書（31ページ）
・預金口座振替依頼書（35ページ）※月払いを希望する方のみ |
| ウ 提出先 | 〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7
公立学校共済組合福岡支部 給付係 |



任意継続掛金及び介護掛金の払込書の送付 順次仮申込書に書かれた住所へ送付します

前納による割引は令和6年4月～令和7年3月（12カ月）分を適用した金額で作成します。
年払いから月払いへ変更したい場合は3月15日（金）までに御連絡ください。



第二段階 <掛金の払込み及び正式申込みを3月22日（金）までに行う>

仮申込みを行っている方は、3月22日（金）までに正式申込みをしてください。

※ 仮申込みを行っている方で、任意継続になることが3月22日（金）までに確定していない方は確定してから4月19日（金）までに申し込んでください。

① 正式申込みの手續

掛金の払込み後、正式申込みをしてください。

- | | |
|----------|--|
| ア 正式申込期限 | 3月22日（金）【必着】 |
| イ 提出書類 | ・任意継続組合員申出書（33ページ）
・領収済みの任意継続掛金介護掛金払込書
（後日任意継続組合員証に同封して返却します）
・在職中に使用していた組合員証等
（3月末まで組合員証等を使用する方は、申出書内のチェック欄に をしてください。4月以降は使用できませんので4月5日（金）までに必ず御返送ください） |
| ウ 提出先 | 〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7
公立学校共済組合福岡支部 給付係 |

② 任意継続組合員証の交付 書類を確認し、御自宅へ送付します。（4月上旬までに）

<仮申込みをされた方について>

仮申込みを行い、3月中に掛金を払い込んだ場合は、掛金が前納割引となります。

- 3月中に払込みをする場合

掛金を前納することによる割引が4月～3月(12カ月)分適用になります。

- 4月に払込みをする場合

掛金を前納することによる割引が5月～3月(11カ月)分適用になります。

払込みをする時期によって上記のとおり割引金額が変わります。御自宅に送付する払込書の金額は12カ月分の割引が適用された金額です。そのため3月中に仮申込みをし、4月に入って払込みをされる方については後日差額を納付していただく必要があります。

② 3月上旬(3月7日(木)まで)に退職後に任意継続組合員になることが確定していない方

3月上旬(3月7日(木)まで)に令和6年4月からの就職の状況が未確定の方は、仮申込みは行わず、任意継続組合員になることが確定してから次により手続を行ってください。

(例) 令和6年4月からの講師登録、再任用の希望等を行っていたため、3月上旬には、4月からの状況が確定していなかったが、任用が無かったなどの理由により、最終的に任意継続組合員となることを希望する方

第一段階 <正式申込みを4月5日(金)までに行う>

ア 正式申込期限 4月5日(金)【必着】

イ 提出書類 ・任意継続組合員申出書(33ページ)

※ 仮申込書ではないため注意すること。

・在職中に使用していた組合員証等

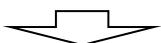
ウ 提出先 〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7

公立学校共済組合福岡支部 給付係

※ 4月5日(金)までに申込みができない方で、任意継続組合員になることを希望する方は、直接公立学校共済組合福岡支部給付係に御連絡ください。



任意継続掛金及び介護掛金の払込書の送付 順次仮申込書に書かれた住所へ送付します



第二段階 <掛金の払込みを4月19日(金)までに行う>

① 掛金の払込み

4月19日(金)までに福岡銀行で掛金の払込みをしてください。

② 任意継続組合員証の交付

福岡銀行から届く振込情報を確認した後、御自宅へ任意継続組合員証を送付します。

※ 払込みから御自宅への発送には10日程度かかる場合があります。

仮申込みを行わない場合、4月中旬以降に組合員証をお渡しすることとなります。組合員証が届く前に医療機関を受診される場合は、受診される医療機関に「退職し、任意継続の手続中です。任意継続組合員証は4月中旬に届く予定です。」と御相談ください。

※ 4月19日(金)までに申出書の提出(福岡支部給付係必着)及び掛金の払込みがない場合は、任意継続組合員となることができませんので御注意ください。

5 限度額適用認定証について

限度額適用認定証を持っている方で、その有効期限が退職日以降である場合、任意継続組合員証の交付時に任意継続組合員番号に変更した「限度額適用認定証」を送付します。在職中に使用していた限度額適用認定証は、任意継続申込時に返納してください。

なお、新たに「限度額適用認定証」の交付が必要となった場合は、「公立学校共済組合 限度額適用認定申請書」（47ページ）を福岡支部給付係へ送付してください。

6 特定疾病療養受療証について

特定疾病療養受療証を交付されている方には、任意継続組合員証の交付時に任意継続組合員番号に変更した「特定疾病療養受療証」を送付します。在職中に使用していた特定疾病療養受療証は、任意継続申込時に返納してください。

なお、新たに「特定疾病療養受療証」の交付が必要となった場合は、福岡支部給付係までお知らせください。

7 任意継続掛金額及び介護掛金額（令和6年4月～令和7年3月）

任意継続掛金 … 次のいずれか少ない額に令和6年度の掛金率を乗じて得た額（円未満切捨）

介護掛金 … 次のいずれか少ない額に令和6年度の掛金率を乗じて得た額（円未満切捨）

① 退職時の標準報酬月額

② 全組合員の平均標準報酬月額 380,000円（令和6年4月から適用）

※ 年払い（令和6年4月～令和7年3月分）の場合は、前納による割引が適用されます。

※ 令和6年度の掛金率は未定です。掛金率の決定後、所属所へ通知します。

8 任意継続組合員資格の喪失

任意継続組合員が次のいずれかに該当すると、その翌日（⑤及び⑥に該当するときはその日）から資格を喪失します。

① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき

② 任意継続掛金及び介護掛金を払込期日までに払い込まなかったとき

③ 死亡したとき

④ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申出書により申し出た場合で、申出書を共済組合が受理した日の属する月の末日が到来したとき
（国民健康保険に加入又は家族の健康保険等の被扶養者になる）

⑤ 就職により健康保険の被保険者や組合員となったとき

（他の法律に基づく共済組合で、短期給付に相当する給付を行うものの組合員を含む。）

⑥ 後期高齢者医療の被保険者となったとき

【資格喪失の手続】

ア ①又は②に該当したとき

共済組合から資格喪失した旨を通知します。
任意継続組合員証等を福岡支部給付係に返納してください。

イ ③又は④に該当したとき

次の書類を福岡支部給付係に提出してください。

- ・ 任意継続組合員資格喪失申出書（37ページ）
- ・ 任意継続掛金・介護掛金還付請求書（39ページ）
- ・ 任意継続組合員証等

ウ ⑤又は⑥に該当したとき

次の書類を福岡支部給付係に提出してください。

- ・ 任意継続組合員資格喪失申出書（37ページ）
- ・ 任意継続掛金・介護掛金還付請求書（39ページ）
- ・ 任意継続組合員証等
- ・ 就職先の健康保険証の写し又は就職日が確認できる書類（就職した場合）
- ・ 後期高齢者医療被保険者証の写し
（後期高齢者医療の被保険者になった場合）

9 任意継続組合員の令和7年度の更新

任意継続組合員の更新については、令和7年3月上旬頃、御自宅宛てに更新の御案内を送付します。



重要だよ！忘れないで！

- ・ 任意継続の申込みは、3月上旬に退職後（令和6年4月から）の状況が確定しているかにより、手続が異なるので注意してください。
- ・ 4月19日(金)までに申込み及び掛金の振込がない場合は、任意継続組合員となることができませんので御注意ください。
- ・ 任意継続組合員になる方もこれまで使っていた組合員証は必ず返却してくださいね。

任意継続組合員諸手続スケジュール

令和6年

3

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1 3月上旬に仮申込みを行う場合

(3月7日(木)までに任意継続組合員となることが確定している方)

3月7日(木):任意継続組合員仮申込期限

(仮申込開始日は2月19日(月)です。)

3月22日(金):掛金払込み及び正式申込期限

2 仮申込みせず3月末以降に申込みを行う場合

(3月7日(木)の時点で任意継続組合員となるか未確定の方)

4月5日(金):正式申込期限

4月19日(金):掛金払込期限

(4月5日(金)までに申込みができない方で、任意継続組合員になることを希望する方は、直接公立学校共済組合福岡支部給付係に御連絡ください。)

5月20日(月):掛金月払い希望者 初回口座振替日

3 任意継続に加入後のスケジュール

毎月19日:掛金月払い希望者口座振替日
(銀行が休業日の場合は翌営業日)

毎月10日:短期給付金請求締切日

毎月25日:短期給付金支給日

※給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと時効により受給権が消滅しますので、御注意ください。

令和6年秋頃:被扶養者の収入状況等の確認(検認)書類送付

令和7年1月下旬頃:掛金払込証明書の送付(確定申告用)

令和7年3月上旬頃:任意継続更新の御案内送付

令和7年3月31日:任意継続更新希望者掛金払込期限

Ⅲ 任意継続組合員制度～被扶養者について～

1 被扶養者の取扱い

下記【認定要件】を満たし、次の①又は②に該当する場合、任意継続組合員の被扶養者になることができます。

① 退職時に被扶養者として認定されている

任意継続組合員申込時に引き続き扶養するとき

⇒「任意継続組合員仮申込書」（31ページ）及び「任意継続組合員申出書」（33ページ）の被扶養者欄に氏名等を記入してください。

任意継続組合員申込時に扶養から外すとき

⇒「任意継続組合員仮申込書」（31ページ）及び「任意継続組合員申出書」（33ページ）の被扶養者欄に氏名等を記入しないでください。（資格喪失証明書が必要な方は御連絡ください）

② 退職後、任意継続組合員の被扶養者としての認定を新たに受ける

認定を受けようとする場合、事前に福岡支部給付係までお知らせください。

※ 扶養の事実が生じた日から30日を過ぎて申告が行われた場合、認定日は共済組合で申告書を受け付けた日となります。

【認定要件】

ア 認定対象者の年収が130万円未満（障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は、60歳以上の者は、当該年金等と他の収入との合算額が年額180万円未満）の場合。

イ 認定対象者の月収が3か月連続で次頁の「基準月額」以上とならない場合。

ウ 認定対象者の雇用保険受給金額が、次頁の「基準日額」未満の場合。

エ 組合員の子が認定対象者の場合、組合員と配偶者の今後1年間の収入を比較し、組合員の収入が多い場合又は同程度の収入の場合。

※御自身（任意継続）、配偶者（現役教員）の場合、子の扶養を配偶者に変更する必要があります。

オ 認定対象者が健康保険の被保険者となっていないこと。

カ 日本国内に居住していること。

※ 収入には給与、公的年金以外に、傷病手当金、遺族年金、雇用保険の基本手当等の非課税所得や、事業所得、農業所得、不動産所得、配当所得及び民間企業の個人年金等も含まれます。

また、既に被扶養者として認定されている方が、新たに収入を得るようになった等収入状況に変更があった場合は、認定要件を満たしているか再度御確認ください。

【被扶養者の所得限度額】

支給区分	右記以外の者	障害を支給事由とする公的年金の 受給要件に該当する程度の障害を 有する者又は、60歳以上の者
基準年額（年額で支給される場合） 例：公的年金・事業所得等	130万円未満	180万円未満
基準月額（月額で支給される場合） 例：給与等	108,334円未満	15万円未満
基準日額（日額で支給される場合） 例：雇用保険基本手当・傷病手当金等	3,612円未満	5,000円未満

【注】複数の収入（公的年金と給与、公的年金と雇用保険基本手当など）がある場合は、それぞれの収入を合算して考えます。詳細は福岡支部給付係にお問合せください。

2 任意継続組合員被扶養者の認定取消

被扶養者が次のいずれかに該当すると、事実の発生日から認定が取り消しとなります。

- ① 任意継続組合員が資格を喪失したとき
- ② 就職により健康保険の被保険者となったとき
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ④ 1被扶養者の取扱い（16ページ）の【認定要件】に該当しなくなったとき（該当する見込みがなくなったとき）
- ⑤ 3検認についての検認を行った結果、認定要件に該当しないと確認できたとき

※ 認定取消日以降誤って任意継続組合員被扶養者証を使用していた場合、医療費の返還をしていただくこととなります。また、遡って取消となった場合も医療費の返還が生じます。例年、遡って認定取消となる事案が数多く発生しています。被扶養者の収入状況には、十分お気を付けください。

御不明な点がありましたら、福岡支部給付係までお問い合わせください。

【認定取消の手続】

次の書類を福岡支部給付係に提出してください。

- ・ 被扶養者申告書（取消申告）（43ページ）
- ・ 事実の発生日がわかる書類（新しい保険証の写し、就職証明書、雇用契約書、年金改定通知書など）
- ・ 任意継続組合員被扶養者証

3 検認について

被扶養者の収入状況等の確認のため、組合員被扶養者証の「検認」を行います。

「検認」の時期及び提出書類等の詳細については、任意継続組合員の御自宅宛てに通知します。

別表 1

任意継続組合員短期給付事業

【短期給付事業】健康保険制度で、組合員及び被扶養者の病気や負傷（業務によらない）、出産、死亡、災害等により、組合員が被る経済的負担を補てん又は軽減するため、公立学校共済組合では次のような給付を行っています。

給付事由	給付の種類	給付要件	給付額	手続
病 気 ・ 負 傷	療養の給付 家族療養の給付	医療機関窓口へ組合員証等を提示し、 診療を受けたとき	保険診療費用の7割 ※小学校就学前は8割 ※高齢受給者(70歳以上75歳未満)は所得 に応じた割合(【注】参照)	自動給付 請求書の提出不要
	入院時食事療養費 家族入院時食事療養費	療養の給付と併せて、食事の提供を 受けたとき	一食につき、実費額から460円を控除した額	
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から訪問看護を 受けたとき	訪問看護の療養に要した費用に、療養 の給付と同様の率を掛けた額	
	高額療養費	同一月に同一の医療機関又は薬局等 での自己負担額が右記の額を超えた とき	自己負担額から次の算出式で得られた 額を控除した額 ○退職時の標準報酬月額が28万円以上 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ○退職時の標準報酬月額が28万円未満 57,600円	
	一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	同一月に同一の医療機関又は薬局等 での自己負担額が1件につき 25,000円 を超えたとき	自己負担額から25,000円を控除し、 100円未満を切り捨てた額	
	療養費 家族療養費	①やむを得ない事情により組合員証等 を使用しないで受診したとき ②医師が治療上必要と認めた次のもの ・小児弱視等治療用眼鏡、コルセット 等の治療用装具の購入 ・生血の購入 ・柔道整復師の施術を受けたとき (自動給付) ・あん摩、マッサージ、はり、きゅうの 施術を受けたとき(自動給付)	規定により算出した額の7割 ※小学校就学前は8割 ※高齢受給者(70歳以上75歳未満)は所得 に応じた割合(【注】参照)	請求書提出 一部自動給付
移送費 家族移送費	医師の指示により療養の給付を受け るため、病院又は診療所に移送され た場合において共済組合が必要と認 めたとき	実際に移送に要した費用の範囲内の額 ※単なる通常の療養のための通院等は、 支給対象外。		

給付事由	給付の種類	給付要件	給付額	手続
出産	出産費 家族出産費	組合員又は被扶養者が出産(流産、死産を含む)したとき	500,000円 (産科医療補償制度対象外の分娩の場合は、488,000円)	請求書提出
	出産費附加金 家族出産費附加金	出産費又は家族出産費を支給するとき	50,000円	
死亡	埋葬料 家族埋葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき	50,000円	
	埋葬料附加金 家族埋葬料附加金	埋葬料又は家族埋葬料を支給するとき	25,000円	
災害	弔慰金 家族弔慰金	組合員又は被扶養者が水震、火災その他の非常災害により死亡したとき	組合員の死亡(弔慰金) 標準報酬月額×1月分 被扶養者の死亡(家族弔慰金) 標準報酬月額×0.7月分	
	災害見舞金	組合員又は被扶養者が水震、火災その他の非常災害により住居又は家財に3分の1以上の損害を受けたとき	(標準報酬月額×0.5~3月分) ※災害の程度による	

【注】昭和29年4月2日以降生まれ：8割（70歳到達日が属する月の翌月以降）

ただし、現役並み所得者は7割

※ 自動給付とは、医療機関等から提出される「診療報酬明細書」(レセプト)により、共済組合が支給額を計算して支給するものです。組合員からの請求の必要はありません。

請求をお忘れではないですか？

- ・ 給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと時効により受給権が消滅します！
- ・ 請求書の様式は、福岡支部ホームページからダウンロードするか、福岡支部給付係に連絡してください。様式を送付いたします。
- ・ 請求書は、福岡支部給付係宛てに送付してください。



別表 2

公立学校共済組合任意継続組合員短期給付と国民健康保険給付との比較

公立学校共済組合 任意継続組合員				
短 期 給 付 一 覧	法 定 給 付	保 健 員 組 合	療養の給付	病 気 ・ 負 傷
			保険外併用療養費	
			訪問看護療養費	
			療養費	
			入院時食事療養費	
			入院時生活療養費	
			高額療養費	
			移送費	
			高額介護合算療養費	
			出産費	
		埋葬料	死 亡	
		被 扶 養 者	家族療養の給付	病 気 ・ 負 傷
	家族訪問看護療養費			
	家族療養費			
	高額療養費			
	家族移送費			
	高額介護合算療養費			
	家族出産費		出 産	
	家族埋葬料	死 亡		
	災 害 給 付	組 合 員	弔慰金	災 害 死 亡
			災害見舞金	災 害
		被 扶 養 者	家族弔慰金	災 害 死 亡
	附 加 給 付	組 合 員	一部負担金払戻金	病 気 ・ 負 傷
出産費附加金			出 産	
埋葬料附加金			死 亡	
被 扶 養 者		家族療養費附加金	病 気 ・ 負 傷	
		家族訪問看護療養費附加金		
		家族出産費附加金	出 産	
		家族埋葬料附加金	死 亡	

国 民 健 康 保 険			
法 被 定 保 給 險 付 者	保 険 給 付	療養の給付	病 気 ・ 負 傷
		保険外併用療養費	
		訪問看護療養費	
		療養費	
		入院時食事療養費	
		入院時生活療養費	
		高額療養費	
		移送費	
		高額介護合算療養費	
		出産育児一時金	
	葬祭費	死 亡	

国民健康保険は、加入は世帯単位となります。
また、現在ほとんどの市町村は、災害給付と
休業給付及び附加給付制度がありません。

※任意継続組合員制度には、休業給付（傷病手当金附加金・育児休業手当金・介護休業手当金・休業手当金）がありません。

IV 資格喪失後の短期給付

退職（任意継続組合員資格喪失後を含む。以下同じ。）すると、共済組合員（任意継続組合員）としての資格は喪失しますが、次の短期給付については、共済組合に掛金を納入することなく一定の要件のもとに給付を受けることができますので、受給要件に該当したときは、直接福岡支部に請求書等必要書類を送付し請求してください。

なお、受給要件に該当した日から2年間請求されないと、受給権が消滅します。

1 傷病手当金

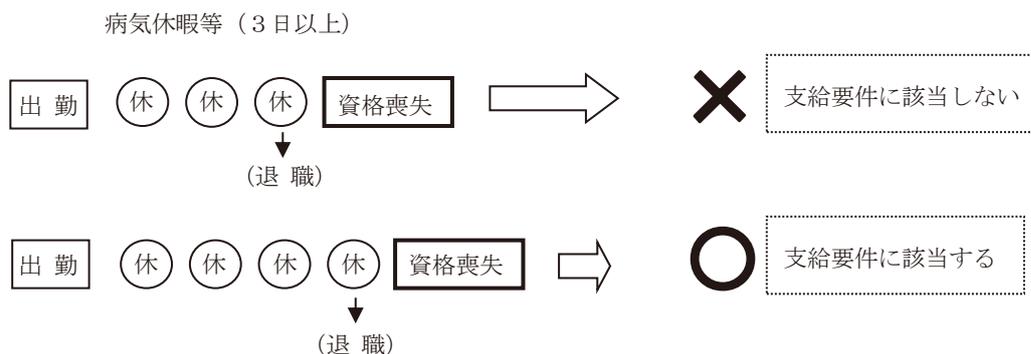
(1) 受給資格

1年以上組合員（任意継続組合員を除く。）であった方が退職した際に傷病手当金の支給要件（※）を満たしているとき。支給額は、勤務できない期間1日につき標準報酬日額の3分の2の額が支給されます。

※ 支給要件… 組合員が公務外の傷病の療養のため、引き続き勤務に服することができない場合、勤務に服することができなくなった日以後3日（待期間）を経過したときに4日目以降傷病手当金が支給されます。

4日目に組合員資格がない場合、傷病手当金は支給されません。

【例】



(2) 受給期間

退職しなかったとしたならば受けることができる期間（同一傷病：最長1年6か月、結核は3年）。ただし、同一傷病を支給事由とする障害厚生（共済）年金や老齢厚生（退職共済）年金等の支給を受けることができるときは、傷病手当金の日額が年金の日額を上回るときにその差額を支給します。

また、受給期間内に他の健康保険等（国民健康保険を除く。）の被保険者として資格を取得したときは、その日以後の継続支給は行いません。

(3) 請求手続

次の書類を福岡支部給付係に提出してください。毎月10日までに受け付けたものは、同月25日（ただし、金融機関が休日のときは、翌営業日）に支給します。

- ・ 傷病手当金請求書(毎月1枚) … 医師の証明は、請求期間の末日以降に受けてください。
- ・ 報酬支給額証明書 ※
- ・ 休職発令通知書の写し及び退職辞令の写し
- ・ 履歴書の写し ※
- ・ 出勤簿の写し ※
- ・ 同意書

（第一回目の請求時のみ提出）
※退職時の所属所の事務担当者に作成を依頼してください。

(4) その他

① 傷病手当金は収入とみなされるため、受給金額が基準額（健康保険によって異なります。）以上となる場合は、健康保険の被扶養者となることができません。

特に、遡って傷病手当金が支給されるようなときは、被扶養者の資格も遡って取り消すこととなりますので御注意ください。

② 障害厚生（共済）年金・老齢厚生（退職共済）年金等、年金の支給を受けることができる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、年金の日額が傷病手当金の日額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

なお、遡って年金が支給（改定）された場合等、年金との支給調整がされないまま傷病手当金を受給した場合は、支給済みの傷病手当金を返還していただくこととなります。

年金を受給中または請求中の方は、傷病手当金の請求時に御連絡ください。

2 出産費

(1) 受給要件

引き続き1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産（妊娠4か月以上の人工中絶、死産及び流産を含む。）したとき。ただし、退職後出産するまでの間に他の健康保険等（国民健康保険を除く。）の被保険者として資格を取得した場合は除く。

※ 被扶養者は出産費の受給対象者ではありません。

(2) 給付内容

出産児1人につき、500,000円（産科医療補償制度対象外出産の場合、488,000円）

(3) 請求手続

次の書類を福岡支部給付係に提出してください。

- ・ 出産費請求書（様式は、福岡支部ホームページからダウンロードできます。）
- ・ 直接支払制度合意文書の写し
- ・ 出産育児一時金明細書の写し（出産年月日・出産児数・産科医療補償制度の掛金額・代理受取額の記載があるもの）

《直接支払制度を利用しない場合》

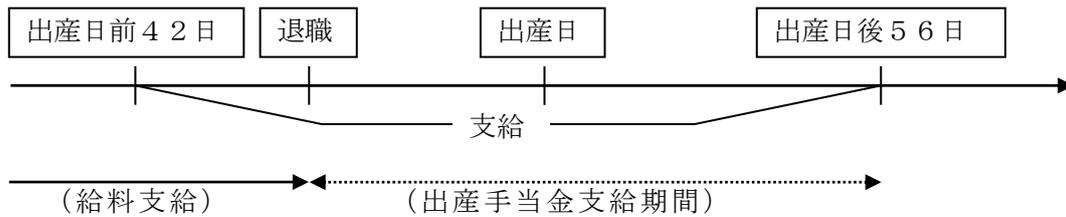
- ・ 出産証明書（様式は、福岡支部ホームページからダウンロードできます。ただし、当該様式の事項を全て記載しているものであれば、任意の様式でも可）

3 出産手当金

(1) 受給資格

1年以上組合員（任意継続組合員を除く。）であった方が、退職した際に出産手当金の支給要件を満たしているとき。支給額は勤務できなかった期間1日につき、標準報酬日額の3分の2の額が支給されます。なお、傷病手当金を受給している場合、傷病手当金は支給停止となり、出産手当金のみ支給されます。

※ 支給要件…出産の日（出産の日が出産予定日後である時は出産予定日）前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間に退職した場合



(2) 受給期間

出産の日以前42日から出産の日後56日以内の期間のうち、資格喪失日以降の期間。ただし、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、その日以後の継続給付は行いません。

(3) 請求手続

次の書類を福岡支部給付係に提出してください。毎月10日までに受付けたものは、同月25日（ただし、金融機関が休日のときは、翌営業日）に支給します。

- ・ 出産手当金請求書
- ・ 報酬支給額証明書
- ・ 出産証明書（請求書にある出産証明欄に証明がない場合）

4 埋葬料

(1) 受給要件

組合員が死亡したとき。組合員が資格喪失後3か月以内に死亡したとき。ただし、組合員が資格喪失後死亡するまでの間に他の健康保険等（国民健康保険を除く。）の被保険者として資格を取得した場合は除く。「2 出産費」のような組合員の有資格期間の条件はありません。また、被扶養者は該当しません。

(2) 給付内容

退職時に組合員の被扶養者であった方に対し、50,000円（定額）。

ただし、退職時に被扶養者がいない場合は、実際に葬式を行いその費用を負担した方に対し、50,000円の範囲内で埋葬に要した費用に相当する額。

(3) 請求手続

次の書類を福岡支部給付係に提出してください。

- ・ 埋葬料請求書（様式は、福岡支部ホームページからダウンロードできます。）
- ・ 埋火葬許可証の写し又は同証の発行証明書
- ・ 埋葬に要した費用（霊柩代、霊前供物代等を含む。）がわかる領収書、明細書等の写し

退職後の健康保険制度に関するQ & A



Q 1. 任意継続と国民健康保険、どちらが良いの？

A 共済組合の任意継続組合員は、被扶養者への給付や、災害給付、附加給付制度がありますので、給付内容としては国民健康保険より充実していることになります。

保険料掛金額の算定の方法については、国民健康保険の掛金額は、前年の所得に応じて計算されています。一方、共済組合の任意継続組合員の掛金は、その年の収入の有無に関係なく退職時の標準報酬月額を元に計算されるため、掛金の額は1年目と2年目でほぼ同じ金額です。また、国民健康保険の保険料は、被扶養者の人数が増えると保険料も増えますが、共済組合の任意継続組合員の掛金は、被扶養者の人数に関係なく、同じ金額です。1年目は多くの場合は任意継続の方が掛金は安くなります。

必ずしもどちらが良いとは言えませんので、保険給付の内容や掛金の額などを比較して、御自身でどちらに加入するかを決めてください。



Q 2. 被扶養者の認定要件を満たさなくなった。(子どもが就職した。など) 手続は？

A 任意継続組合員被扶養者認定取消の手続をお願いします。しおりの17ページ以降を御確認ください。書類は福岡支部給付係宛てに被扶養者証等と一緒に送付してください。



Q 3. 資格喪失証明書がほしい。

A ①退職される場合 …… 組合員申告書(様式は所属所にあります)の「資格喪失証明書の発行」の「必要」欄にチェックをしてください。処理が終わり次第、御自宅に送付します。

②被扶養者の取消の場合 …… 被扶養者申告書(43ページ)「資格喪失証明書の発行」の「必要」欄にチェックをしてください。処理が終わり次第、御自宅に送付します。

③任意継続をやめる場合 …… 任意継続の資格喪失手続の処理が終わり次第、御自宅に送付します。



Q 4. 任意継続の掛金を月払いにした。毎月いつ引き落とされるのか。

A 毎月19日です。19日が銀行の休業日の場合は翌営業日です。



Q5. 療養費や傷病手当金など短期給付の書類の締め切りは。

- A 毎月10日が短期給付の締め切りです。毎月10日までに受付けたものは、その月の25日に支給します。25日が銀行の休業日の場合は翌営業日に支給します。
なお、給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと時効により受給権が消滅しますので、忘れずに請求をしてください。



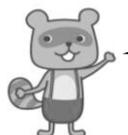
Q6. 任意継続をしているが、夏から常勤講師として働くことになった。講師の任期が終わった後、任意継続にまた加入できるか。

- A 講師としての組合員期間が1年1日以上あれば可能です。常勤講師になった時点で新しく組合員資格を取得するため、退職時に申込みをした任意継続の資格は喪失します。新たに取得した常勤講師としての組合員期間が1年1日以上あれば、その組合員資格に対する任意継続を申込みすることができます。もし2か月、3か月などの短期間の任用の場合は、講師の任用が終わった後、任意継続をすることはできません。



Q7. ケガをして治療用の装具を購入した。病院から書類をもらったがどうしたらいいか。

- A 療養費・家族療養費の申請をしてください。請求書は福岡支部ホームページからダウンロードできます。ホームページから印刷できる環境がない場合は請求書を送付しますので、福岡支部給付係まで御連絡ください。



Q8. 入院をする予定で高額な医療費を払うこととなる。高額療養費に該当すると思う。なにか手続はあるか。

- A 特に手続は必要ありません。約3か月後に病院から共済組合にレセプトが届きます。内容を確認し、高額療養費に該当する場合は自動的に給付がおこなわれます。
なお、事前に限度額適用認定証の申請をしていただければ、窓口での負担を一部減額することも可能です。(限度額適用認定証の申請をしない場合は、後日給付金として支払われるので最終的な負担額は同じです。)限度額適用認定証の申請書はしおりの47ページもしくはホームページからダウンロードできます。



Q9. 就職をしたので任意継続を辞めたい。就職先から保険証をもらった。年払いした掛金はどうなる？

- A 任意継続の資格喪失手続をお願いします。しおりの13ページを御確認ください。書類は共済組合給付係宛てに組合員証等と一緒に送付してください。未経過分の掛金がある場合、任意継続掛金・介護掛金還付請求書(39ページ)を送付していただくことで、月単位で御指定の口座へ還付いたします。



Q10. 任意継続の掛金っていくらになるの？

A 12月1日時点で令和6年度の掛金率が決まっていないため参考程度にしかお知らせできませんが、最高額で月額41,496円×12カ月の497,952円となる見込みです。御自身の退職時の標準報酬月額を確認の上（標準報酬月額については在職時の給与担当者にお尋ねください）、令和6年度の掛金率がわかりましたら、ホームページに掲載しますので早見表にあてはめて計算してみてください。

<参考>

任意継続掛金・介護掛金 月額計算早見表

令和6年度の掛金率は未定です。参考に令和5年度の率で算出した場合の掛金額は次のとおりです。

任意継続掛金額及び介護掛金額（令和5年4月～令和6年3月）

任意継続掛金・・・次の①②のいずれか少ない額に千分の93.2を乗じて得た額（円未満端数切捨）

介護掛金・・・次の①②のいずれか少ない額に千分の16を乗じて得た額（円未満端数切捨）

① 退職時の標準報酬月額

② 全組合員の平均標準報酬月額 380,000 円（令和6年4月から適用）

【掛金月額計算早見表】

1 退職時の標準報酬月額が、②全組合員の平均標準報酬月額		380,000 円	以上の方
任意継続掛金 月額	②平均標準報酬月額	380,000 円	$\times \frac{93.2}{1000} = 35,416$ 円 (円未満切捨)
介護掛金 月額	②平均標準報酬月額 (40歳以上65歳未満の方のみ納付)	380,000 円	$\times \frac{16}{1000} = 6,080$ 円 (円未満切捨)
合計			41,496 円
2 退職時の標準報酬月額が、②全組合員の平均標準報酬月額		380,000 円	未満の方
任意継続掛金 月額	①退職時の標準報酬月額	円	$\times \frac{93.2}{1000} =$ 円 (円未満切捨)
介護掛金 月額	①退職時の標準報酬月額 (40歳以上65歳未満の方のみ納付)	円	$\times \frac{16}{1000} =$ 円 (円未満切捨)
合計			円

※ 年払い（令和5年4月～令和6年3月分 一括払い）の場合は、前納による割引が適用されます。

例：最高額の場合

① 仮申し込みを行い、 1年分（各月払い） 41,496 円 \times 12か月 = 497,952 円
 3月中に払込みをした場合 1年分一括払い 0 = 487,516 円
 差額（割引額） 割引率： 2.096 % 10,436 円

② 4月中に払込みをした場合 1年分（各月払い） 41,496 円 \times 12か月 = 497,952 円
 1年分一括払い = 489,112 円
 差額（割引額） 割引率： 1.775 % 8,840 円

※ 3月中に仮申し込みをして4月に払込みをした場合の追加納付分 1,596円
 （4月に払込みをした場合、後日追加で納付していただく必要があります。）

※ 掛金額は令和5年度の率で算出したものであり、実際の掛金額は令和6年度の率で算出する必要があります。

様式集 (健康保険関係)

様式は公立学校共済組合福岡支部の
ホームページにも掲載しています。

※3月31日退職者用 任意継続組合員仮申込書

仮 申 込 み

・令和6年4月からの講師登録、再任用の希望を行っていない者、
 令和6年4月からは就職しない（無職になる）ことが確定している者など、
 3月上旬の時点で退職後に任意継続組合員となることが確定している者のみ仮申込みを行ってください。

任意継続組合員証番号				組合員証番号			
2	4	X					

氏 名				生 年 月 日			
フリガナ				昭和・平成			
漢 字	氏 名		退 職 年 月 日				
			令 和 年 月 日				
住 所	郵便番号		フリガナ				
			漢字				
		都・道・府・県		市・区・町・村			
電話 番号	()			日中(9:00～17:00)に連絡がつく番号(携帯電話) を記入してください。			
被 扶 養 者	退職時にあなたの被扶養者となっている人を任意継続加入後も引き続き扶養する場合に記入してください。(記入がない場合、被扶養者から外れることとなります。) ただし、被扶養者に該当しない場合(就職、扶養替えなど 17ページ参照)は記入できません。 ※ 扶養から外れる場合で喪失証明書が必要なときは御連絡ください。						
	氏 名	性別	生年月日	続柄	収入状況について(必ず18ページで確認すること)		
		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか？	はい・いいえ	
		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか？	はい・いいえ	
	男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか？	はい・いいえ		
地方公務員共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員になることを希望するので申し出ます。 公立学校共済組合福岡支部長 殿 令和 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申出者氏名 (記名押印又は署名) </div>							

○太線の中をボールペンで記入してください。

○この申込書で必ず任意継続組合員になるということではありません。年度末退職者の方の組合員証等を速やかに交付するため、仮申込みをさせていただいていますので、後日取消されてもかまいません。

提出期限 令和6年3月7日(木)

提出先 〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号

公立学校共済組合福岡支部 給付係 宛

裏面の記入例を参考に記入してください。

※3月31日退職者用 任意継続組合員仮申込書

仮 申 込 み

・令和6年4月からの講師登録、再任用の希望を行ってない者、
 令和6年4月からは就職しない（無職になる）ことが確定している者など、3月上旬の時点で退職後に任意継続組合員となること
 が確定している者のみ仮申込みを行ってください。

任意継続組合員証番号	組合員証番号
2 4 X 記入しない	8 7 6 5 4 3 2

氏 名		生 年 月 日			
フリガナ	コウリツ	タロウ	昭和	平成	3 6 1 1
漢 字	氏 公 立	名 太 郎	退 職 年 月 日		
			令和 6年 3月 31日		
住 所	郵便番号	フリガナ			
	8 1 2 - 8 5 7 5	フクオカシ ハカタク	ヒガシコウエン		
	福 岡	漢字	福 岡 市 博 多	東 公 園 7 - 7	
	都・道・府・ <u>県</u>		市・ <u>区</u> ・町・村		
電話 番号	090-1234-5678		日中(9:00~17:00)に連絡がつく番号(携帯電話) を記入してください。		
被 扶 養 者	退職時にあなたの被扶養者となっている人を任意継続加入後も引き続き扶養する場合に記入してください。(記入がない場合、被扶養者から外れることとなります。) ただし、被扶養者に該当しない場合(就職、扶養替えなど 17ページ参照)は記入できません。 ※ 扶養から外れる場合で喪失証明書が必要なときは御連絡ください。				
	氏 名	性別	生年月日	続柄	収入状況について(必ず18ページで確認すること)
	公立 花子	男・ <u>女</u>	昭和 平成 36年 12月 25日 令和	妻	今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか?
			昭和 平成 年 月 日 令和		はい・いいえ
		昭和 平成 年 月 日 令和		はい・いいえ	
		昭和 平成 年 月 日 令和		はい・いいえ	
地方公務員共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員になることを希望するので申し出ます。 公立学校共済組合福岡支部長 殿 令和 6年 3月 3日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申出者氏名 公立 太郎 (記名押印又は署名) </div>					

ここに書くことができる被扶養者は、
 ○退職時に被扶養者証が交付されている方
 ○退職後も引き続き扶養の要件(16ページ参照)を満たす方 です。

3月中旬に掛金の払込書を送るので、3月時点の住所を記入

収入には給与、公的年金以外に、傷病手当金、遺族年金、雇用保険の基本手当等の非課税所得や、事業所得、農業所得、配当所得及び民間企業の個人年金等も含まれます。

記 入 例

任意継続組合員申出書

任意継続組合員証番号				組合員証記号番号			
2	4	X		公立福岡			
氏 名				生 年 月 日			
フリガナ				昭和・平成			
漢 字		氏	名	退 職 年 月 日			
				令和 年 月 日			
掛金の納入方法 (どちらかに○)		年払い・月払い		月払い御希望の方は35ページの「預金口座振替依頼書」が必要です。			
住 所	郵便番号		フリガナ				
			漢字				
		都・道・府・県		市・区・町・村			
電話番号	()		日中(9:00~17:00)に連絡がつく番号(携帯電話)を記入してください。				
被 扶 養 者	退職時にあなたの被扶養者となっている人を任意継続加入後も引き続き扶養する場合に記入してください。 (記入がない場合、被扶養者から外れることとなります。) ただし、被扶養者に該当しない場合(就職、扶養替えなど 17ページ参照)は記入できません。 ※ 扶養から外れる場合で喪失証明書が必要なときは御連絡ください。						
	氏 名	性別	生年月日	続柄	収入状況について(必ず18ページで確認すること)		
		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか？		
		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		はい・いいえ		
	男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか？			
	男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		はい・いいえ			
<p>地方公務員共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員になることを希望するので申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福岡支部長 殿</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申出者氏名 (記名押印又は署名)</p>							

○ 太線の中をボールペンで記入してください。

証回収年月日
(共済組合使用欄)

令和

○ 在职中に使用していた公立学校共済組合組合員証、組合員被扶養者証、その他共済組合が交付している証は、任意継続組合員証の申込手続時にこの申出書と一緒に必ず返納してください。(学校又は教育事務所には返却しないこと)

○ 本申出書を提出しても、掛金の納付を退職日から起算して20日以内に完了しない場合、任意継続組合員にはなれませぬので御注意ください。

裏面の記入例を参考に記入してください。

組合員証等添付枚数記入欄		(共済組合使用欄)	
組合員証	枚		枚
被扶養者証	枚		枚
限度額適用認定証	枚		枚

忘れずに記入をしてください!

※3月中に正式申し込みを行う方で、3月末まで現在の組合員証等を使用するため、今回の申出書に組合員証等を未添付の方は☑チェックを入れてください。→□
→この場合、4月5日(金)までに組合員証等を公立学校共済組合へ必ず返却してください。(郵送可)

任意継続組合員申出書 記入例

		任意継続組合員証番号		組合員証記号番号											
		2	4	X	記入しない		公立福岡	8	7	6	5	4	3	2	
氏 名							生 年 月 日								
フリガナ	コウリツ			タロウ			昭和・平成	3	6	1	1				
漢 字	氏 公 立			名 太 郎			退 職 年 月 日								
							令和 6年 3月 31日								
掛金の納入方法 (どちらかに○)		年払い・月払い			月払いご希望の方は35ページの「預金口座振替依頼書」が必要です。										
住 所	郵便番号		フリガナ												
	8	1	2	-	8	5	7	5	フクオカシ ハカタク			ヒガシコウエン			
	福 岡		漢 字						東公園7-7						
		都・道・府・県		福 岡 市 博 多						市・区・町・村					
電話 番号	090-1234-5678				日中(9:00~17:00)に連絡がつく番号(携帯電話)を記入してください。										
被 扶 養 者	退職時にあなたの被扶養者となっている人を任意継続加入後も引き続き扶養する場合に記入してください。(記入がない場合、被扶養者から外れることとなります。) ただし、被扶養者に該当しない場合(就職、扶養替えなど 17ページ参照)は記入できません。 ※ 扶養から外れる場合で喪失証明書が必要なときは御連絡ください。														
	氏 名	性別	生年月日	続柄	収入状況について(必ず18ページで確認すること)										
	公立 花子	男・女	昭和 平成 令和 36年 12月 25日	妻	今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? はい・いいえ										
		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? はい・いいえ										
	男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? はい・いいえ											
地方公務員共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員になることを希望するので申し出ます。 公立学校共済組合福岡支部長 殿 令和 6年 3月20日 申出者氏名 公立 太郎 (記名押印又は署名)															
							証回収年月日 (共済組合使用欄)	令和	記入しない						

ここに書くことができる被扶養者は、
○退職時に被扶養者証が交付されている方
○退職後も引き続き扶養の要件(16ページ参照)を満たす方 です。

添付した枚数を必ず
記入してください!

組合員証等添付枚数記入欄		(共済組合使用欄)	
組合員証	1 枚		枚
被扶養者証	1 枚	記入しない	枚
限度額適用認定証			枚

該当する方は必ず
☑を入れてください!

忘れずに記入をしてください!

※3月中に正式申し込みを行う方で、3月末まで現在の組合員証等を使用するため、今回の申出書に組合員証等を未添付の方は☑チェックを入れてください。→□
→この場合、4月5日(金)までに組合員証等を公立学校共済組合へ必ず返却してください。

預金口座振替依頼書(月払者専用)

福岡銀行

支店 御中

令和	年	月	日
----	---	---	---

任意継続組合員証番号					組合員証記号番号				
2	4	X			公立福岡				

公立学校共済組合福岡支部の任意継続掛金を、口座振替の方法により支払うこととしたいので、下記事項を確認のうえ依頼します。

預金者 氏名	フリガナ	銀行 届出 印	

振替口座	福岡銀行							支店	
	預金口座	普通	口座番号 <small>※右詰で記入してください。</small>						
振替日	公立学校共済組合福岡支部が指定する日								
振替金額	公立学校共済組合福岡支部が指定する金額								

住所	郵便番号				フリガナ				
				-					
	都・道・府・県				漢字				
				市・区・町・村					

記

1. 私が支払うべき料金等について貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落しの上、お支払ください。なお、振込日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても差し支えありません。
2. 預金の引落しにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。
4. 貴行の都合により、振替日の前営業日または前々営業日に預金口座から引落されても差し支えありません。
5. この契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても差し支えありません。
6. この預金口座振替について仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行にご迷惑をかけません。

任意継続組合員資格喪失申出書

任意継続組合員証記号番号	公立福岡	号	共済組合受付印
退職時の所属所名			
上記所属所を退職した年月日	令和	年	月 日

地方公務員等共済組合法第144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなることを（希望するので）申し出ます。

資格喪失の理由 ※該当する号数を○で囲んでください。

2号 死亡 （死亡の翌日に任意継続組合員資格を喪失）

任継組合員氏名

死亡年月日 令和 年 月 日

※死亡者の戸籍謄本を添付してください。

4号 健康保険の被保険者となった （加入日に任意継続組合員資格喪失）

（健康保険の名称 _____）

（加入年月日 _____）

※健康保険証の写又は就職日が確認できる書類を添付してください。

5号 任意継続組合員でなくなることを希望する
（申出が受理された月の末日の翌日に任意継続組合員資格喪失）

（例1）国民健康保険に加入する。

（例2）健康保険の被扶養者となる。

6号 後期高齢者医療の被保険者等となった。 （加入日に任意継続組合員資格喪失）

公立学校共済組合福岡支部長 殿

令和 年 月 日

申 出 者	住 所	〒	—	電話番号	()
		氏名 (記名押印又は署名)			

※任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証(発行されているとき)を同時に返納してください。
 ※資格喪失の理由が5号の場合で、資格喪失日の前日まで組合員証等を使用する場合は資格喪失日以降速やかに組合員証等を返納してください。

共済組合使用欄	証回収年月日	令和 年 月 日
	資格喪失証明発行日	令和 年 月 日

共済組合受付印

任意継続掛金 還付請求書

介護掛金

任意継続組合員であった者の氏名		任意継続組合員証 記 号 番 号	公立福岡
還付の対象となる前納掛金	令和 年 月分から令和 年 月分まで (計 カ月分)		
還付請求金額	円 (金額が不明な場合は省略可)		
送金先	銀行	支店	できましたら福岡銀行で お願いします
	預金口座 普通預金	口座番号	
	フリガナ 口座名義人		
還付請求の理由	<p>該当する内容に○囲みをすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員本人が死亡したため。(2号) ・健康保険(共済保険)の被保険者となったため。(4号) ・任意継続組合員でなくなる旨を組合に申し出たため(国民健康保険に加入、他の者の被扶養者になるなど)(5号) ・任意継続掛金等を誤って納入したため。 ・その他の理由(記入すること) 		
<p>上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福岡支部長 殿</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 還付請求者 氏名 (記名押印又は署名) 続柄 () 任意継続組合員の死亡による請求の場合は、続柄を記入</p>			

※ 任意継続組合員が死亡したことにより相続人が還付の請求をするときは、必要な書類を送付しますので、共済組合給付係(表紙の裏面参照)までお知らせください。

組合員申告書

(変更届)住所・氏名・生年月日・性別・指定口座

※共済組合受付印

該当する項目に○印を付すること。
変更(訂正)する項目のみ記入してください。

任意継続組合員氏名
任意継続組合員証番号

所 属 所 名
任 意 継 続 組 合 員

改 姓 (訂 正) 後 の 組 合 員 氏 名						性 別		/				
						男 ・ 女						
フリガナ	(姓)				(名)							
漢字												
						生	年	月	日			
						平成		年		月		日
						昭和						
住 所	郵便番号				市 区 町 村	番 地	フリガナ					

指定 口座	福岡銀行 () 支店				口座番号			
	0	1	7	7				

上記のとおり届け出ます。

公立学校共済組合福岡支部長 殿

令和 年 月 日

任意継続組合員氏名
(記名押印又は署名)

TEL () - () - ()

※ 組合員証 交付 年月日					※ 組合員証 回収 年月日								
令和		年		月		日	令和		年		月		日

※は記入しないでください。

【 この申告書は次の場合に作成すること 】

組合員に関する事項（住所・氏名・生年月日・性別・指定口座）を変更又は訂正するとき。

《記入要領》

任意継続組合員証番号、氏名を記入し、変更又は訂正する項目のみ正確に記入する。

* 氏名の改姓の場合のみ任意継続組合員証を必ず添付すること。（被扶養者証の交付を受けている場合は併せて添付）

[裏]

申告書提出の際は、いずれの届け出の場合でも、必ず任意継続組員氏名、任意継続組員証番号の記入をしてください。

この申告書は次の場合に作成する。

- 1 1 新しく被扶養者の認定申告をするとき。
- 2 2 任意継続組員被扶養者証に記載されている被扶養者に関する事項の変更又は訂正をするとき。
- 3 3 被扶養者の取消申告をするとき。

《記入要領》

■認定申告

- 被扶養者氏名
- 続柄コード

漢字は楷書で正確に記入する。カタカナは、キ、エ、ヲを使用することはできない。

次の表から該当するコードを記入する。

[続柄コード表]

区分	続柄	コード	区分	続柄	コード	区分	続柄	コード	区分	続柄	コード
配偶者	夫	1	子	四女	24	兄弟姉妹等	兄	51	兄弟姉妹等	甥	73
	妻	2		五女	25		弟	52		義曾祖父	74
子	配偶者の子	10		六女	26		祖父	53		義伯父・義叔父	75
	長男	11		七女	27		義兄	54		義甥	76
	二男	12		八女	28		義弟	55		曾孫	77
	三男	13		九女以上	29		義祖父	56		曾祖母	81
	四男	14		父	31		孫	57		伯母・叔母	82
	五男	15		養父	32		姉	61		姪	83
	六男	16		義父	33		妹	62		義曾祖母	84
七男	17	母	41	祖母	63		義伯母・義叔母	85			
八男	18	父母	養母	42	義姉		64	義姪	86		
九男以上	19		義母	43	義妹		65	配偶者の曾孫	87		
養子・養女	20				義祖母	66	子の配偶者	90			
長女	21				配偶者の孫	67	孫の配偶者	91			
二女	22				曾祖父	71	兄弟姉妹の配偶者	92			
三女	23				伯父・叔父	72	甥姪の配偶者	93			
							その他	99			

- 住所 組員と別居のときは記入する。住民票の住所を記入する。
住民票を添付すること

- 被扶養者に関する事項
変更又は訂正 該当被扶養者名を記入の上、変更又は訂正の項目箇所を記入する。
氏名の場合、漢字は楷書で正確に記入する。
個人番号変更の際は、併せて個人番号記入用紙を提出してください。様式は福岡支部ホームページに掲載しています。

- 取消申告 該当被扶養者名、続柄等を記入し、資格喪失コード表から該当するコードを喪失区分に記入する。取消の証明に関する書類を必ず添付してください。
併せて、任意継続組員被扶養者証を添付する。

- 資格喪失区分 次の表から該当するコードを記入する。

[資格喪失コード表]

資格喪失区分	他制度	死亡	収入超過	超過見込	送金なし	共同扶養	後期高齢者医療制度に加入
コード	1	3	4	5	6	7	11

組合員証等紛失届兼再交付申請書

※共済組合受付印

任意継続組合員氏名 任意継続組合員証番号		所属所名	
		任意継続組合員	
交付対象者氏名			
フリガナ			
漢字	(姓)	(名)	生 年 月 日
			昭和 平成 令和
再交付を行う証 (該当に○をすること)		組合員証	※組合員資格喪失や被扶養者認定取消時に組合員証等を紛失し返納できない場合はこの届を提出してください。 <u>この場合、再交付はしません。</u>
		被扶養者証	
		高齢受給者証	
		特定疾病療養受療証	
		限度額適用認定証	
	その他()		
再交付の理由 (該当に○をして、状況を具体的に説明すること)		紛失	(「いつ、どこで、なにを、どうしたか」を具体的に記載してください。 また、紛失、盗難等の場合、警察への届出を行っているかを記入してください。)
		盗難	
		損失	
		その他	
上記のとおり再交付申請します。なお紛失した旧証を発見した場合は、速やかに返却します。			
公立学校共済組合福岡支部長 殿			
令和 年 月 日	申請者	住所	氏名 (記名押印又は署名)

※ 破損等による再交付の場合は、破損した証を添付してください。
 ※ 組合員資格喪失や被扶養者認定取消時に証を紛失し返納できない場合は、この申請書を組合員申告書等に添付してください。

※ 組合員証 交付 年月日					※ 組合員証 回収 年月日								
令和		年		月		日	令和		年		月		日

※は記入しないでください。

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

組 合 員	組合員証記号番号	公立福岡						
	氏名							
	所属所名	任意継続組合員						
適 用 対 象 者	氏名							
	生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日			
	適用期間	令和	年	月から				
<p>上記のとおり公立学校共済組合限度額適用認定証の交付を申請します。</p> <p>公立学校共済組合福岡支部長 殿</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 -</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">組合員氏名 _____</p>								

※ 「限度額適用認定証」は、医療機関での支払いが未済の場合、医療機関窓口へ提出することによって、医療機関への高額療養費相当額の支払いが免除されるものです。この場合、共済組合から高額療養費の給付はされません。

- ① 適用期間は、申請日が属する月以降の日付を記入してください。過去に遡って発行を希望する場合、事前に共済組合に連絡してください。(もしくは、医療機関での支払いが未済である旨を余白に記入してください。)
- ② 「限度額適用認定証」には共済組合に届け出ている住所が記載されますので、届出済み住所に変更がある場合は、組合員申告書(変更届)を併せて提出してください。
- ③ 84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号:はがきが入る大きさのもの)に送付先を記入の上、同封してください。

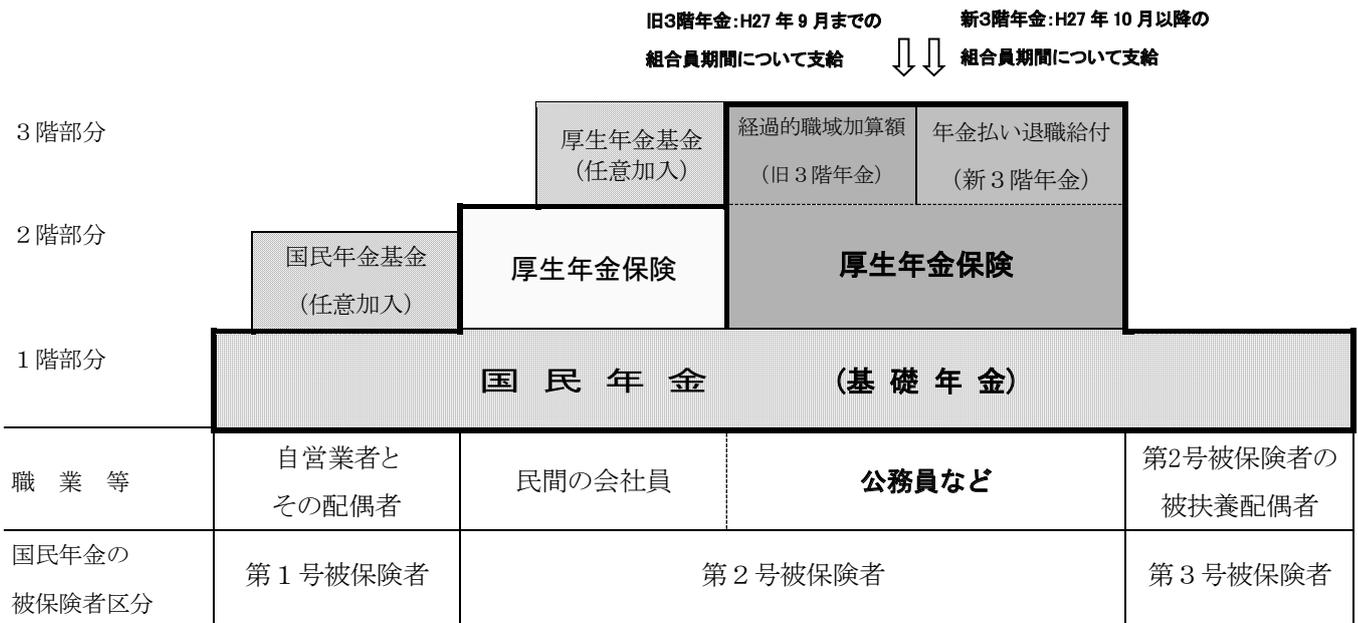
	標準報酬月額	適用区分	適用期間	送付日	送付先
共済組合使用欄	, 000 円				自宅 その他

年金制度と退職後の手続

公的年金制度の概要

わが国の公的年金制度は、国民年金制度と被用者年金制度に大別されています。このうち、被用者年金制度は厚生年金保険制度と3つの共済年金制度（国家公務員、地方公務員、私学教職員）から構成されており、国民年金制度の上乗せの制度として位置づけられています。また、厚生年金に加入している人は国民年金にも同時に加入していることになります。

平成27年10月以降、被用者年金の一元化により3つの共済年金制度は厚生年金に統一されました。一元化後に発生する年金は、それぞれの制度の加入期間を厚生年金の加入期間とみなして、厚生年金を算定します。



I 年金制度について

地方公務員の共済年金制度は、昭和37年12月1日に社会保障制度の一環として組合員の退職後の生活や死亡した組合員の遺族の生活の安定を図ることを目的として設けられ、退職共済年金等の生涯給付を行っています。

その後、この年金制度は、我が国の急激な高齢化・少子化社会の到来に対応するため、五度の大幅な改正が行われました。

昭和61年4月の改正で、20歳から60歳までの全国民が国民年金法の適用を受けることになり、共済組合の組合員もその被扶養配偶者と共に国民年金に加入し、基礎年金が支給されることになりました。

平成6年11月の改正では、将来の現役世代に過重な負担を生じないように給付と負担の均衡を図ることを基本的な視点として、定額部分の支給開始年齢の引上げや在職中の年金の一部支給措置の改善等が行われました。

平成12年4月の改正では、少子高齢化が一層進展し、将来の労働人口の急減や高齢者人口の予想を超える増加が見込まれることから、退職共済年金の給付乗率の5%減額や平成6年11月に導入された給料比例部分の支給開始年齢が平成25年度から段階的に引き上げられることとなりました。

平成16年6月の改正では、現役世代の負担に配慮し、公的年金にふさわしい給付水準を確保するため、マクロ経済スライドによる年金額の調整や多様な生き方、働き方に対応するために次世代育成支援の拡充や離婚時の年金分割制度が導入されました。

さらに、平成27年10月の改正により、被用者年金制度が一元化され、10月1日以降に受給権が発生する年金は、厚生年金として支払われることになりました。

1 被用者年金一元化に伴う新制度について

(1) 老齢厚生年金について

公的な年金制度として、国民年金や厚生年金、共済年金、私学教職員共済制度がありますが、厚生年金、共済年金、私学教職員共済は被用者年金と呼ばれ、被用者年金一元化（以下「一元化」という。）後はすべて厚生年金制度に統一されました。

そのため、一元化後に発生する年金は、それぞれの実施機関の加入期間を厚生年金の被保険者期間とみなして、老齢厚生年金を算定します。

ただし、老齢厚生年金の算定はそれぞれの実施機関の加入期間を通算することではなく、一元化前後のそれぞれの加入期間に応じた年金はそれぞれの実施機関で支給されます。

(2) 被保険者期間と被保険者期間等について

それぞれの被用者年金の加入期間を被保険者期間といいます。国民年金の期間と被保険者期間を合計した期間を被保険者期間等といいます。

なお、国民年金は保険料納付済期間及び免除期間を合計した期間で、保険料未納期間は除きます。

(3) 被保険者と厚生年金の種別について

被保険者と厚生年金の種別は以下のとおりとなります。

実施機関と被保険者	厚生年金の種別
従来の厚生年金の被保険者	第1号 厚生年金被保険者
国家公務員共済組合の組合員	第2号 //
地方公務員共済組合の組合員	第3号 //
私立学校教職員共済制度の加入者	第4号 //

(4) 一元化前の職域年金相当部分について

一元化前の改正前地方公務員等共済組合法による職域年金相当部分（以下「職域部分」という。）については、一元化前までの加入期間を算定の基礎として職域部分のみの年金（以下「経過的職域加算額」という。）が支給されます。

ただし、すでに退職共済年金を受給中の場合は、退職共済年金に職域部分が含まれているため、職域部分のみの年金は発生しません。

(5) 年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）について

一元化後は、職域年金相当部分に代わる年金として新たに年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）（以下「年金払い退職給付」という。）が設けられました。この年金払い退職給付は一元化後に積み立てられた保険料と利子をもとに、2分の1は終身年金として、残りの2分の1は有期年金として支給されます。

2 年金の種類

共済組合の年金には、次のとおり老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の3種類があります。

- 老齢厚生年金（51～57ページ参照）
- 障害厚生年金（57～59ページ参照）
- 遺族厚生年金（60ページ参照）

3 老齢厚生年金の受給要件及び支給開始年齢

(1) 65歳からの年金『老齢厚生年金』

老齢厚生年金は、アおよびイの要件を全て満たしているときに65歳から支給されます。

なお、組合員は同時に国民年金にも加入していますので、日本年金機構より老齢基礎年金も併せて支給されます。

ア 被保険者期間等が10年以上であること。【注1】

イ 65歳に達していること。

ただし、次項(2)の条件を満たしている場合は、生年月日に応じて(3)支給開始年齢のとおり『特別支給の老齢厚生年金』が支給されます。

【注1】従来は25年以上でしたが、平成29年8月1日より10年以上に改正されました。

(2) 61歳から64歳までの年金『特別支給の老齢厚生年金』

特別支給の老齢厚生年金は、次のアからウまでの要件を全て満たしているときに支給されます。

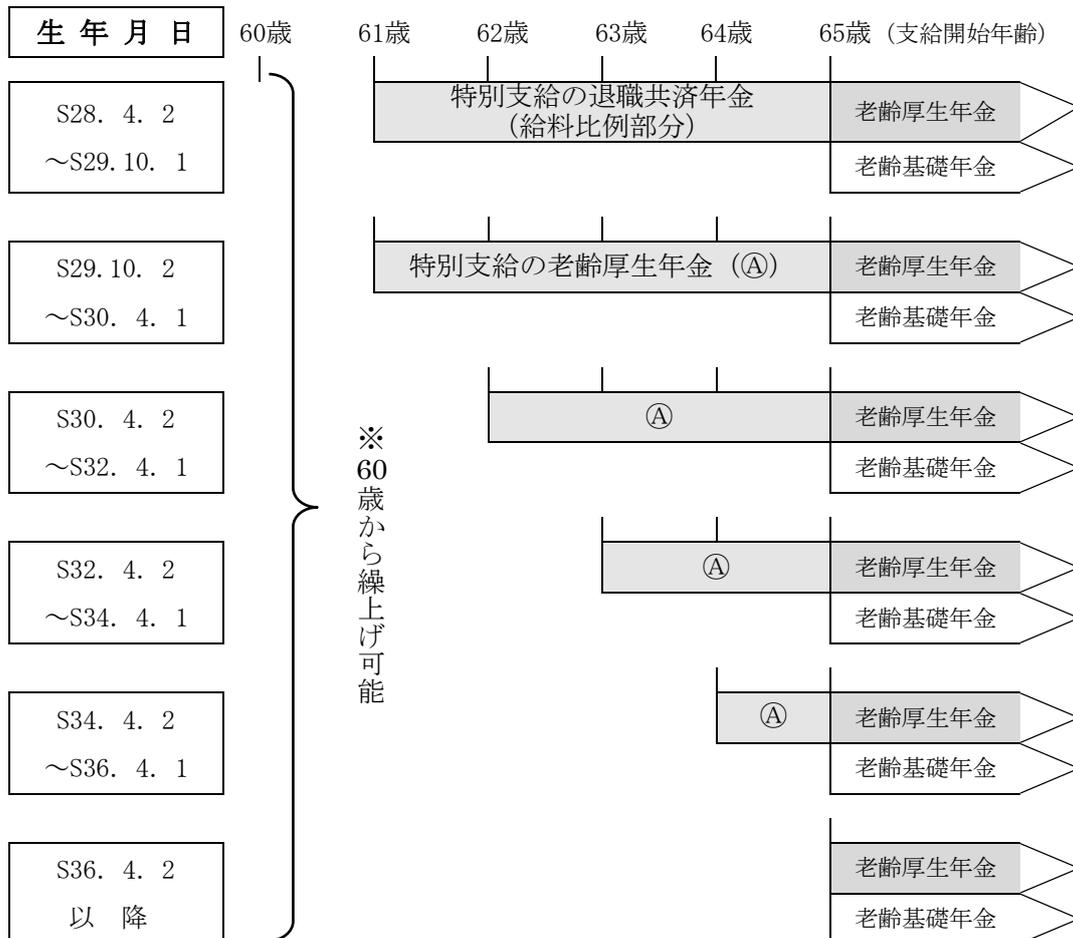
ア 1年以上の被保険者期間【注2】を有すること。

イ 被保険者期間等【注2】が10年以上であること。

ウ 60歳以上65歳未満で、生年月日が昭和36年4月1日以前であること。

【注2】被保険者期間…被用者年金の加入期間 被保険者期間等…国民年金と被用者年金を合計した加入期間 (P50(2)参照)

(3) 支給開始年齢



※ 被用者年金一元化により、平成27年10月以降に決定される年金は「老齢厚生年金」という名称になりました。

4 老齢厚生年金の繰上げ（本来の支給開始年齢より前に年金を受給されたい方）

老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げに伴い、受給要件を満たしている者が、繰上げ請求を行うことによって、60歳から月単位で年金額を繰り上げて受給できます。

ただし、繰り上げた場合の年金額は繰り上げた月数1か月当たり0.4%（昭和37年4月1日以前に生まれた方は0.5%）減額され、65歳から支給される老齢基礎年金も併せて繰上げ請求を行っていたことになり、年金を早く繰り上げるほど減額が大きくなり、生涯にわたり減額された年金額を受給することになります。

また、繰上げ請求を行った後は事後重症などによる障害年金の請求ができなくなり、取消しをすることはできません。

< 減額される年金額 >

・老齢厚生年金

老齢厚生年金の額 × 4/1000 × 繰り上げ月数

・老齢基礎年金

老齢基礎年金の額 × 4/1000 × 繰り上げ月数

※昭和37年4月1日以前に生まれた方は5/1000を乗じた年金額になります。

5 繰下げ支給の老齢厚生年金

65歳以降の老齢厚生年金について平成19年4月から繰下げ支給制度が導入されました。65歳以後、1年以上老齢厚生年金を請求していない場合、繰下げの申出をすることで、繰り下げた月数1か月当たり0.7%増額されます。

繰下げは、1年以上の期間を繰り下げる必要があります、75歳まで最大年10年間（昭和27年4月1日以前に生まれた方は、70歳まで最大5年間）となっています。

ただし、複数の年金給付の受給権を有する場合は、それら全て（老齢基礎年金を除く。）を同時に繰下げしなければなりません。

なお、在職中の場合は、在職中による支給停止相当額は繰下げ加算の対象になりません。また、65歳になったときに公的年金（老齢基礎年金を除く。）を受給している場合は、繰下げを申し出ることはできません。

6 被保険者期間の計算

年金の計算の基礎となる組合員期間は、組合員となった日の属する月から、退職（在職中の死亡を含む。）した日の翌日の属する月の前月までの月数となります。

なお、在職中の年金は、受給権発生月の前月までの組合員期間に基づいて決定されていますので、退職したときに退職月（月の中途の場合は、退職月の前月。）までの組合員期間を加算して年金が改定されます。

また、国家公務員や他の地方公務員の組合員期間は、最終の退職をした共済組合において組合員期間を通算して年金を決定することになります。

例) 昭和63年4月1日採用の方で・・・

令和6年3月31日退職の場合 → 組合員期間 36年 0月（432月）

令和6年3月15日退職の場合 → 組合員期間 35年11月（431月）

7 平均標準報酬月額と平均標準報酬額

平均標準報酬月額とは、平成15年3月までの各月の掛金の標準となった給料額に、公務員の平均的な諸手当相当部分を上乘せするための手当率1.25を乗じて得た額を組合員期間の月数で除した額で、年金算定の基礎となります。

平成15年4月1日からは、期末手当等からも掛金を徴収し、年金額に反映させる総報酬制が導入されたことにより、名称も「平均標準報酬月額」から「平均標準報酬額」に変更されています。

なお、組合員期間の一部が平成15年4月1日前である方の年金額を算定する場合は、「平均標準報酬月額」と「平均標準報酬額」の組み合わせとなります。

また、標準報酬月額（標準報酬額）は、名目手取り賃金や物価の変動に応じて、毎年度再評価を行うこととなっています。

平成27年10月以降は、標準報酬月額制に移行するため、給料・各種手当（通勤手当を含む。）までの合計額で標準報酬月額が決定され、掛金の基礎額となります。

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{「標準報酬月額（掛金の標準となった給料の額} \times \text{手当率）} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成15年3月までの組合員期間の月数}}$$

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{「標準報酬月額（掛金の標準となった給料の額} \times \text{手当率）} \times \text{再評価率」の総額} + \text{「標準賞与額（期末手当等の額）} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成15年4月からの組合員期間の月数}}$$

8 老齢厚生年金の額

(1) 特別支給の老齢厚生年金の額

特別支給の老齢厚生年金の額は、④給料比例部分の額 + ⑤定額部分の額 + ⑥加給年金額です。ただし、⑤定額部分の額及び⑥加給年金額は該当者のみに加算されます。

※ 該当者とは、長期勤続・障害者の特例年金受給者をいいます。

$$\text{年金額} = \left(\begin{array}{l} \text{④ 給料比例部分の額} \\ \text{厚生年金相当部分の額} \\ \text{⑦} + \text{⑧} \end{array} + \begin{array}{l} \text{⑨ 経過的職域加算額} \\ \text{(旧3階年金)} \\ \text{⑦} + \text{⑩} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{⑤ 定額} \\ \text{部分の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{⑥ 加給} \\ \text{年金額} \end{array}$$

該当者のみ

④ 給料比例部分の額（厚生年金相当部分の額 + 経過的職域加算額）

① 厚生年金相当部分の額 (⑦+⑧)

⑦ 平成15年3月以前

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間の月数}$$

⑧ 平成15年4月以後

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間の月数}$$

② 経過的職域加算額 (㊦+㊧)

平成27年10月1日に施行された被用者年金一元化により、従来の「退職共済年金」に含まれていた職域年金相当部分の額は老齢厚生年金から切り離され、共済組合独自の「経過的職域加算額」として支給されます。

なお、平成27年9月までの組合員期間を有する者が「本来支給の老齢厚生年金」又は「特別支給の老齢厚生年金」の受給要件を満たした時から支給されます。

㊦ 平成15年3月以前

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間の月数}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{全組合員期間が} \\ \text{20年未満の場合} \end{array} \frac{0.713}{1000} \right)$$

㊧ 平成15年4月以後

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{平成15年4月から平成27年9月までの組合員期間の月数}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{全組合員期間が} \\ \text{20年未満の場合} \end{array} \frac{0.548}{1000} \right)$$

※ 給料比例部分の額の給付乗率については、昭和21年4月1日以前に生まれた方には経過措置が設けられています。

※ 給料比例部分の額の算定基礎となる組合員期間については、上限はありません。

㊢ 定額部分の額

$$\text{定額単価 (1,628円)} \times \text{改定率} \times \text{組合員期間の月数}$$

※ 改定率とは国民年金法27条に規定する賃金変動等改定率です。(令和5年度は1.018)

※ 組合員期間の月数は、480月が上限です。

㊣ 加給年金額 : 56～57ページ参照

(2) 障害者又は長期加入者の特例年金の額

昭和16年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方で、障害厚生年金でいう障害等級1～3級に該当する場合や同一制度内の組合員期間が長期(44年以上)となる場合は、被保険者でないことを要件に、65歳前でも支給開始年齢から定額部分の額、加給年金額を含めた額(特例年金額)を請求することができます。

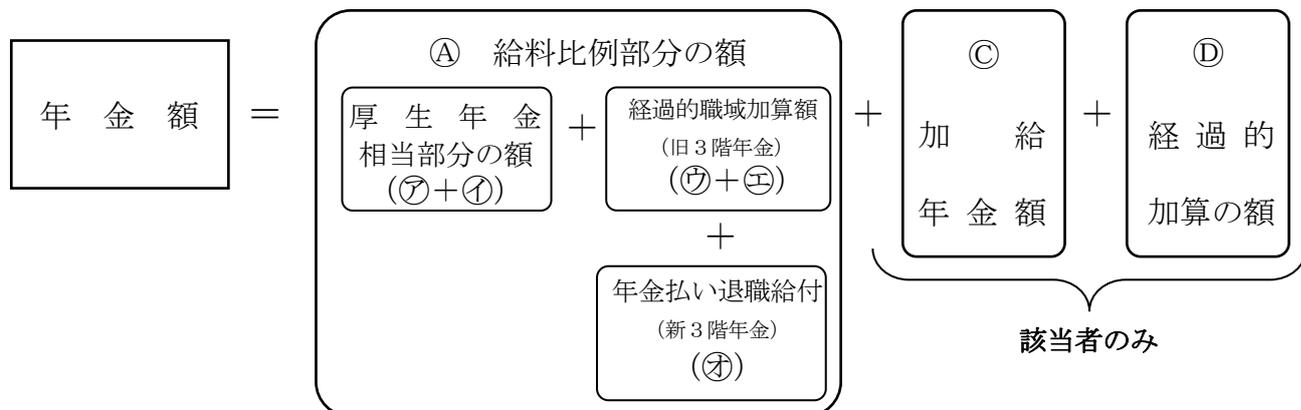
被保険者期間が44年以上ある長期加入者については、退職時に「老齢厚生年金 加給年金額加算開始事由該当届」を提出していただくことになります。

障害による特例年金を請求する場合は、「老齢厚生年金 障害者特例・繰下げ調整額請求書」、診断書等を提出して認定を受けることとなります。この場合、障害厚生年金の受給要件と異なり、初診日に被保険者であることは要しませんが、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した被保険者期間等が10年以上あることが必要です。

(3) 65歳からの老齢厚生年金の額

組合員が65歳になると、「特別支給の老齢厚生年金」の受給権は消滅し、新たに「本来支給の老齢厚生年金」を請求することになります。

本来支給の老齢厚生年金の額は、**④給料比例部分の額** + **③加給年金額** + **②経過的分加算の額**です。ただし、**③加給年金額**及び**②経過的分加算の額**は該当者のみに加算されます。



④ 給料比例部分の額 (厚生年金相当部分の額 + 経過的分加算額 + 年金払い退職給付)

厚生年金相当部分の額 (㉗+㉘)、経過的分加算額 (㉙+㉚) は53～54ページ参照。

㉛ 年金払い退職給付 (正式名称：退職等年金給付)

平成27年10月1日からの被用者年金一元化に伴い、共済年金の「職域年金相当部分」が廃止され、新たな年金として「年金払い退職給付 (正式名称：退職等年金給付)」が創設されました。

職域年金相当部分は、現役世代の保険料 (掛金) 収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」による給付でしたが、年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料 (掛金) で積み立てる「積立方式」による給付です。

なお、現在の積立金額等をお知らせするため、「年金払い退職給付の給付算定基礎額通知書」が共済組合の組合員の方には毎年、組合員資格を喪失した方は退職時と節目年齢 (35歳、45歳、59歳、63歳) の翌年度に送付されます。通知書の見方については、福岡支部広報誌「共済福岡」 (令和5年7月発行) をご覧ください。

① 受給要件

次のアからウまでの要件をすべて満たしているときに支給されます。

ア 1年以上引き続き組合員期間【注】を有すること。

イ 65歳に達していること。

ウ 退職していること。

【注】平成27年10月1日に引き続きかない組合員期間を除く。

② 積立期間

組合員期間中は「年金払い退職給付」として保険料と利子を積み立てていくこととなります。保険料は、組合員の給料から控除される掛金と雇用主 (福岡県等) が支払う負担金との合計となっています。また、積み立てられた保険料には毎月複利で計算された利子が付き、毎月複利で保険料と利子を積み立てていくこととなります。

なお、この利子を計算するための率を「基準利率」といい、国債の利回りと連動しています。

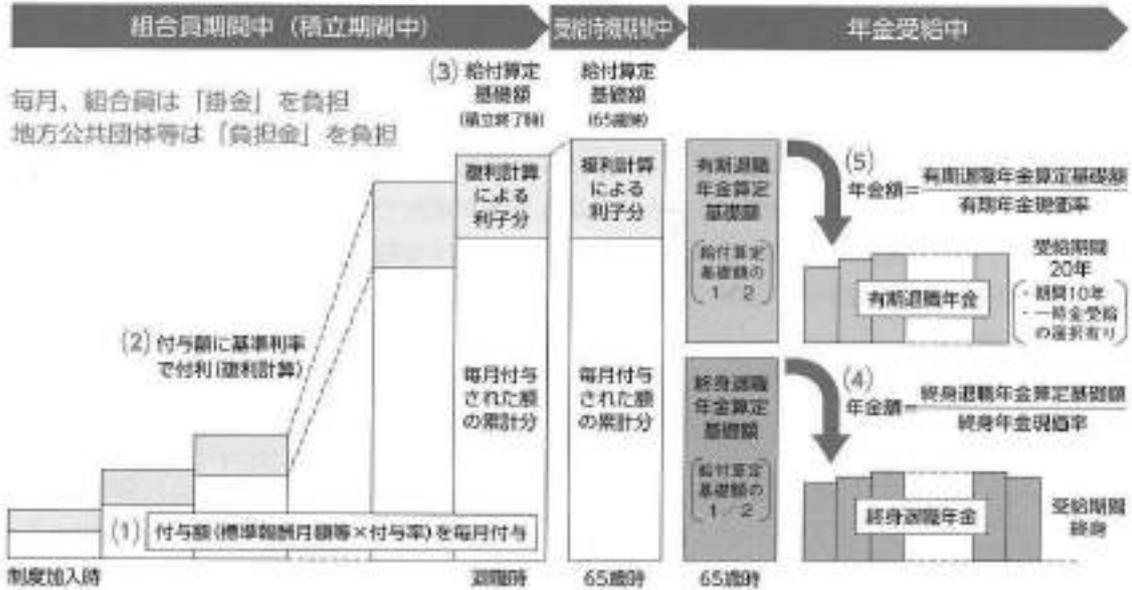
③ 支給について

「年金払い退職給付」の支給は、「給付算定基礎額」をもとに計算されます。「給付算定基礎額」とは、支給開始月の前月までの保険料と利子の合計金額となります。「給付算定基礎額」の半分は有期年金として、残りの半分は終身年金として支給されることとなります。

また、有期年金の支給は一時金、10年、20年の3つから選択することになります。

なお、受給者が亡くなった場合は、終身年金は終了となり、有期年金に残余がある場合は、遺族に一時金として支給されます。

「給付算定基礎額」の半分を「有期退職年金算定基礎額」と「終身退職年金算定基礎額」に分けた後、終身年金にあっては、毎年の終身年金現価率で除した金額が、有期年金にあっては有期年金現価率で除した金額が合計されて支払われることとなります。終身年金と有期年金の年金現価率は国債利回りや予想死亡率に連動して毎年見直しされます。



◎ 加給年金額

① 加給年金額の対象者 (※対象者の有無については、66ページでご確認ください。)

老齢厚生年金の被保険者期間の月数が240月(20年以上)ある方が、65歳に達したとき、その者と生計を共にしている年間の収入が850万円(所得655.5万円)未満の次のア～ウに該当する方がいるときは、加給年金額が加算されます。

なお、加給年金額については、2以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合は、すべての厚生年金被保険者期間を合算して20年以上となるとき、原則として最も加入期間が長い実施機関から支給される老齢厚生年金に加算されます。

ア 65歳未満の配偶者

※ 配偶者が65歳になると、配偶者自身に老齢基礎年金が支給されますので、加給年金額は支給停止となります。

※ 配偶者が公的年金各法による長期在職(20年以上かそれと同等とみなされるもの)に係る老齢(退職)年金又は障害を給付事由とする年金の受給権を有している場合は、加給年金額は支給停止となります。

イ 18歳に達する日の属する年度末までの間にある子

ウ 20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子

② 加給年金額対象者の特例

生計を共にする配偶者の収入が850万円(所得655.5万円)以上であっても、定年又は働くことができない程度の障害により5年以内に退職することが明らかな場合には、申立てをすることによって加給年金額の対象者として取り扱われます。

③ 加給年金額

配偶者		224,700円 × 賃金変動等改定率【注1】
子	2人目まで1人につき	224,700円 × 賃金変動等改定率【注1】
	3人目から1人につき	74,900円 × 賃金変動等改定率【注1】

※ 加給年金額対象者が配偶者の場合は、受給権者の生年月日に応じ、上記の額に次の額が加算されます。

受給権者の生年月日	加算額
昭和18年4月2日以後に生まれた者	165,800円 × 賃金変動等改定率【注1】

【注1】 令和5年度の賃金変動等改定率は1.018です。

④ 経過的加算の額

$$\text{定額単価}(1,628\text{円}) \times \text{改定率} \times \text{組合員期間の月数}(480\text{月を上限}) - 780,900\text{円}$$

$$\times \text{改定率} \times \frac{\text{20歳から60歳までの組合員期間の月数}}{480\text{月 (加入可能な月数)}}$$

※ 改定率とは国民年金法27条に規定する賃金変動等改定率です。(令和5年度は1.018)

9 障害厚生年金

厚生年金の被保険者である間に初診日のある傷病で、その初診日から起算して1年6か月を経過した日又はその期間内に傷病が固定し治療効果が期待できなくなった日（**障害認定日**）に障害等級1～3級の障害程度に該当したときに支給されます。なお、障害等級1級又は2級に該当した場合は、原則として国民年金の障害基礎年金が併給されます。

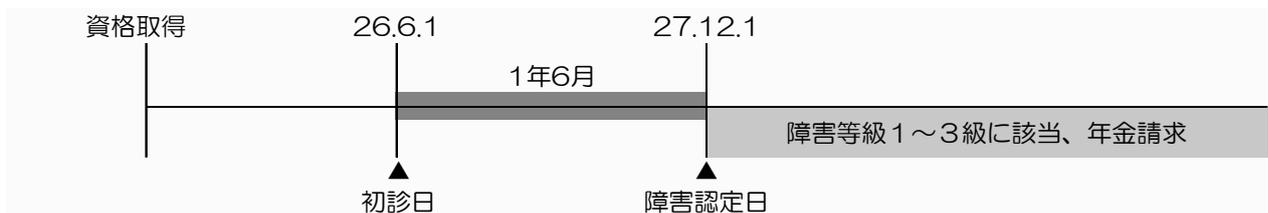
障害等級の認定は、身体障害者手帳等の等級とは異なり公立学校共済組合本部で独自に行います。なお、手続は福岡支部を通じて行います。（59ページ「障害の状態から見た障害の程度」参照）

(1) 請求方法について

ア 障害認定日請求

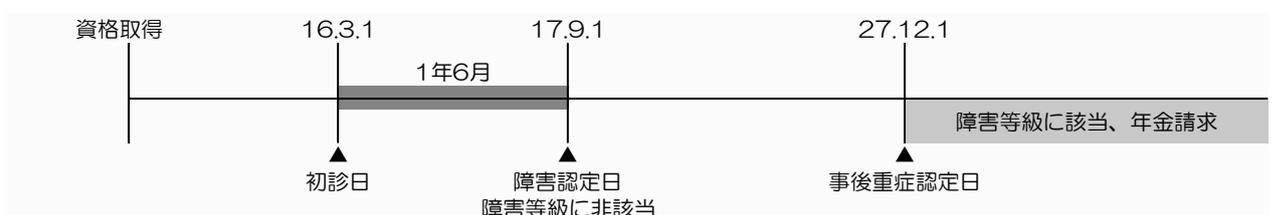
初診日から1年6か月後の障害認定日をもって請求を行う方法です。

このことを「障害認定日請求」といいます。



イ 事後重症請求

傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあることから、組合員である間に初診日のある傷病で、障害認定日後、65歳に達する日の前日までに障害等級1～3級までの障害の状態になったときに請求を行う方法です。このことを「事後重症請求」といいます。



(2) 受給要件について

ア 障害厚生年金

障害厚生年金は、次の(ア)から(ウ)までの条件すべてに該当する方が受給できます。

- (ア) 厚生年金保険(共済組合を含む。)の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- (イ) 障害の状態が、障害認定日において、障害等級1級から3級に該当していること。
- (ウ) 保険料の納付要件を満たしていること。

イ 障害手当金

障害手当金は、次の(ア)から(ウ)までの条件すべてに該当する方が受給できます。

- (ア) 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
 - ※ 国民年金、厚生年金又は共済年金を受給している方を除きます。
- (イ) 障害の状態が、次の条件すべてに該当していること。
 - ・ 初診日から5年以内に治っていること(症状が固定)。
 - ・ 治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと。
 - ・ 障害等級表に定める障害の状態であること。
- (ウ) 保険料の納付要件を満たしていること。

(3) 保険料納付要件について

初診日の前日に、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間等で、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間や共済組合員期間を含む。)と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。

※ 保険料の納付要件の特例

次のすべての条件に該当する場合は、納付要件を満たしたこととなります。

- ・ 初診日が令和8年4月1日前にあること。
- ・ 初診日において65歳未満であること。
- ・ 初診日の前日において、初診日がある2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

(4) 在職中の障害厚生年金について

平成27年9月までは、在職中の方は給料との調整で障害共済年金の支給はありませんでしたが、平成27年10月以降は、在職中である間も給料との調整がなくなり厚生年金相当部分は全額支給されます。ただし、経過的職域加算額は支給停止となります。

(5) 傷病手当金との調整について

傷病手当金を受給中の方は、障害厚生(共済)年金・障害基礎年金の支給により、傷病手当金が調整されることとなります。

○ 障害の状態から見た障害の程度（参考）

< 1 級 >

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもので、この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもので、

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベット周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものです。

< 2 級 >

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもので、この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、

例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽い補食作り、ハンカチ程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものです。

< 3 級 >

傷病が治癒したものにあっては、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもので、

また、傷病が治癒しないものにあっては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもので、

○ 障害認定日の特例

障害厚生年金の障害認定日は、初診日から1年6か月経った日とされていますが、次の傷病については、特例として下記に掲げる日が障害認定日になります。

なお、その日が1年6か月経った日よりも後であれば、1年6か月経った日が障害認定日になります。

- | | |
|--|--|
| ・人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの | ⇒ その日 |
| ・心臓ペースメーカー、植込み型の除細動器（ICD）
人工弁を装着したもの | ⇒ その日 |
| ・人工透析療法を施行したもの | ⇒ 透析開始から3か月を経過した日 |
| ・人工肛門を造設、尿路変更術を施行したもの | ⇒ 造設、手術日から6か月を経過した日 |
| ・新膀胱を造設したもの | ⇒ その日 |
| ・上肢・下肢を切断・離断したもの | ⇒ その日 |
| ・喉頭を全摘出したもの | ⇒ その日 |
| ・在宅酸素療養を行っている場合 | ⇒ 在宅酸素療養を開始した日 |
| ・脳血管疾患による機能障害 | ⇒ 初診日から起算して6か月を経過した日以後（医学的観点からそれ以上の回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。） |
| ・心臓移植、人工心臓、補助人工心臓 | ⇒ 移植又は装着日 |
| ・CRT（心臓再同期医療機器）、
CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器） | ⇒ 装着日 |
| ・胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換 | ⇒ その日 |
| ・遷延性植物状態であるもの | ⇒ 状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後 |

10 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の(1)～(4)のいずれかに該当するときに、その遺族に支給されます。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 被保険者であった者が、退職後に、被保険者である間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき
- (3) 障害等級が1級もしくは2級の障害厚生(共済)年金又は従前の制度による障害年金の受給権者が死亡したとき
- (4) 被保険者期間等が25年以上ある者が死亡したとき【表1】経過措置あり

※ (1)(2)については、死亡した者について、保険料納付済期間又は保険料免除期間が国民年金加入期間の3分の2以上あることが必要です。ただし、初診日が令和8年4月1日前の場合は死亡日に65歳未満であれば、死亡日の属する月の2か月前までの1年間のうちに、保険料の滞納がなければ受けられます。

【表1】被保険者期間の経過措置

生 年 月 日	受給資格期間(注)
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

(注) 受給資格期間の年数は、共済組合員期間と厚生年金の被保険者期間及び私立学校教職員共済制度の加入者期間を合算した年数です。

上記年数に満たない場合は、国民年金と合わせて25年以上必要です。

○ 遺族の順位と範囲

遺族厚生年金を受けることができる遺族とは、被保険者又は被保険者であった方の死亡当時、その方によって生計を維持し、年間収入が850万円(所得655.5万円)未満の方のうち、次に掲げる範囲に該当する方をいいます。

順位	続柄	年齢制限
1	妻	なし(ただし、30歳未満で下記に掲げる子がいない場合は5年で失権)
	夫	55歳以上であること (60歳まで遺族年金支給停止。但し、遺族基礎年金を受給できる場合を除く。)
	子	18歳の年度末まで 障害等級1級・2級に該当する場合は20歳まで(未婚であること)
2	父母	55歳以上であること(60歳まで遺族年金支給停止)
3	孫	18歳の年度末まで 障害等級1級・2級に該当する場合は20歳まで(未婚であること)
4	祖父母	55歳以上であること(60歳まで遺族年金支給停止)

※ 年齢は被保険者の死亡当時

遺族厚生年金の額は原則として、死亡した方の老齢厚生年金(厚生年金相当部分の額+経過的職域加算額)の4分の3に相当する額になります。

1.1 年金額の改定

従来、年金額は全国消費者物価指数の変動により自動的に改定(物価スライド)されていましたが、平成16年改正により年金給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、労働力人口の減少率や平均余命の伸びを反映させる仕組み(マクロ経済スライド)が導入されました。

そのため、年金額は、毎年4月に自動的に改定されますが、物価(賃金)上昇分だけ年金給付水準を引き上げるのではなく、そこからマクロ経済によるスライド調整率を差し引いて改定されます。

1.2 既給一時金の返還

昭和54年12月31日以前に退職し、退職一時金等既給一時金の支給を受けた方が、老齢厚生年金等を受給することになったときは、過去に支給された一時金は、返還しなければなりません。

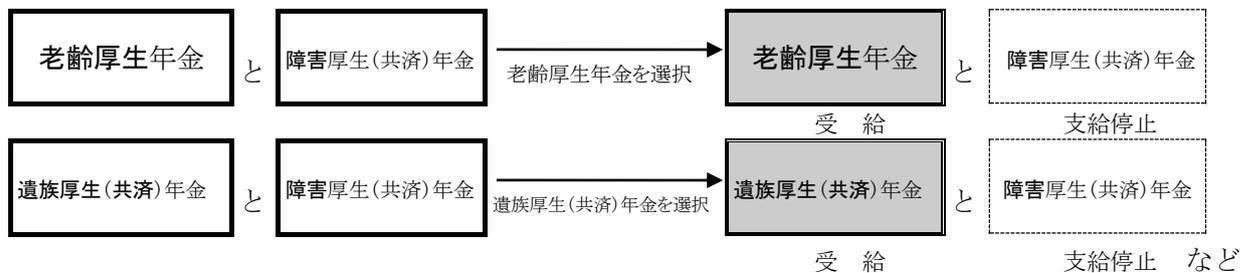
返還額は、支給を受けた一時金の額に、その支給を受けた翌月から年金の受給権を有することとなった日の属する月までの期間に応じた複利計算による利子を加えた額となります。

返還方法は、受給者の希望により一括で返還するか、年金からの控除となります。(年金からの控除を選択される場合は、年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還することとなります。)

1.3 年金の併給調整

年金は、「一人一年金」を原則としており、複数の厚生(共済)年金又は他の法律に基づく年金を受けられる場合は、本人の選択によりいずれか1つの年金を選択すること(選択された年金以外は支給停止)とされています。

この調整は、厚生(共済)年金だけでなく、他の公的年金制度にも共通に適用されますが、年金の選択は、将来に向かっていつでも変更することができます。



1.4 年金の支給開始及び支給期月

年金給付は、その給付事由が生じた月(受給権発生月)の翌月から、その事由のなくなった月までの分を支給します。

年金の支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から、その事由がなくなった月までの分の支給を停止します。

なお、年金の支払いは、毎年2月、4月、6月、8月、10月、及び12月にそれぞれの前月までの分が支払われます。

支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給月分	12~1月分	2~3月分	4~5月分	6~7月分	8~9月分	10~11月分

年金の受給権が発生している方が令和6年3月31日に退職される場合、退職改定処理と再評価率改定に伴う年金額改定処理を行うため、初回支給が6月15日には間に合いません。

そのため、6月に年金が在職停止された形で「年金支払通知書」（送金案内書）が届きますが、改定処理による年金額の決定後、新たに「年金支払通知書」（送金案内書）が送付されます。

4月・5月分の年金につきましては、8月定期支給期以降、できるだけ早期にお支払いできるよう手続を進めるところです。

15 年金にかかる税金

年金は、障害及び遺族関係の年金を除き、所得税法上の雑所得として課税されます。

年金にかかる所得税は、年金受給者から提出される「扶養親族等申告書」に基づき、年金を支給する際に源泉徴収されます。徴収される税額は、支給額から諸控除を差し引いた後の額の5.105%です。

年金受給開始後は、「扶養親族等申告書」の用紙が、毎年10月中旬頃に送付されますので、必要事項を記入の上、提出期限までに提出してください。

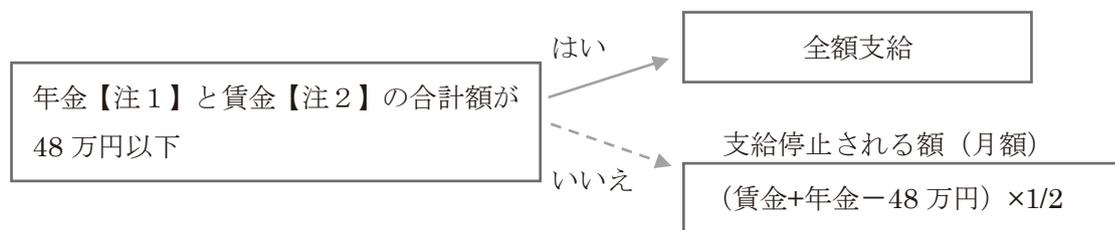
なお、年金は在職中の給与所得と異なり年末調整は行われませんので、所得税の精算をするためには、本人が所轄の税務署にて確定申告をしなければなりません。確定申告に必要な「公的年金等の源泉徴収票」は、毎年12月の「年金支払通知書」と一緒に送付されます。

16 在職中又は再就職による老齢厚生年金等の一部支給停止

在職中に老齢厚生年金の受給者になった場合や、年金受給者が再就職して厚生年金保険の被保険者や国会議員又は地方議会議員となった場合には、次の算式により年金の支給が停止されます。

年金を含めた収入月額が一定の金額を超えると、その超えた金額によって年金の一部又は全部が支給停止となります。

なお、再就職先等で厚生年金制度に加入しない場合、年金の支給停止はありません。



【注1】年金…老齢厚生年金（退職共済の厚生年金相当部分の額）×1/12（職域加算額および加給年金額を除く。）

【注2】賃金…（勤務先で決定される標準報酬月額）+（過去1年間に支給された賞与×1/12）

※ 年金受給権者が厚生年金第1号又は第4号被保険者（従来の厚生年金の被保険者・私立学校共済組合の組合員）の場合、経過的職域加算額又は共済年金の職域年金相当部分は支給されますが、厚生年金第2号又は第3号被保険者（国・地方公務員共済組合の組合員）の場合は、支給されません。

（1）在職停止の計算例（年金受給者が再任用フルタイム教諭として勤務した場合）

● 年金額：厚生年金額 : 年間144万円（月額12万円）・・・①
 経過的職域加算額 : 年間24万円（月額2万円）※在職中は全額停止
 合計 : 年間168万円

● 再任用の標準報酬月額 : 32万円・・・②
● 過去1年間の賞与の額 : 72万円（月額6万円）・・・③

<計算方法>

32万円(②) + 6万円(③) + 12万円(④) = 50万円 ← 48万円を超えるので、
(50万円 - 48万円) × 1 / 2 = 10,000円(停止額)
したがって、年金支給額 = 12万円 - 10,000円 = 110,000円(月額)

(2) 再就職届書の提出について

年金受給者が再就職し、共済組合の一般組合員となった場合【注】は、「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて、就職先の共済組合に提出してください。また、国会議員、地方議会議員となった場合は「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止届」を実施機関に提出してください。

【注】 資格喪失した後、期間を空けて再度共済組合員となった場合を指します。定年退職後引き続きフルタイム再任用職員等で共済組合の資格が継続する場合は、提出の必要はありません。

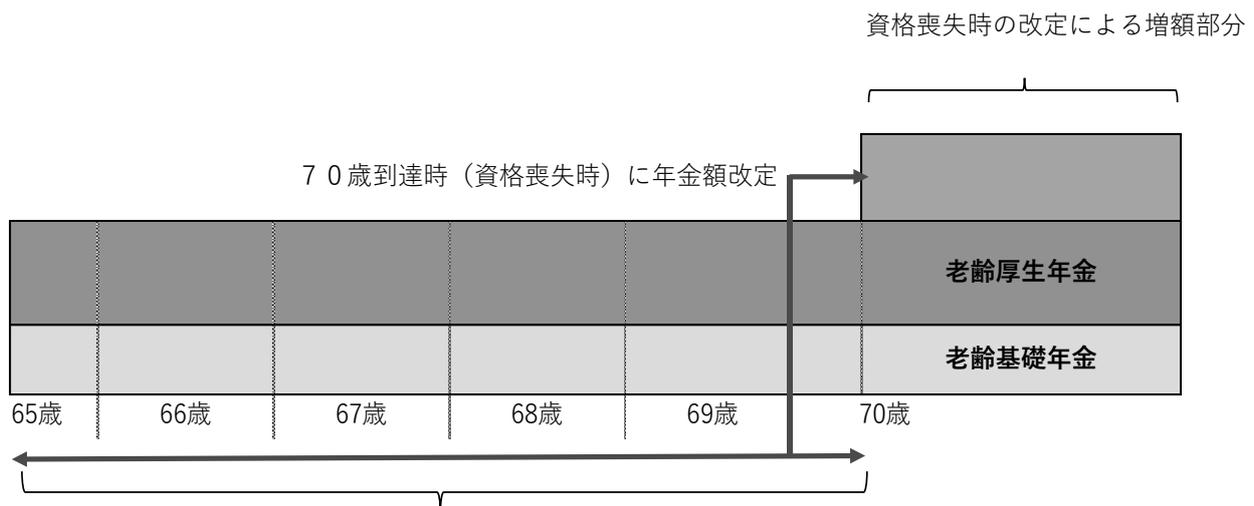
1.7 在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額改定

65歳以上の方が老齢厚生年金を受けられるようになった後に、年金制度に加入して働いた場合、これまで65歳以降に納めた厚生年金保険料は、退職したとき、または70歳に到達したとき【注1】のどちらかのタイミングを迎えるまで、年金額に反映されませんでした。

制度改正後（令和4年4月1日以降）は、退職したときに加え、在職中であっても毎年1回、10月分から、納めた厚生年金保険料を年金額に反映させるための改定を行います。

【注1】 厚生年金保険の資格は制度上、70歳到達時までとなります（資格喪失後は厚生年金保険料の納付はありません。）。

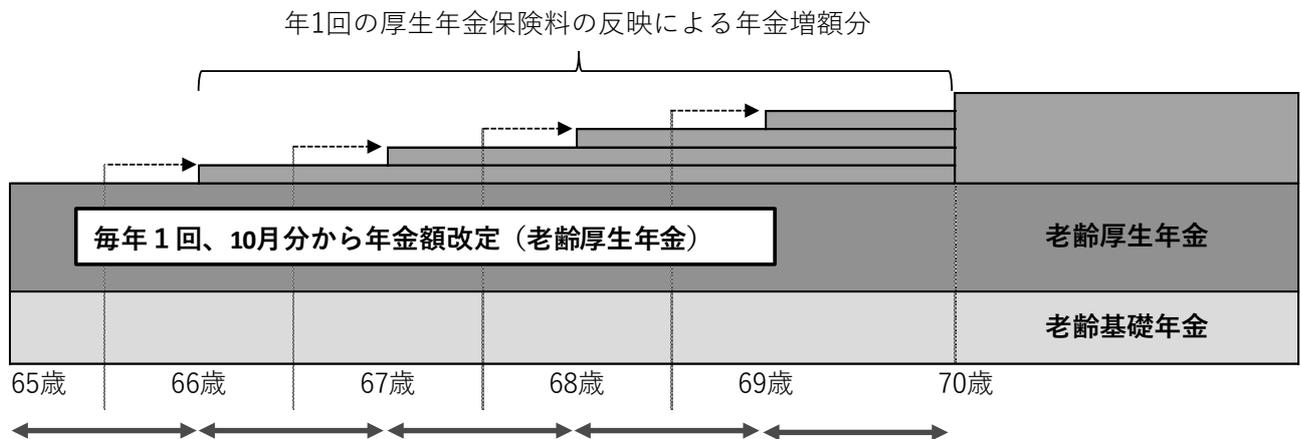
●令和4年3月31日以前（70歳まで勤務した場合）



働き続けている（＝厚生年金保険料を納めている）が、その間は年金額には反映されない。

※65歳～70歳で退職された場合は、退職時に年金額改定を行います。

●令和4年4月1日以降



1.8 特別支給の老齢厚生年金と雇用保険法による失業給付等との調整

特別支給の老齢厚生年金の受給者が、雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している間は、年金が支給停止となります。また、高年齢雇用継続基本給付金を受給している間は、年金額が減額されます。

公務員は雇用保険に加入していないため、退職時に失業給付等を受けることはできません。しかし、フルタイム再任用や民間会社などに就職した場合には、雇用保険法が適用されるようになりますので、退職時に失業給付を受けることができるようになります。失業給付の手続きは公共職業安定所（ハローワーク）で行いますが、失業給付を受けることになった場合、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」を公立学校共済組合本部に提出してください。（様式は、公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードできます。）

なお、65歳からの「老齢厚生年金」は失業給付との調整はありませんので手続きは不要です。

1.9 年金の給付制限

組合員又は組合員であった者が、禁固以上の刑に処せられた場合又は停職以上の懲戒処分を受けた場合には、その者が支給を受ける退職共済年金又は障害共済年金における職域年金相当部分の額の一部が、老齢厚生年金又は障害厚生年金と共に経過的職域加算額の支給がある場合、経過的職域加算額の一部が支給停止となります。

また、遺族共済年金又は経過的職域加算額のある遺族厚生年金の受給権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、その者が支給を受ける遺族共済年金のうち職域年金相当部分の額の一部又は経過的職域加算額の一部が支給停止となります。

なお、この給付制限は、当該給付制限を開始すべき月から通算して60月（5年）間行うこととなります。

20 第三者行為事故に係る損害賠償と年金との調整

組合員又は組合員であった者が第三者行為による事故に遭い、負傷し、あるいは死亡した場合、損害を受けた者又はその遺族は、加害者である第三者に対し損害賠償を行うことができますが、同時に事故により障害の年金や遺族の年金を受ける権利が発生した場合は、年金を受ける権利を有することとなります。

この場合、損害を受けた者又はその遺族は、同一の事由により二重の生活保障を受けることとなりますが、被害者の損害については、本来、加害者が賠償すべきものであり（民法第709条）、事故が起っていないとしたならば、事故による障害の年金や遺族の年金を受ける権利も発生しなかったと考えられることから、厚生年金保険法等では、このような二重の生活保障を避けるための規定を設けており、受給権者（被害者）、保険者（公立学校共済組合等）及び加害者間で調整を図ることとなります。

被害者が損害賠償金を受領したとき、そのうちの生活補償費相当額（逸失利益又は休業補償費等）を限度として、年金が支給停止となります。なお、支給停止の期間は36か月が上限となります。

21 年金の離婚分割制度

平成19年4月以降に夫婦が離婚した場合には、当事者の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができます。分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の2分の1を限度とします。平成19年4月以降に成立した離婚を対象としますが、平成19年3月以前の保険料納付記録も分割対象となります。

また、平成20年4月以降の被扶養配偶者（第3号被保険者）の期間については、離婚等をした場合に当事者一方からの請求により、保険料納付記録を自動的に2分の1ずつ当事者間で分割することができます。なお、分割請求は離婚後2年以内に行う必要があります。

22 「ねんきん定期便」について

年金制度に対する理解を深めていただくため、毎年1回、誕生月に「ねんきん定期便」が自宅あてに送付されます。ご自身の保険料納付の実績、被保険者期間の月数、老齢厚生年金の見込額等が記載されていますので、確認してください。

※ 「ねんきん定期便」送付の形式

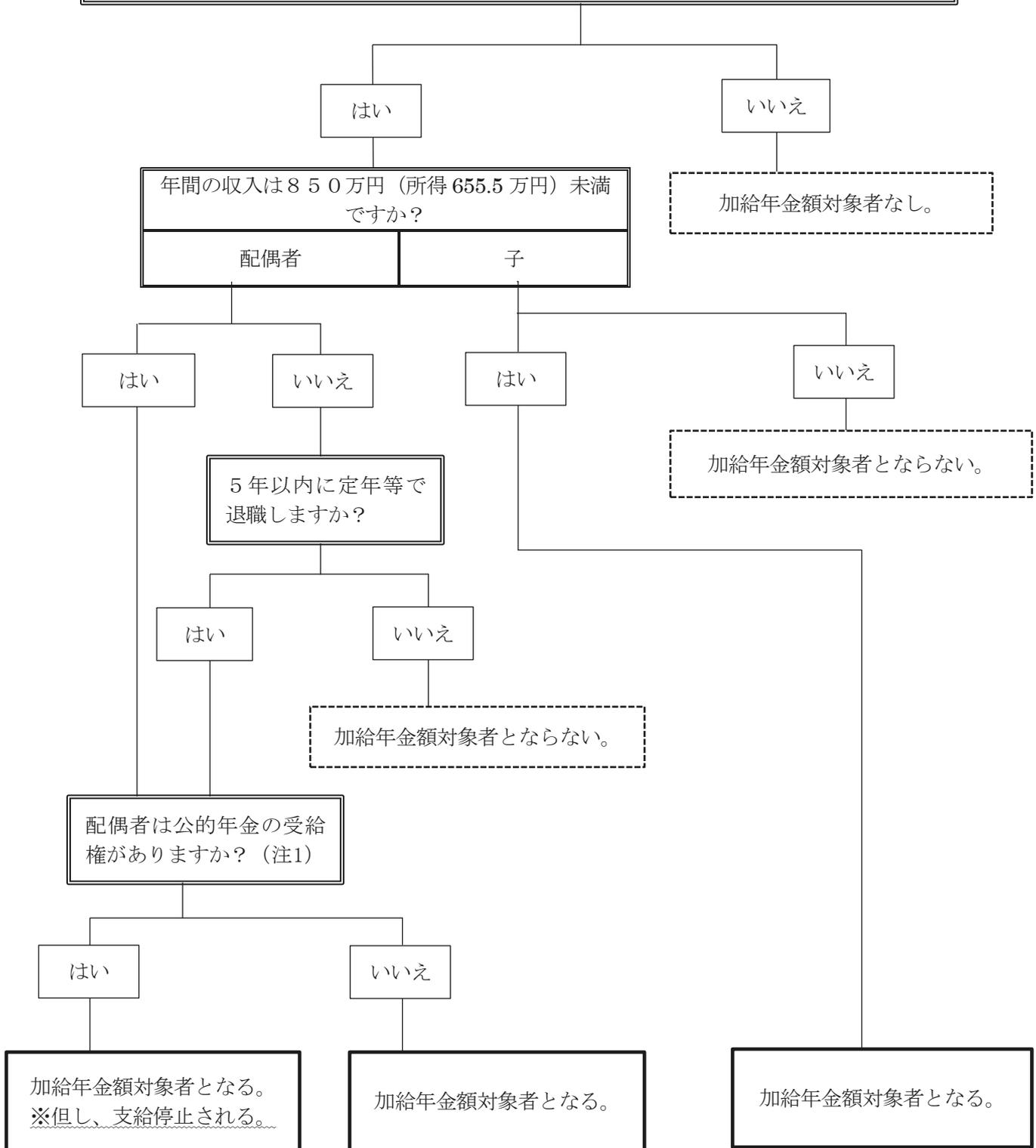
節目年齢（35歳、45歳、59歳）の方 ⇒ 封書形式

節目年齢以外の方 ⇒ はがき形式

加給年金額対象者

* 被保険者期間が20年以上ある方が、65歳に達したとき又は長期勤続又は障害による特例年金を請求するとき

生計を共にする65歳未満の配偶者又は18歳に達する日の属する年度末までの間にある子(20歳未満の障害等級1~2級の子を含む)がいますか?



(注1) 公的年金は20年以上の加入期間がある老齢の年金又は障害年金に限る。

Ⅱ 「退職届書」の提出

1 「退職届書」の提出手続

特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生していない一般組合員（昭和35年4月2日以降に生まれた方）が共済組合員の長期給付の資格を喪失【注】したときは、「退職届書」を提出してください。

（短期組合員は、長期給付の資格がありませんので「退職届書」の提出は不要です。）

ただし、引き続き公立学校共済組合の他の支部や他の共済組合に一般組合員として異動・転出する方は、「退職届書」の提出ではなく、組合員転出届書等の手続を行ってください（共済組合事務手引を参照してください。）。

【注】 退職後任意継続組合員になる場合も、年金部分の資格は喪失することになりますので、「退職届書」の提出が必要になります。ただし、退職後引き続きフルタイム再任用職員等で、一般組合員の資格が継続する場合は、「退職届書」の提出は不要です。

※老齢厚生年金の受給権を有する一般組合員（昭和35年4月1日以前に生まれた方及び老齢厚生年金を繰上げ受給している方）の退職時の手続については、該当者に別途案内します。

2 「退職届書」の提出書類

「退職届書」により、公立学校共済組合本部において、年金待機者として組合員期間等の登録を行います。

「退職届書」の提出が必要な方は、「退職届書」を作成し（74ページ記入例参照）、「履歴書」と「履歴証明願（該当者のみ提出、76ページを参照し該当かどうか確認してください）」を添付のうえ、各提出先（3. 「退職届書」の提出先及び提出期限（68ページ）参照）へ提出してください。

退職届書の提出が必要かどうか、70、71ページに具体的に記載していますので、必ず確認してください。

書類・部数	対象者
・「退職届書」（73ページ・1部） ・「履歴書」【注】	全 員 (昭和35年4月2日以降に生まれた方)
.....以下、該当者のみ提出.....	
・「履歴証明願」（75ページ・1部）	「履歴証明願」裏面の流れ図 (76ページ)を参照

【注】 ・A4判。所属所長の奥書証明が必要です。
・部数は76ページを参照。
・退職日までの辞令の記載があるものが必要です。
・「退職届書」と「履歴書」の氏名が異なっている方は、併せて戸籍抄本を1部添付してください。

3 「退職届書」の提出先及び提出期限

「退職届書」等の受付は、退職日の翌日から行います。提出の際は、次の区分により提出してください。
なお、提出する際は、書類を折らないように送付してください。

[提出先]

組合員の区分	提出先
福岡市立の学校（幼稚園を含む）	福岡市教育委員会 教職員第1課
北九州市立の学校（幼稚園を含む）	北九州市教育委員会 教職員課
福岡市・北九州市立以外の市町村立小・中・義務教育・特別支援学校	各教育事務所 総務課管理係
県立学校	公立学校共済組合福岡支部 年金係
その他 (大学・町村関係職員等)	

[提出期限]

(令和5年度末退職者) 令和6年4月1日(月) から 令和6年4月10日(水)まで

(令和6年度中退職者) 退職後速やかに

「退職届書」に関するご質問は、公立学校共済組合福岡支部年金係 (TEL 092-643-3872) にお願ひします。

4 「退職届書」提出後の手続について

「退職届書」を提出した方には、後日、公立学校共済組合本部から待機者番号が付された「年金待機者登録通知書」が送付されます。この書類は、将来年金を請求する際に必要ですので大切に保管ください。

なお、「退職届書」提出後に住所等の変更をした場合は、同封の「年金待機者異動報告書」を提出してください。

年金待機者が年金の受給要件を満たしたときは、本人が年金請求手続を行うこととなります。この場合、支給開始年齢に到達する月の1か月前までに、「退職届書」に記載された住所あてに請求書等が本部又は日本年金機構から送付されます。到着しない場合は、下記本部連絡先へ直接連絡してください。

* 公立学校共済組合本部の連絡先

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台2-9-5
公立学校共済組合本部年金部
TEL 03-5259-1122 (代表)
(年金相談専用電話)
月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時から午後5時30分

証明書等再交付自動受付専用電話(年金受給者)

- 源泉徴収票
- 扶養親族等申告書
- 年金加入期間確認通知書

TEL 03-5259-8852
24時間受付(自動音声)

* 本部における事務

- ・年金の審査および決定
- ・年金額等の証明
- ・年金の支払いおよび所得税の徴収
- ・年金受給者への各種調査書類の受理
- ・基礎年金裁定請求書の受理(公務員期間のみの方)
- ・年金加入期間確認通知書の発行(年金受給者及び待機者)
- ・住所および銀行等の異動届書の受理

「退職届書」Q&A～退職届書ってどんなときに必要？～

Q1 「退職届書」はなぜ提出が必要ですか？

A 退職届書は、将来の年金受給に備えて、これまで公務員として働いていた組合員期間や給料記録の情報を登録するための届書です。この退職届書を提出しないと、公務員期間の履歴が登録できず、将来の年金支給に支障をきたすこととなりますので、必ず提出をお願いします。

Q2 「長期給付の資格を喪失する方」とはどういう方ですか？

A 退職後に再就職をしない方、再就職するが公立学校共済組合の一般組合員にならない方などが該当します。具体的な例をいくつか挙げていきます。

ケース1 退職後に再就職しない。

「退職届書」の提出が必要です。退職後、任意継続組合員になる場合も、年金部分の資格は喪失することとなりますので、「退職届書」を提出してください。

ケース2 退職後、民間の会社、私立学校に再就職する。

「退職届書」の提出が必要です。

ケース3 退職後、公立学校等の勤務先で再就職する。

任用形態や、任用が引き続くか引き続かないかによって異なります。

71ページの流れ図を参照してください。

※再就職先が他の都道府県の方、他の公務員として勤務する方（市費、町費の教員含む）は

ケース4、**ケース5**を参照してください。

ケース4 退職後、他の都道府県の公立学校へ勤務する。

加入する社会保険制度、年金制度によって異なります。

公立学校共済組合他支部の一般組合員となる場合

→「退職届書」の提出は不要です。「異動届書」を提出してください。詳細は所属の事務担当者に確認してください。

公立学校共済組合他支部の短期組合員となる場合、公立学校共済組合に加入しない場合

→「退職届書」の提出が必要です。

ケース5 退職後、他の公務員として勤務する。（市費、町費の教員含む）

加入する社会保険制度、年金制度によって異なります。

他の共済組合、国家公務員の一般組合員となる場合

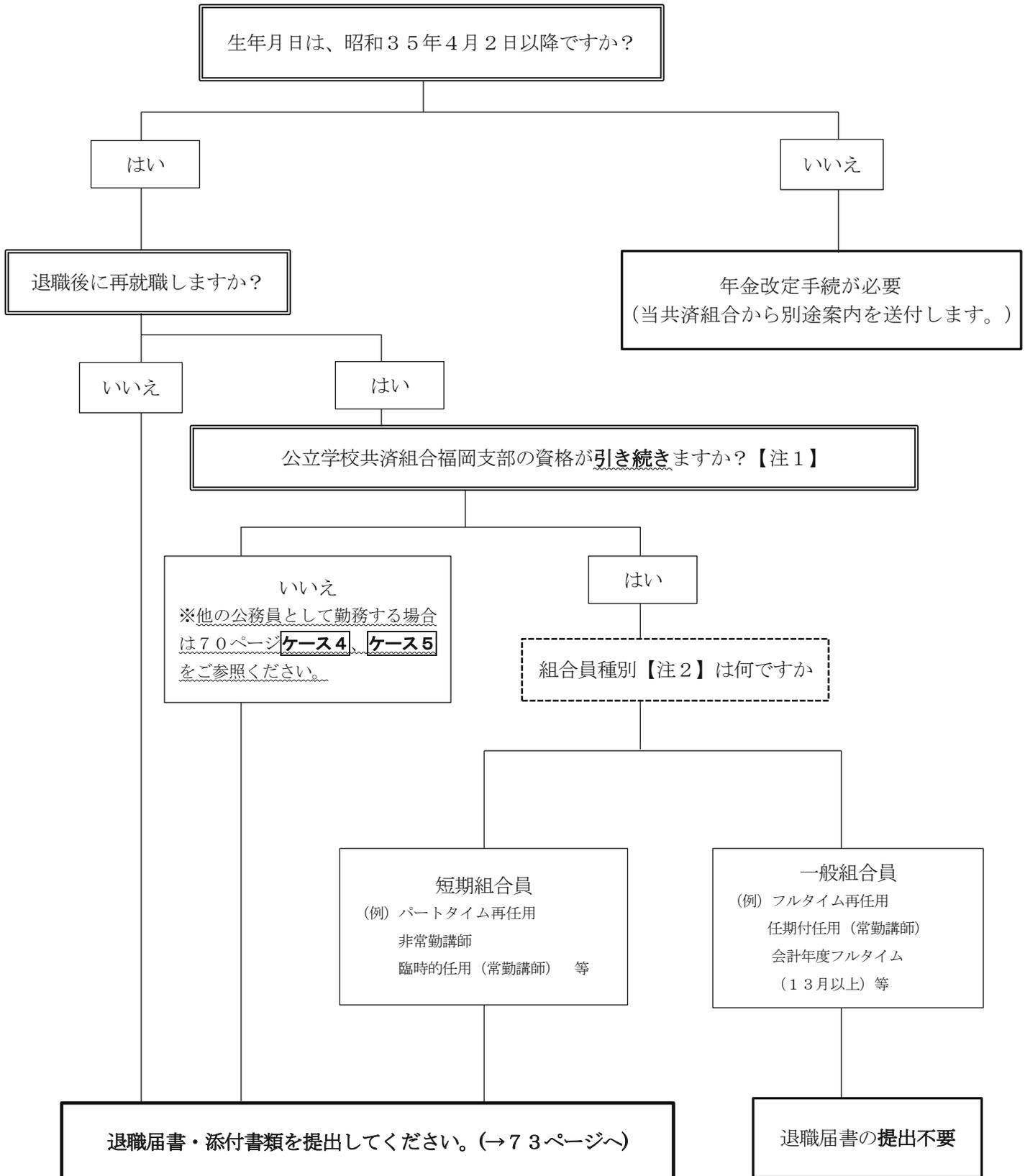
→「退職届書」の提出は不要です。「転出届書」を提出してください。詳細は所属の事務担当者に確認してください。

他の共済組合、国家公務員の短期組合員となる場合、公立学校共済組合に加入しない場合

→「退職届書」の提出が必要です。

※**ケース4**、**ケース5**について、加入する社会保険制度、年金制度については、加入先の共済組合や所属の事務担当者へご確認ください。

* 退職届書の提出が必要かどうか、下記の流れ図で確認してください。



【注1】退職後に空白期間がある場合であっても、任用が事実上継続していると任命権者が認めた場合は、公立学校共済組合の組合員期間が引き続くことがあります。

【注2】令和4年10月1日以降、地方公務員共済組合制度の非常勤職員への適用拡大に伴い、短期給付のみ適用になる短期組合員と、短期・長期給付ともに適用になる一般組合員に種別が分かれています。任用の条件により種別が異なりますので、任用先の事務担当者にご確認ください。

令和5年度 特別支給の老齢厚生年金請求(決定・改定)、退職届書等の手続スケジュール

1 年金の受給権が発生していない一般組合員(昭和35年4月2日以降に生まれた方)

パターン	再就職等の雇用形態による区分	令和6年4月(退職時)の手続	令和6年4月以降～受給権発生時までの手続	年金受給権発生時の手続	年金請求書提出後
A	フルタイム再任用職員等及び63歳、65歳定年者 (引き続き、公立学校共済組合の一般組合員となる者)	なし	なし ※ただし、受給権発生時までに組合員資格を喪失した場合は、退職届書を提出(以降パターンB-2の手続と同様)	年金請求書を提出 (在職者中に年金受給権が発生した者は、誕生日の1ヶ月前までに福岡支部年金係より年金請求書を送付します)	年金請求書提出後
B-1	S35年4月2日～10月1日生まれの退職者 (公立学校共済組合の短期組合員、公務員以外の社会保険に加入する者も含む)	退職届書を提出 ※ 令和6年4月1日～10日 →指定された提出先へ		年金請求書を提出 (年金受給権発生の1ヶ月前までに福岡支部年金係より年金請求書を送付します)	公立学校共済組合 本部より年金証書送付
B-2	S35.10.2以降生まれの退職者 (公立学校共済組合の短期組合員、公務員以外の社会保険に加入する者も含む)	退職届書を提出 ※ 令和6年4月1日～10日 →指定された提出先へ	公立学校共済組合本部より年金待機者登録通知書発送	年金請求書を提出 (年金受給権発生の1ヶ月前までに退職後の勤務等により実施機関より年金請求書を送付します)	
C	他共済への転出者 (国共済、地共済や公立学校共済組合の他支部に公務員の身分のまま異動・転出し、一般組合員となるもの)	転出届書を提出 (詳しくは所属の共済事務担当 者にお問い合わせください)			転出先の共済組合にお問い合わせください

※ 退職届書は、共済組合の長期給付の資格を喪失する方のみ提出してください。

2 年金が既に決定されている一般組合員(昭和35年4月1日以前に生まれた方)

パターン	再就職等の雇用形態による区分	令和6年4月(退職時)の手続	年金改定請求書提出後
D	フルタイム再任用職員等及び63歳、65歳定年者 (引き続き、公立学校共済組合の一般組合員となる者)	なし	
E	退職者 (公立学校共済組合の短期組合員、公務員以外の社会保険に加入する者も含む)	年金改定手続※ (様式は、令和6年2月頒送付 します)	公立学校共済組合本部より年金 額改定通知書送付

※ 年金決定時から退職日までの年金額が改定されるとともに、年金の在職支給停止が解除されます。

※ 記入要領に従い、**楷書**ではっきりと記入してください。

支部	組合員番号										
4	0	0	0	0	0						

退職届書

〔共済組合提出用〕

公立学校共済組合理事長 殿

届出日 令和 年 月 日

退職者	フリガナ	・										生年月日	元号	年	月	日	性別
	氏名	(氏) (名) ・											昭平令				
退職年月日	元号	年	月	日	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号					障害状態の有無					
	昭平令					昭平令	年	月	日			—			有・無		
所属機関名 職名	所属機関名				職名		待機者番号(前歴あり)				種別	証書番号					
退職者の住所等	郵便番号	住所										市・郡・区(東京都)		町・村・区(指定都市)			
	フリガナ																
	上欄住所のつぎ	フリガナ										町名番地等					
電話番号												市外局番から記入してください。					
退職者の配偶者	配偶者の有無	「有」の場合は記入して下さい。				配偶者の生年月日	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか						
	無・有					昭平令				している・していない							

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属機関名
及び職名

所属機関の長

氏名



共済組合記入欄(任意)

重複期間	退年・減退の受給権	みなし25年の退共権	退職事由	義務非義務	所属区分	職名	給付制限	一時金支給額										
								種別	一時金額					受給日				
有・無	有・無	有・無	普通・定年・勸奨・失職	義・非							円	銭	昭和	元号	年	月	日	
			退職年月日	退職事由 <td>義務非義務 <td>所属区分 <td>職名 <td>給付制限 <td></td> </td></td></td></td>	義務非義務 <td>所属区分 <td>職名 <td>給付制限 <td></td> </td></td></td>	所属区分 <td>職名 <td>給付制限 <td></td> </td></td>	職名 <td>給付制限 <td></td> </td>	給付制限 <td></td>										
退職②	昭平令																	
退職③	昭平令																	
退職④	昭平令																	
退職⑤	昭平令																	

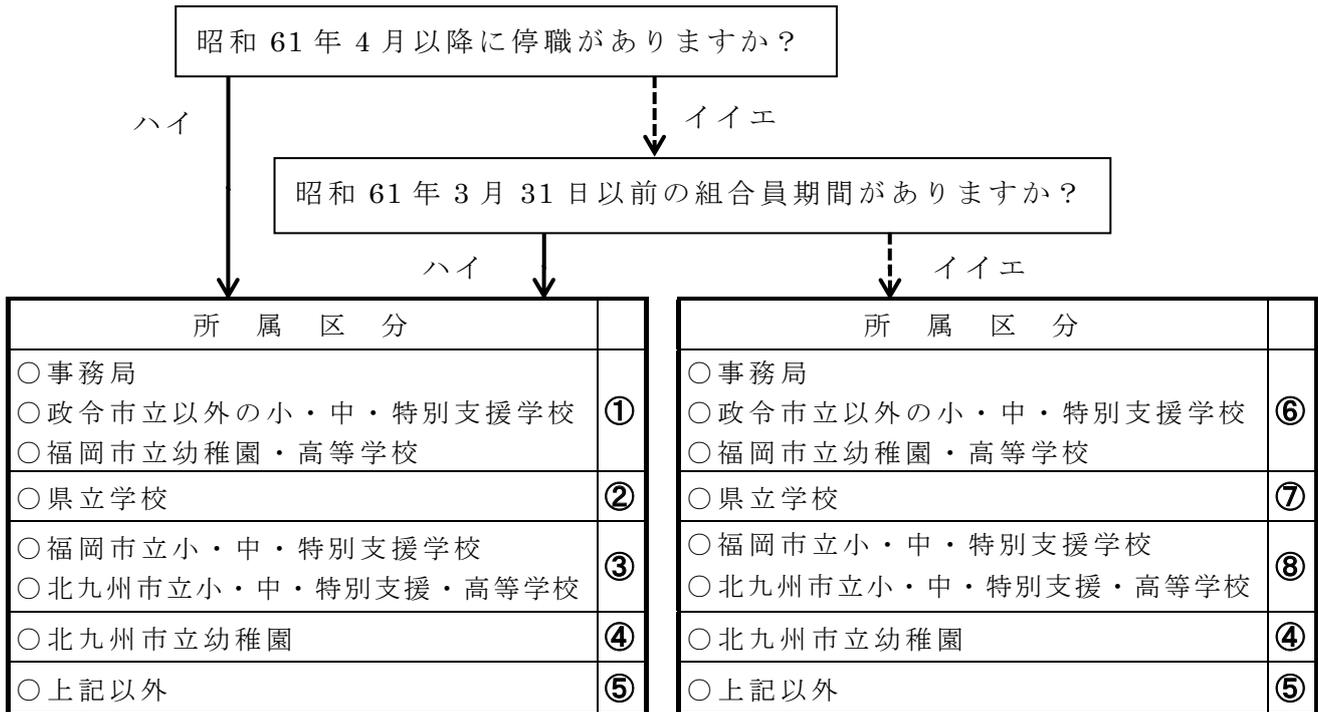
審査	作成者

履 歴 証 明 原 頁

	組合員証番号					
フリガナ 氏 名		フリガナ 改姓前氏名				
生年月日	昭和・平成 年 月 日					
退職時の 所属所名		退 職 年 月 日	令和 年 月 日			
組合員住所						
用 途	長期給付請求（退職届書）のため					
必要な書類	ア 任命権者の証明のある履歴書 2部 （期末手当等の記載のある履歴書 2部を含む） イ 期末手当等のみの記載のある履歴書 1部 <p style="text-align: right;">※ ア、イいずれか必要な方を○で囲む</p>					
上記のとおり証明くださるようお願いいたします。 <p style="text-align: center;">令 和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">任 命 権 者 殿</p> <p style="text-align: center;">組 合 員 氏 名</p>						

〈記入の際に裏面の流れ図をご覧ください〉

次の流れ図にしたがって、①から⑧の該当する書類を退職届書と一緒に提出してください。



《用意する書類》

①

- ・所属所保管の履歴書の写し（A 4、3部。内1部は所属所長の奥書証明が必要です。）
- ・履歴証明願（「必要な書類」の欄の **ア** を○で囲む。）

②

- ・所属所保管の履歴書の写し（A 4、3部。内1部は所属所長の奥書証明が必要です。）
- ・履歴証明願（「必要な書類」の欄の **ア** を○で囲む。）
- ・所属所の人事給与システムで出力した期末手当等の記載のある履歴書（3部）
（※会計年度任用職員等、期末手当等の額が履歴書に記載されている場合は提出不要です。）

③

- ・所属所保管の履歴書の写し（A 4、3部。内1部は所属所長の奥書証明が必要です。また、平成15年度から平成20年度までの期末手当等の額の記載漏れがないか確認してください。）
- ・履歴証明願（「必要な書類」の欄の **ア** を○で囲む。）

④

- ・履歴証明願（「必要な書類」の欄の **ア** を○で囲む。）

⑤

- ・所属所保管の履歴書の写し（A 4、2部。任命権者の奥書証明が必要です。また、平成15年度以降の期末手当等の額の記載漏れがないか確認してください。）

⑥

- ・所属所保管の履歴書の写し（A 4、1部。所属所長の奥書証明が必要です。）
- ・履歴証明願（「必要な書類」の欄の **イ** を○で囲む。）

⑦

- ・所属所保管の履歴書の写し（A 4、1部。所属所長の奥書証明が必要です。）
- ・所属所の人事給与システムで出力した期末手当等の額の記載のある履歴書（1部）
（※会計年度任用職員等、期末手当等の額が履歴書に記載されている場合は提出不要です。）

⑧

- ・所属所保管の履歴書の写し（A 4、1部。所属所長の奥書証明が必要です。また、平成15年度から平成20年度までの期末手当等の額の記載漏れがないか確認してください。）
- ・履歴証明願（「必要な書類」の欄の **イ** を○で囲む。）

※履歴書は、退職日までの辞令の記載があるものがが必要です。

資料 番号	キー番号								データ NO
	支部	番号							
1 57	3 0	0	5						



年金待機者異動報告書

公立学校共済組合理事長 殿

次のような異動が生じたので、必要書類を添えて、提出します。

〔共通記入項目〕

[共通記入項目]										届出日	令和	年	月	日	
年金 待機者番号										退職した 都道府県	退職 年月日	昭平令	年	月	日
氏名	フリガナ	.								生年 月日	大昭 平令	年	月	日	
	漢字	(氏)	(名)						㊟						
17 SEC 05	基礎年金 番号	19					-			※基礎年金番号のわかるものの写しを 必ず添付してください。					
現住所 (注)		〒 - - 電話番号 - -													

(注) 転居または住居表示変更の届出を行う場合には、下段の「転居または住居」欄に住所を記入していただきますので、本欄への住所記入は省略して結構です。

※ 該当する異動事由の□にレ印をつけた上で、太枠線内に必要項目を記入してください。



氏名の変更 ※氏名変更の事実を確認することができる戸籍抄本を必ず添付してください。

新氏名				旧氏名			
17 SEC 01	フリガナ	19	.	フリガナ	.		
17 漢 02	漢字	19	(氏)	(名)	.		

共済 組合 使用 欄	別フリ 37
---------------------	-----------

転居または住居表示の変更 ※フリガナについても必ず記入してください。

新住所							
17 03	19	フリガナ	26	33	48		
17 漢 04	郵便番号	住所	都・道 府・県	27	市・郡 区 (東京都)	43	町・村 区 (指定都市)
17 漢 04	03	上記住所 のつづき	フリガナ	63			
			町名 番地等	59			
電話番号		- -		←市外局番から記入してください。			

共済 組合 使用 欄	非居住 103
---------------------	------------

基礎年金番号の登録または変更

死亡

共済組合使用欄				

組合員であった方の死亡年月日				組合員であった方の組合員期間 (注)				組合員であった方の退職当時の所属機関名 (記入例：〇〇県教育委員会)			
元号	年	月	日	昭・平・令	年	月	日から				
				昭・平・令	年	月	日まで				
報告者氏名等											
報告者 住所		フリガナ	.					続柄	夫・妻・子 その他 ()		
		漢字	(氏)	(名)			㊟				
		〒 - - 電話番号 - -									

(注) 組合員期間が複数ある場合は最後の退職に係る組合員期間を記入してください。

R1.07

年金待機者異動報告書の提出について

公立学校共済組合の組合員であった方で、老齢厚生年金の支給開始年齢に到達していない方が、退職後に氏名・住所などが変更になったときにご提出ください。

1 記入方法

〔共通記入項目〕欄に氏名、生年月日等を記入の上、「氏名の変更」、「転居または住居表示の変更」、「基礎年金番号の登録または変更」または「死亡」欄のいずれか該当する異動事由の□にレ印をつけた上で、必要事項を記入してください。

- ※ 年金待機者番号が分からない方は、当該欄は空欄でご提出ください。
- ※ 基礎年金番号が分からない方は、お近くの年金事務所にお尋ねください。
- ※ 住所は、原則として住民票上の住所を記載してください（住民票の添付は不要です。）。

2 添付種類

異動事由に応じて次に掲げる書類を添付してください。

異動事由	添付書類
氏名の変更	① 氏名変更の事実を確認することができる戸籍抄本 ② 基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書または年金手帳の写し
転居または住居表示の変更	基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書または年金手帳の写し
基礎年金番号の登録または変更	基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書または年金手帳の写し
死亡	死亡の事実が確認できる戸籍抄本または住民票

【ご家族の方へ】

公立学校共済組合の組合員であった方で年金の請求をされていない方（年金待機者の方）が亡くなられた場合

大変お手数をお掛けしますが、「年金待機者番号」「組合員であった方の氏名（印は不要です。）」および「死亡」欄に必要事項を記入の上、当共済組合本部にご提出ください。

なお、年金待機者の方が亡くなられたことに伴い、遺族厚生年金を請求できる場合もありますのでご相談ください。

提出先および連絡先

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-9-5

公立学校共済組合本部年金部

☎03-5259-1122

午前9時～午後5時30分

月曜日～金曜日

（祝日・年末年始を除きます。）

国民年金制度

国民年金制度

昭和61年4月1日の国民年金法の改正により、国民年金の適用範囲が拡大され、20歳から60歳までの全国民が国民年金に加入することとされ、共済組合の組合員及びその被扶養配偶者も国民年金の被保険者となりました。

なお、日本年金機構では、平成9年1月から基礎年金番号を導入し、20歳以上の国民には基礎年金番号が付番されることとなりました。国民年金に関する届出や問い合わせ等にはこの基礎年金番号が必要です。

1 国民年金の被保険者

国民年金法では、被保険者を次のように区分しています。

第1号被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の農林漁業に従事する者・自営業・学生など（第2号被保険者を除く。）とその配偶者（第3号被保険者を除く。）です。 ※ 国民年金の保険料は、個別に納めます。 ※ 令和5年度の1か月当たりの保険料は16,520円です。
第2号被保険者	共済組合等の組合員（任意継続組合員を除く。）や厚生年金保険法の被保険者などです。（組合員が65歳に達したときは、原則として第2号被保険者の資格を喪失します。） ※ 国民年金の保険料は、それぞれの被用者年金制度から拠出金を拠出していますので、個別に保険料を納める必要はありません。
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満の方です。（被扶養配偶者とは、第2号被保険者の配偶者で、被扶養者として認定されている方です。） ※ 国民年金の保険料は、それぞれの被用者年金制度から拠出金を拠出していますので、個別に保険料を納める必要はありません。

2 組合員・被扶養配偶者の国民年金と種別変更届

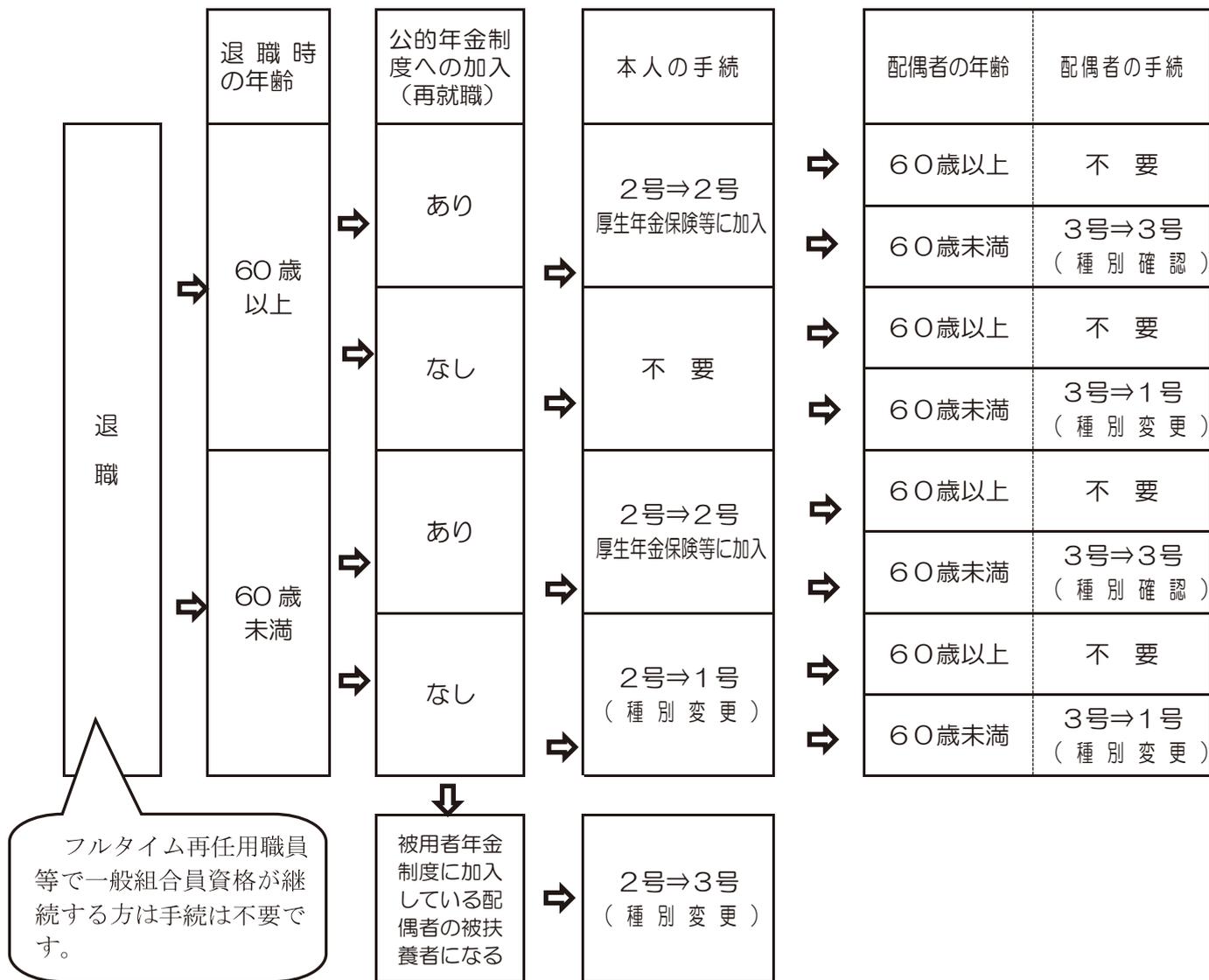
組合員（第2号被保険者）が60歳未満で退職した場合、退職後、第3号被保険者になる方を除いてすべての方が第1号被保険者となります。

そのとき20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合、配偶者も第1号被保険者となるため、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。

第1号被保険者への変更手続きは、退職後14日以内に「国民年金被保険者資格取得届（申出）書・国民年金被保険者種別変更（第1号被保険者該当）届書」をお住まいの市区町村役場に提出していただくことになります。

また、第3号被保険者への変更手続きは、配偶者が加入している健康保険組合等に被扶養者の認定手続きを行うとともに「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認届（3号該当）」を提出していただくことになります。

組合員の退職後の国民年金等の加入・変更手続きについて



※ 国民年金第1号被保険者への種別変更手続は、お住まいの市区町村の国民年金担当課となります。その他の種別変更や種別確認手続は、再就職先の事業主（本人が国民年金第3号被保険者となる場合は配偶者の勤務先）を通じて手続をしてください。

※ 国民年金第2号被保険者が65歳になったとき、国民年金第3号被保険者がいる場合は、国民年金第3号から第1号への変更手続が必要になります。

3 国民年金の種類

年金の種類	内 容
老齢基礎年金	共済組合、国民年金及び厚生年金等の加入期間が10年以上である方が、65歳に達したときに支給されます。
障害基礎年金	共済組合、国民年金及び厚生年金等の加入期間中に初診のある傷病により、障害認定日において、障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態になったときに支給されます。

遺族基礎年金	<p>組合員又は老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上）を満たした方が死亡した場合に、その遺族に支給されます。</p> <p>遺族とは、その方によって生計を維持していた、子のある配偶者又は子が対象となります。</p> <p>なお、この場合の子とは、18歳に達する年度の年度末までの子又は障害等級2級以上の障害状態にある20歳未満の子で婚姻していない方です。</p>
--------	--

4 老齢基礎年金

退職者が65歳に達すると、共済組合から「老齢厚生年金」が、国民年金から「老齢基礎年金」がそれぞれ支給されます。

老齢基礎年金の額は、20歳から60歳までの40年間保険料を納付した場合に、満額の795,000円（令和5年度の年額）が支給されます。

退職時に60歳以上で国民年金保険料納付期間が40年に満たない場合は、65歳まで国民年金に任意加入することができます。

老齢基礎年金の額 = 780,900円 × 改定率（※） ×

$(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料1/4免除月数} \times 5/8) + (\text{保険料半額免除月数} \times 6/8) + (\text{保険料3/4免除月数} \times 7/8) + (\text{保険料全額免除月数} \times 4/8)$

加入可能期間の月数（480月）

※ 改定率は毎年度改定されます。令和5年度の改定率は1.018です。

※ 昭和36年4月1日以降の20歳以上60歳未満の共済組合の組合員期間は国民年金の保険料納付済期間となります。

5 老齢基礎年金の繰上げ請求

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、60歳以上65歳未満の間において、一定の条件で老齢基礎年金を繰り上げて受給することができます。

現在、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられていますが、当該年金支給開始年齢前に老齢基礎年金を繰上げ請求する場合は、老齢厚生年金の繰上げ請求も同時に行わなければいけません。

また、特別支給の老齢厚生年金や老齢厚生年金の繰上げ請求を行う場合は、老齢基礎年金の繰上げ請求も併せて行わなければなりません。

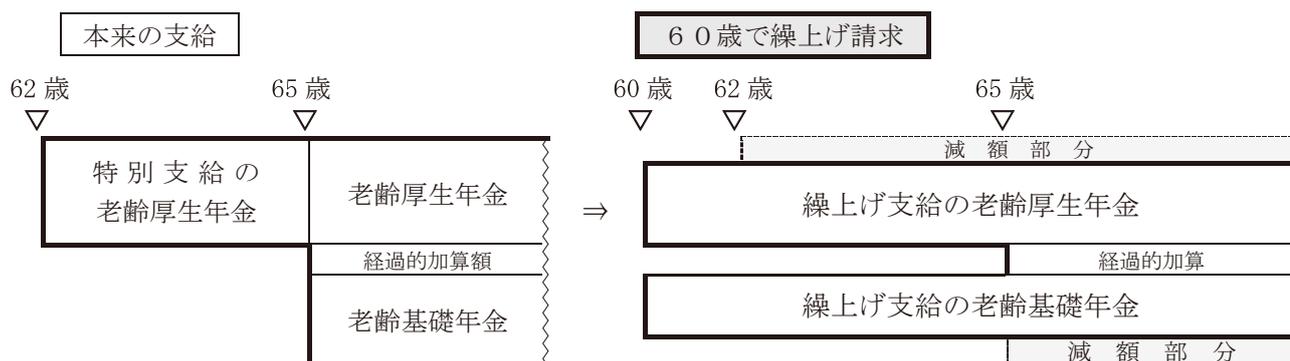
なお、特別支給の老齢厚生年金を繰上げ請求した場合は、経過的職域加算額も繰上げ請求したものとみなされます。

（1）特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢前の繰上げ（昭和36年4月1日までに生まれた方）

昭和36年4月1日までに生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金受給開始年齢前に、老齢厚生年金と老齢基礎年金を繰り上げて請求することができます。（片方みの繰上げ請求はできません。）

この場合、繰上げ請求後の老齢基礎年金の額（以下「繰上げ支給の老齢基礎年金」という。）は、本来65歳から支給される老齢基礎年金の額に繰上げ1か月当たり0.5%の率を乗じて得た額を減額した額となり、繰上げ請求後の老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金」という。）の額は、特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢から繰上げ開始までの月数に0.5%の率を乗じて得た額を減額した額となります。なお、年金制度改正に伴い、令和4年4月2日以降に60歳に到達する方は繰り上げた月数1か月当たりの減額率が0.4%となります。

例) 62歳で特別支給の老齢厚生年金を受給できる方が60歳からの繰上げ請求をした場合



※ 経過的加算相当額＝定額部分の額－65歳時の老齢基礎年金相当額

[算式]

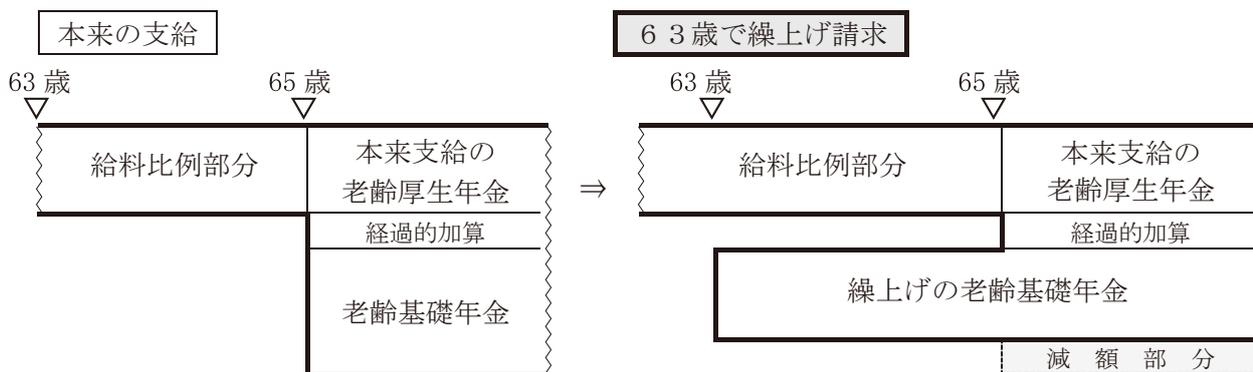
繰上げ支給の老齢厚生年金の額	=	65歳から支給される老齢厚生年金の額	-	65歳から支給される老齢厚生年金の額	×	$\frac{5}{1000}$	※	×	請求日の属する月から特別支給の老齢厚生年金支給開始月までの前月までの月数
~~~~~									
繰上げ支給の老齢基礎年金の額	=	65歳から支給される老齢基礎年金の額	-	65歳から支給される老齢基礎年金の額	×	$\frac{5}{1000}$	※	×	請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数
~~~~~									
減額分									

※令和4年4月2日以降に60歳に到達する方は繰り上げた月数1か月当たりの減額率が0.4%

(2) 特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢後の繰上げ

特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢後（特別支給の退職共済年金受給者を含む。）の老齢基礎年金の繰上げは、老齢基礎年金のみの繰上げとなり、その額は、本来65歳から支給される老齢基礎年金の額に繰上げ1か月あたり0.5%（令和4年4月2日以降に60歳に到達する方は0.4%）の減額率を乗じて得た額を控除した額となります。

例) 特別支給の退職共済年金を受給中の63歳からの繰上げ請求をした場合



※ 経過的加算相当額＝定額部分の額－老齢基礎年金相当額

[算式]

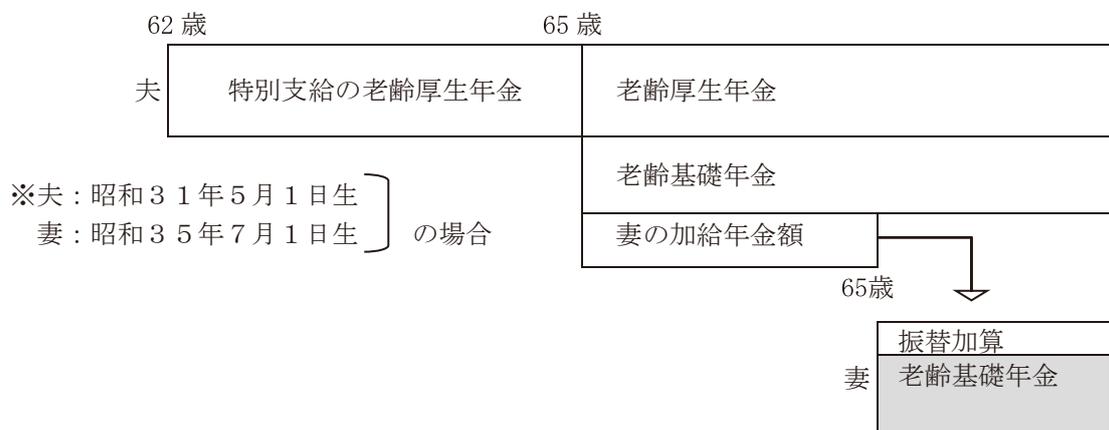
繰上げ支給の老齢基礎年金の額	=	65歳から支給される老齢基礎年金の額	-	65歳から支給される老齢基礎年金の額	×	$\frac{5}{1000}$	※	×	請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数
~~~~~									
減額分									

※令和4年4月2日以降に60歳に到達する方は繰り上げた月数1か月当たりの減額率が0.4%

## 6 配偶者の老齢基礎年金

老齢厚生年金等の受給者の配偶者で、昭和41年4月1日までに生まれた方は、加給年金額(56ページ)の対象である場合に限って、65歳から受給する老齢基礎年金に生年月日に応じた振替加算額が加算されます。

[図例]



※ 加算の手続は住所地を管轄する年金事務所に申し出てください。

配偶者の生年月日	振替加算額 (年額)	配偶者の生年月日	振替加算額 (年額)
S 27. 4. 2～S 28. 4. 1	70,027 円	S 32. 4. 2～S 33. 4. 1	39,565 円
S 28. 4. 2～S 29. 4. 1	63,868 円	S 33. 4. 2～S 34. 4. 1	33,619 円
S 29. 4. 2～S 30. 4. 1	57,709 円	S 34. 4. 2～S 35. 4. 1	27,444 円
S 30. 4. 2～S 31. 4. 1	51,779 円	S 35. 4. 2～S 36. 4. 1	21,269 円
S 31. 4. 2～S 32. 4. 1	45,740 円	S 36. 4. 2～S 41. 4. 1	15,323 円



# 福 祉 事 業

# 福祉事業

在職中との比較（○…変更なし、△…一部変更、×…利用不可）

退職後の 健康保険制度	保健事業			貸付事業
	健診事業	各種利用補助	セミナー等	
公立学校共済組合 〔一般組合員 ^{※1} 短期組合員 ^{※2} 〕	○	○	○	△ 高額医療貸付け、出産貸付け、 特別貸付けのみ
公立学校共済組合 (任意継続組合員)	△ 1日ドック、特定健康診 査、特定保健指導のみ	○	×	△ 高額医療貸付け、出産貸付け のみ
その他	×	△ 組合員価格での宿泊 (宿泊施設特別利用 者証)のみ	×	×

詳細については、所属所への通知又は福岡支部ホームページ（任意継続組合員の方は任意継続組合員証送付時に同封される「保健事業実施要項（任意継続組合員）」）で確認してください。

※1 一般組合員についてはP3を参照してください。

※2 短期組合員についてはP4を参照してください。

## I 保健事業

### 1 健診事業

#### (1) 一般組合員・短期組合員となる場合

在職時と同様の事業を利用できます（組合員の資格を有する期間に限ります。）。

#### (2) 任意継続組合員となる場合

1日ドックのみ申し込むことができます。

ドックが選もれとなった方、ドックに申し込まなかった方及び被扶養者の方のうち、40歳以上75歳未満の方は、特定健康診査を無料で受診することができます。

上記の結果、特定保健指導に該当された方は、無料で特定保健指導を利用することができます。

### 2 各種利用補助・セミナー等

#### (1) 一般組合員・短期組合員となる場合

在職時と同様の事業を利用できます（組合員の資格を有する期間に限ります。）。

#### (2) 任意継続組合員となる場合

宿泊施設利用補助、会合利用補助、婚礼施設利用補助、法事等施設利用補助が利用できます。

#### (3) その他

宿泊施設等の利用補助は利用できませんが、宿泊施設特別利用者証又は公立共済メンバーズカード（以下「特別利用者証等」という。）を提示することで、退職後も現在と同じ組合員料金で次のアの施設に宿泊することができます。

## ア 組合員料金で利用できる施設

### (ア) 公立学校共済組合の施設

施設情報は「公立共済やすらぎの宿」ホームページで確認してください。

また、当サイトからの予約も可能です。

インターネットなら、24時間365日「公立共済やすらぎの宿」の予約が可能  
いそがしいあなたの都合に合わせていつでもどこでもご予約を承ります

# 公立共済やすらぎの宿

Web会員  
募集中!!

ご登録は無料です。Web会員の方は、やすらぎの宿ホームページ内の「マイページ入口」から、  
宿泊予約履歴やご利用実績などをご確認いただけます。

今すぐアクセス! <https://www.kourituyasuragi.jp/>



### (イ) 相互利用の対象施設

次に掲げる共済組合等が経営する宿泊施設です。

- |            |                  |              |
|------------|------------------|--------------|
| ・ 地方職員共済組合 | ・ 全国市町村職員共済組合連合会 | ・ 東京都職員共済組合  |
| ・ 警察共済組合   | ・ 各市町村職員共済組合     | ・ 文部科学省共済組合  |
| ・ 都市職員共済組合 | ・ 日本私立学校振興・共済事業団 | ・ 指定都市職員共済組合 |
| ・ 防衛省共済組合  | ・ 国家公務員共済組合連合会   |              |

※ 相互利用とは…地方公務員等共済組合法に基づく各共済組合等が経営する宿泊施設の宿泊料金について、当該組合の組合員利用料金と同じ扱いとすることです。

## イ 利用できる方

- ・上記 ア(ア)の施設・・・退職者とその家族(配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)
- ・上記 ア(イ)の施設・・・退職者本人のみ(家族の方は、一般料金になります。)

## ウ 利用方法

宿泊予約の際に「公立学校共済組合の宿泊施設特別利用者証」を利用して宿泊する旨をお伝えください。また、チェックイン時には、同証もしくは公立共済メンバーズカードをフロントへ提示してください。

## エ 特別利用者証等の発行方法

- ・宿泊施設特別利用者証・・・福岡支部福祉係へ連絡してください。宿泊施設特別利用者証を自宅宛て送付します。
- ・公立共済メンバーズカード・・・「公立共済やすらぎの宿」ホームページからお申し込みください。(クレジットカード)

サービス充実、多彩な機能。ワンランク上のうれしいカード

## 公立共済メンバーズカード



### 魅力的な特典が満載です!

POINT  
1

#### 入会金・年会費無料

ゴールドカード相当の付帯サービスがついていながら、入会金・年会費は**無料**です。

POINT  
2

#### 空港ラウンジサービス

会員専用の空港ラウンジが**無料**でご利用いただけます。

POINT  
3

#### ポイントプログラム

年間のご利用金額に応じてポイント加算倍率が**最大2.5倍**になります。

POINT  
4

#### 海外旅行傷害保険

最高**5,000万円**の傷害保険がついています。(死亡・後遺障害)

POINT  
5

#### パッケージツアー割引サービス

各旅行会社の海外・国内パッケージツアーが**最大8%OFF**でお申し込みできる「オリコ旅行センター」がご利用可能です。

カードに関するお問い合わせ先  
(受付時間9:30~17:30 年中無休)

公立共済メンバーズデスク 0120-258-678

#### オ 特別利用者証等の有効期限

退職者の年金受給権（遺族におかれては遺族年金受給権）が消滅した日、又は退職者（遺族）が死亡した日のいずれか遅い日までです。

## Ⅱ 貸付事業

### 1 貸付金の償還

共済組合から貸付金を借受中の方が退職された場合、未償還元利金については、全額償還していただくことになります。

償還方法及びその後の事務の流れは次のとおりです。

#### (1) 償還方法

退職手当から控除します（手続は不要）。

なお、退職手当で不足する場合は、支部から本人宛て通知しますので、不足分を納入してください。

#### (2) 借用証書の返付

貸付申込時に提出された借用証書は、支部で償還を確認した後、ご自宅宛て返付します。

#### (3) 団体信用生命保険「団信」について

教育貸付け、住宅貸付け、介護構造貸付け及び住宅災害貸付けの「団信」加入者が退職されて、貸付金の償還が完了した場合は、後日、本部より未経過保険料充当金返戻の通知が送付され、未経過保険料が払い戻されます。

この場合、加入者からの手続の必要はなく、本部から各人の指定口座（振替依頼口座）に7月頃振り込まれる予定です。

※ 4月・5月に保険料の引き落とし日がある方は、貸付金の未償還額を退職手当からの控除により返済した後も保険料が引き落とされます。引き落とし後、約2か月後に精算されますので指定口座を解約しないようお願いします。

## 2 貸付制度

次の貸付制度を利用できます。詳細については福岡支部福祉係貸付担当にお問い合わせください。

### (1) 一般組合員・短期組合員となる場合

- ・高額医療貸付け（限度額適用認定を受けず、高額療養費の支給を受ける場合）
- ・出産貸付け（出産費等直接支払制度を利用しない場合）
- ・特別貸付け

### (2) 任意継続組合員となる場合

- ・高額医療貸付け（限度額適用認定を受けず、高額療養費の支給を受ける場合）
- ・出産貸付け（出産費等直接支払制度を利用しない場合）

### Ⅲ 福祉保険制度 (ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース)

福祉保険制度は、退職時の年齢に関わらず、退職（組合員資格喪失）後も継続加入となります。退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も自動更新※となります。退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続書で手続を行ってください。

なお、退職にあたって住所、電話番号、登録口座等に変更がある場合は、福祉保険制度加入者票（毎年10月及び4月送付）に同封されている「公立共済福祉保険制度異動変更連絡票（返信用はがき）」により、変更の手続を行ってください。

※ 保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以後、毎年更新

〈制度別の継続加入可能年齢〉

制度名	継続加入可能年齢
ファミリー年金	保険年齢 84 歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
傷病休職給付金	継続不可（在職中の就業障害に対する給付のため、退職日の属する月の末日で脱退）
入院費用給付金	保険年齢 75 歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通） 保険年齢 22 歳まで更新継続可能（子ども）
特定疾病給付金	保険年齢 75 歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
元気づくりサービスコース	保険年齢 84 歳まで更新継続可能

（注1）ファミリー年金の死亡給付金は単独加入できません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

（注2）保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。

例：保険年齢 75 歳＝毎年 11 月 1 日現在満 74 歳 6 か月を超え、満 75 歳 6 か月まで。

お問合せ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
請求相談センター	保険金の請求	0120-660-998	10:00～16:00

※ 制度内容等詳細についてはデジタルパンフレットでご確認ください。デジタルパンフレットは公立学校共済組合ホームページにてご覧いただけます。

デジタルパンフレットログインパスワード ID:kouritu PW:kouritu1111

## IV アイリスプラン

### 1 年金コース

組合員資格喪失後は、継続加入できません。

年度末時点で満60歳以上の退職予定者へは、12月末頃に自宅宛てに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、その案内に従って手続を行ってください。

年度末時点で満60歳未満の退職予定者は、下記の教職員生涯福祉財団サービスセンターまでご連絡ください。

### 2 医療・日常事故コース

退職後も継続加入ができます。

医療入院コースは満90歳まで、日常事故補償コースは一生涯にわたり継続できます。

### 3 介護保障コース

教職員共済生協との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

お問合せ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
	医療・日常事故コース		
株式会社一ツ橋 サービス	介護保障コース	0120-878-626	10:00～17:00



## 公立学校共済組合

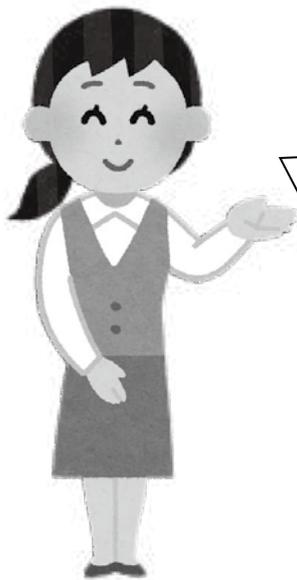
年金・健康保険証・任継など



## 福岡県教職員互助会

## 福岡県退職教職員協会

医療費の補助やセミナーなど



ここからは、互助会と  
退職協会に関するページです

お手続き・お問い合わせ先の  
間違いがないようにご注意  
ください

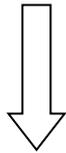
一般財団法人福岡県教職員互助会

一般財団法人福岡県退職教職員協会

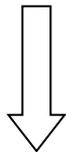
福岡県教職員互助会 退会の手続き

福岡県退職教職員協会 加入の手続き について

## 退職



フルタイム再任用、臨時的任用職員など  
フルタイムで勤務される方



「県教職員互助会」の『会員』資格は継続に  
なります。（手続き不要です）



フルタイム再任用、臨時的任用職員など任期終了

この時に退会となり掛金積立金を払戻しします。  
『退会給付金請求書』（第3号様式）を提出ください。

その際、「退職教職員協会」に加入できますので  
『退職協会加入届』を提出ください。  
加入金は掛金積立金から控除します。



退職、短時間再任用、非常勤講師、他で就  
職など



「県教職員互助会」を退会となり掛金積立金を払戻し  
します。『退会給付金請求書』（第3号様式）を提出  
ください。

その際、「退職教職員協会」に加入できますので  
『退職協会加入届』を提出ください。  
加入金は掛金積立金から控除します。



## *Congratulations on your retirement !*

この度は、ご退職(任期満了)おめでとうございます。  
長年にわたり、福岡県の教育にご尽力いただきありがとうございました。  
また、福岡県教職員互助会の事業運営にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、最前線で教育現場を支えてこられた皆様には、ご退職後も安心して豊かな生活をお過ごしいただけるよう、今後は福岡県退職教職員協会が皆さまのお手伝いをさせていただきます。

ここからの説明は、福岡県教職員互助会と福岡県退職教職員協会の説明となっておりますので、ご覧ください。



## 資料もくじ

### 1. 退職教職員協会(退職協会)とは？

P. 92～P. 94

### 2. 互助会の退会手続き

P. 95

### 3. 退職協会への加入手続き

P. 96～P. 97



# 1 退職教職員協会（退職協会）とは？

現職時



- ・年金
- ・健康保険証（組合員証）



一般財団法人  
福岡県教職員互助会

- ・療養補助金
- ・宿泊施設利用補助
- ・各種チケット補助
- ・カルチャーセンター受講料補助

退職後

組合員資格を失う  
⇒国民健康保険等の  
健康保険に加入

会員資格を失う  
⇒現職時の福利厚生制度が  
受けられない…



一般財団法人  
福岡県退職教職員協会  
退職後も福利厚生制度を受けられる！



## 1 退職教職員協会（退職協会）とは？

### 退職協会の事業内容

退職後の皆様の生活をサポートする様々な事業を行っています！

療養補助金

← メイン事業

1日人間ドック健診  
大腸がん検診補助

指定宿泊施設  
利用補助

企画旅行

美術鑑賞補助  
音楽鑑賞補助

健康セミナー  
各種イベント

カルチャーセンター  
受講料補助

etc...

## 1 退職教職員協会(退職協会)とは？

# 退職協会の療養補助金制度

会員が病院で健康保険適用の診療を受け、窓口で一部負担金を支払ったとき、  
月別・病院別・入院別・外来別・歯科別の1カ月の自己負担額から、  
 それぞれ3,000円を控除した額の60%(100円未満切り捨て)を、  
 請求により療養補助金として給付する制度です。  
 なお、健康保険から附加給付または払い戻しがある場合は、その金額を控除します。  
 また、医薬分業の病院で診療を受けた場合の薬代は、診療費に含めて給付します。

### (給付例)

A病院 4月  $\{(6,000円 + 薬代2,000円) - 3,000円\} \times 0.6 = 3,000円$  (給付額)

B病院 4月  $(20,000円 - 3,000円) \times 0.6 = 10,200円$  (給付額)

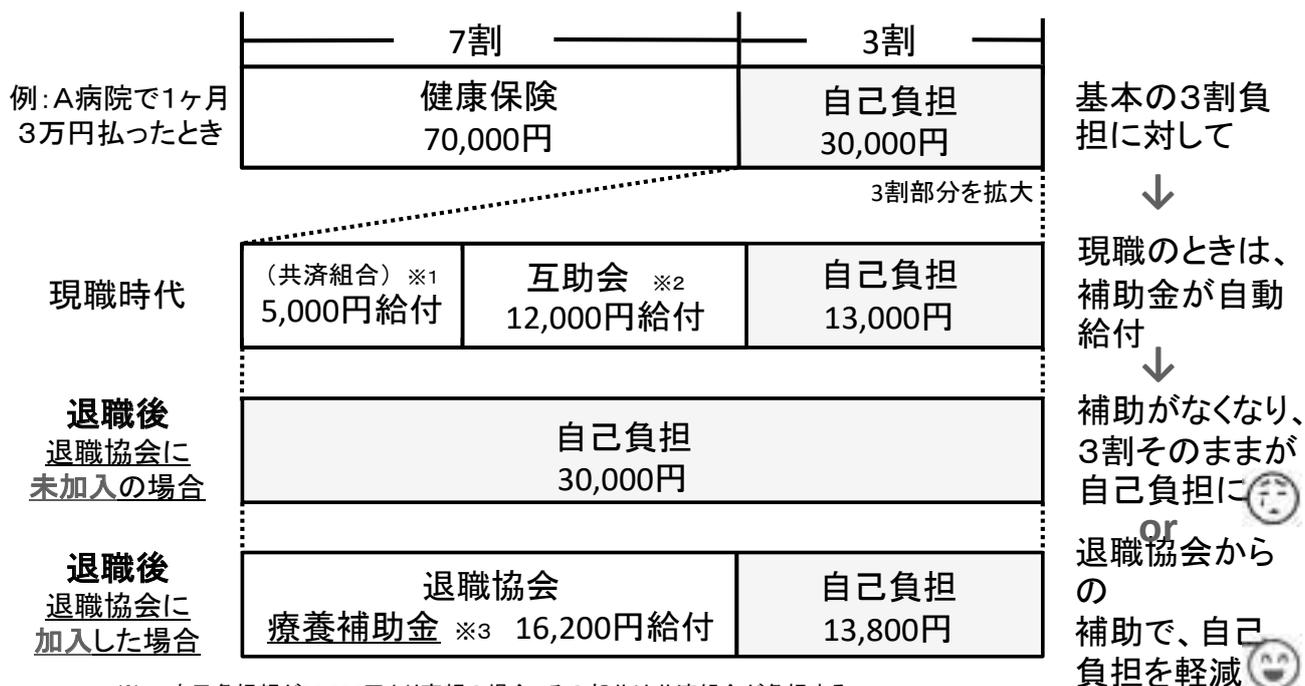
A病院 5月入院 自己負担額300,000円の場合

※健康保険から212,570円の払い戻しあり。実質の自己負担額は300,000円 - 212,570円 = 87,430円  
 $(87,430円 - 3,000円) \times 0.6 = 50,600円$  (給付額)

自己負担額が3,167円未満の場合は、退職協会からの給付が発生しません。  
 健康保険からの払い戻しは、年齢や所得によって異なります。詳細は、各健康保険  
 (保険証の発行元)にお問い合わせください。

## 1 退職教職員協会(退職協会)とは？

# 療養補助金の給付イメージ



※1 自己負担額が25,000円より高額の場合、その部分は共済組合が負担する。

※2 自己負担額に60%を乗じて、残りから3,000円と1,000円未満を控除した額を互助会が給付する。

※3 療養補助金については、ページ上部の制度詳細を必ずご確認ください。

## 1 退職教職員協会(退職協会)とは？ 療養補助金制度のポイント

- ◎ 年齢制限なし。生涯にわたって受給可能
- ◎ 民間の生命保険等に参加していても請求可能
- ◎ 給付の対象額は3,167円以上

1ヶ月に歯医者に数回通院、合計6,000円(保険適用)の場合  
現職時 ⇒ 給付対象額は6,667円以上のため  
給付なし

**退職協会 ⇒ 1,800円の給付！**

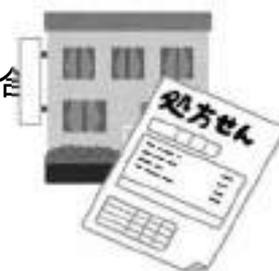


- ◎ お薬代も処方された病院と合算して計算

1ヶ月に病院で2,500円、お薬代5,000円(保険適用)の場合

**退職協会 ⇒ 合計7,500円から計算！**

⇒  $(7,500 - 3,000) \times 0.6 = 2,700$ 円の給付



## 1 退職教職員協会(退職協会)とは？ 療養補助金の具体例

実際に療養補助金の請求をいただいている現会員様より許可を得て、皆さまにご紹介いたします

◆ 69歳女性の会員様の場合

診療科	受診月	請求額(自己負担額)	協会からの給付額	実質自己負担額
外来	8月	6,580円	2,100円	4,480円
入院	8月	57,600円	32,700円	24,900円
外来	7月	6,580円	2,100円	4,480円
外来	7月	3,470円	200円	3,270円
外来	7月	3,670円	400円	3,270円
外来	6月	6,620円	2,100円	4,520円
外来	6月	23,870円	12,500円	11,370円
外来	6月	7,120円	2,400円	4,720円
外来	5月	6,580円	2,100円	4,480円
外来	5月	5,240円	1,300円	3,940円
合計		127,330円	57,900円	69,430円

## 2 互助会の退会手続き

退会給付金請求書(A3)を、互助会へ

4月末までに提出する

退会給付金とは？

掛金積立金  
特別弔慰金積立金  
火災見舞金積立金

在会中の積立金  
を払い戻します  
《5月中旬ごろ》

※払い戻しの割合、給付額について ⇒P.98～[資料1、資料2]

※互助会の貸付金の未償還金がある場合は、退会給付金から差引きます。

## 2 互助会の退会手続き

記入例はP.100をご覧ください

質問の多いところ・注意点

- ① 本人記入欄「退職教職員協会への加入について」の「加入する・加入しない・既に参加済」のいずれかに必ず○印をつけてください。
- ② 切り離さず、A3サイズのまま提出してください。
- ③ 4月から所属長が変わる場合、請求書の「所属証明欄」の所属長は、3月時点・4月時点どちらの所属長でも構いません。

### 3 退職協会への加入手続き

#### (1) 加入資格

教職員互助会を退職により退会する方  
(定年・若年退職、フルタイム再任用や  
臨時的任用の任期満了等)

#### (2) 加入金

60歳 600,000円

※互助会退会日時点での年齢

1歳ごとの差額15,000円

61歳 585,000円

59歳 615,000円

※ 加入金のみ。毎月の掛金はありません。

※ 互助会の「退会給付金」から差し引きます。

※ ただし、貸付金未償還金があつて差し引くことができない場合は、別途払込書をお送りします。

### 3 退職協会への加入手続き

#### (3) 加入方法・提出先

「退職教職員協会加入届」を互助会へ提出する

※「退会給付金請求書」(A3)の右半分が加入届になっています。

切り離さずに、互助会へご提出ください。

#### (4) 申込開始日・締切日

開始:3月1日(金)～ 締切:退職日から1ヶ月以内



これからフルタイム再任用・臨時的任用などになる方は、継続して互助会会員となります。退職協会の加入手続きは、任用期間終了後となります。

## 3 退職協会への加入手続き

### 加入手続きのあとは？

#### 5月中旬に、会員証をお送りします

「会員番号」が退職協会独自のものに変わります。会員証をお届けする時に新しい会員番号をお知らせします。5月中旬までお待ちください。



#### 会員証が届くまでは...

退職教職員協会のホームページを2024年4月30日まで期間限定で公開しています。下記会員番号、パスワードでログインできますので、是非ご覧ください。

ホームページURL: <https://goiyokai.jp/taisyoku/>

[会員番号] 22345678 [パスワード] 20240131



スマートフォンからはコチラ↑

## ま と め

### 1. 退職教職員協会(退職協会)とは？

- 互助会から退会する皆様の福利厚生を担当する団体。医療費の補助がメイン事業。加入手続きが必要。

### 2. 互助会の退会手続き

- 「退会給付金請求書」を互助会に提出し、掛金の払い戻しを受ける。手続きは4月末までに。

### 3. 退職協会への加入手続き

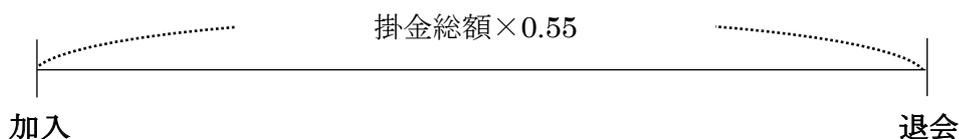
- 「退職教職員協会加入届」に記入し、「退会給付金請求書」と切り離さずに、互助会に提出する。3月1日(金)から受付開始。退職日から1ヶ月が申込期限。

## 〔資料1〕退会給付金 払い戻しの割合

福岡県教職員互助会を退会されるにあたって、「退会給付金」として掛金積立金・特別弔慰金積立金・火災見舞金積立金を払い戻します。**5月中旬頃**、退会給付金請求書に記入されたご指定の口座に送金いたします。

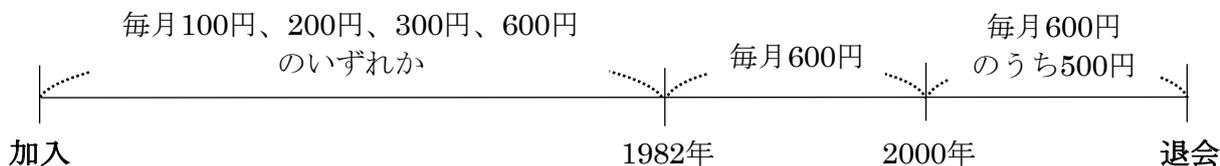
### 1 掛金積立金

退会までの掛金総額の55%を払い戻します。



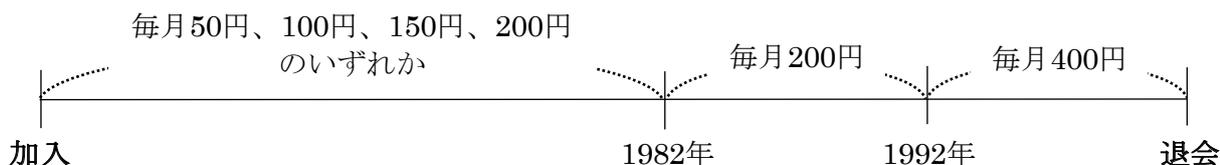
### 2 特別弔慰金積立金（加入者のみ）

- ① 2000年3月までの積立金総額に10%の割増金を加算した額
  - ② 2000年4月から退会までの特弔掛金総額から掛捨金総額を差し引いた額（500円×月数）
- ①、②の合計額を払い戻します。



### 3 火災見舞金積立金（加入者のみ）

- ① 退会までの積立金総額
  - ② 2003年3月までの割増金持分額
- ①、②の合計額を払い戻します。



## 〔資料2〕退会給付金の給付額（概算例）

退会給付金は、個人によって差があります。

概算例は、2023年3月末退職者（勤続年数35年、25年）の実績平均額です。（千円未満切捨）

なお、互助会の貸付金未償還金がある場合、退会給付金から差し引きます。

（単位：円）

項 目		勤続年数 35 年	勤続年数 25 年
退会給付金	掛金積立金	862,000	630,000
	特別弔慰金積立金（加入者のみ）	205,000	158,000
	火災見舞金積立金（加入者のみ）	149,000	122,000
小 計		1,216,000	910,000
差引欄	貸付金未償還金	0	0
	※ 退職教職員協会加入金	△ 585,000	△ 585,000
口座振込額		631,000	325,000

※退職教職員協会の加入金は、互助会退会が61歳の時の例です。

## 〔資料3〕退職教職員協会の「療養補助金制度」について

### 療養補助金制度とは？

退職教職員協会にご加入いただいた場合に利用できます。

会員が病院等で健康保険適用の診療を受け、窓口で一部負担金を支払ったとき、月別・病院別・入院別・外来別・歯科別の1ヶ月の自己負担額から、それぞれ3,000円を控除した額の60%（100円未満切り捨て）を、請求により療養補助金として給付する制度です。

なお、医薬分業の病院で診療を受けた場合の薬代は、診療費に含めて給付します。

（給付例）

- ・ 1か月の間に、A病院での自己負担額が6,000円。A病院で処方されたお薬を薬局で購入し、その自己負担額が4,000円の場合。

合計自己負担額は4,000円+6,000円=10,000円

$(10,000円 - 3,000円) \times 60\% = 4,200円$ （退職教職員協会の給付額）

- ・ B病院で入院1ヵ月の自己負担額57,600円の場合

$(57,600円 - 3,000円) \times 60\% \div 2 = 32,700円$ （退職教職員協会の給付額）

注意事項  
 ① 正規職員を退職後引き続きフルタイム再任用・臨時的任用職員等になる方、また臨時的任用職員から引き続き正規職員になる方は退会となりませんので本請求書の提出は不要です。  
 ② 死亡退職の場合は、死亡診断書(写で可)・加入者の遺族である証明書(戸籍謄本等の写)を添付してください。

退会給付金請求書									
所属名		会員番号				氏名			
互助会 記入欄	退会給付金	長期掛金				計			
		特引積立金				計			
		火災積立金				計			
	貸付金未償還金	元金			利子			計	
	差引額	差引給付金						計	
	退職教職員協会加入金								
		受渡金額							

互助会記入欄のため記入しない

互助会会員番号 (共済組合員番号を記入のこと)	8601234	(フリガナ)	フクオカ ジロウ	年齢	60 歳
(死亡退職の場合) 遺族の氏名				続柄	
住所	(〒 812 - 0054 ) 福岡市東区馬出2-2-56		☎ (092) 123 - 4567		
給付金 受取口座	金融機関コード番号	0177	店番	213	預金種目
	福岡 銀行 県庁内 出張支店		普通預金		
	口座番号	0987654		名義	フクオカ ジロウ
退会年月日	2024年3月31日	退会理由	退職	フルタイム再任用 臨時的任用などの 任期終了	死亡 身分切替
※退会理由で「退職」「フルタイム再任用・臨時的任用などの任期終了」に○をつけられた方は、下の【退職教職員協会】への加入について欄にご記入ください。					
【退職教職員協会】への加入について [いずれかに○印]			加入する	加入しない	既に参加済
1 加入される方は右頁の退職教職員協会加入届にご記入ください。 2 加入金は右頁でご確認ください。 3 加入は退会后、1カ月以内です。					

所属証明欄	上記は事実と相違ないことを証明します。 2024年3月31日		所属長印  印
	所属名	福岡市立 福岡小学校	
	所属長	校長 都久志 一郎	
上記給付金等関係書類添付のうえ請求します。 互助会へ支払うべき金額があるときは、給付金等からこれを控除することを承諾します。 年度が替わって所属所から証明を受ける場合は、 前年度・新年度どちらの所属長名でも可			受付年月日

この用紙に記入された個人情報、法令・条令および互助会個人情報保護規程にもとづき適正に運用、管理します。  
 互助会が得た個人情報を、目的外に使用すること、第三者に提供することはありません。  
 ただし、退職教職員協会の加入促進のため、この用紙に記入された個人情報を退職教職員協会へ一部提供することがあります。

提出日をご記入ください

一般財団法人福岡県退職教職員協会加入届



2024 年 3 月 22 日

一般財団法人福岡県退職教職員協会理事長 様

私は、貴会の運営規則・会員事業規程を承認し、運営規則第3条および第4条に則って加入の申込をします。

互助会会員番号						
8	6	0	1	2	3	4

協会会員番号 記入不要						

フリガナ	フクオカ ジロウ
氏名	福岡 次郎

一般財団法人福岡県退職教職員協会の運営規則（抄）・会員事業規程（抄）を裏面に掲載しています。

住所	〒 810-0054 福岡市東区馬出2-2-56	生年月日	昭和 37 年 5 月 1 日 平成		
連絡先	自宅電話番号 ( 092 ) 123 - 4567	緊急連絡先	氏名 福岡 三郎	続柄 長男	
	携帯電話番号 ( 090 ) 1234 - 5678		緊急連絡先電話番号 ( 092 ) 456 - 7890		
給付金受取口座	金融機関コード番号	0 1 7 7	店番	2 1 3	預金種別 普通預金 その他 ( )
	福岡 銀行 金庫 農協		県庁内 支店 出張所 支所		
	口座番号 右つめでご記入ください	0 9 8 7 6 5 4	カタカナでご記入ください 名義(本人) フクオカ ジロウ		

加入金金額一覧表(抜粋)

年齢	加入金額(円)	年齢	加入金額(円)
55	675,000	60	600,000
56	660,000	61	585,000
57	645,000	62	570,000
58	630,000	63	555,000
59	615,000	64	540,000

※互助会退会日満年齢

※60歳600,000円を基準とし、1歳増すごとに15,000円を減じ、1歳減すごとに15,000円を増した金額となります。

この用紙に記載された個人情報は、法令・条例および退職教職員協会個人情報取扱規程にもとづき適正に運用・管理します。退職教職員協会が得た個人情報を、目的外に使用すること、目的外で第三者に提供することはありません。

※加入金について  
2017年3月31日以降に退職され、2017年4月1日以降に退職教職員協会  
※互助会  
※互助会  
金融機関に指定はございません  
どこの金融機関でも大丈夫です  
フルタイム再任用、臨時的任用として勤務し、その期間の終了により互助会を退会する日をいいます。  
ただし、行政職員等への異動により既に互助会を退会し教職員等に復帰していない場合の互助会退会日は、行政職員等を定年又は離職により退職する日となります。

受付年月日	
-------	--

**運営規則(抄)**

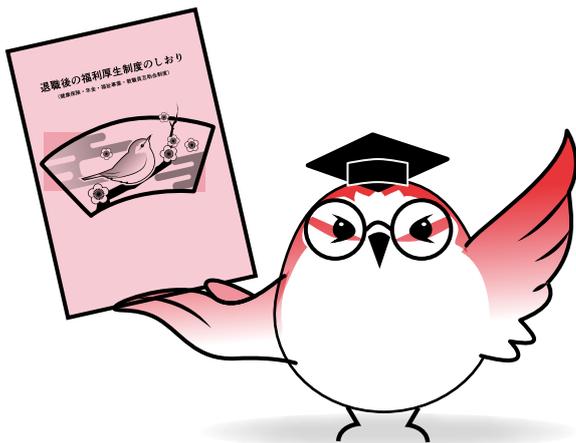
- 第1条 この規則は、一般財団法人福岡県退職教職員協会（以下「協会」という。）定款第51条の規定に基づき協会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 協会は、公立学校共済組合福岡支部に加入する組合員である教職員等（以下「教職員等」という。）で組織する一般財団法人福岡県教職員互助会（以下「互助会」という。）を退会した教職員等の退職者（ただし、行政職員への異動による互助会退会者を除く。以下「教職員等の退職者」という。）をもって組織する。
- 2 前項に定める互助会を退会した教職員等とは、退職又は退職後引き続き福岡県公立学校等において公立学校共済組合福岡支部の組合員資格を有する者（任意継続組合員を除く）としてその資格を喪失する日まで互助会に在会した者をいう。
- 3 第1項に定める行政職員等への異動による互助会退会者で、行政職員等を定年又は離職により退職するときに協会への加入を希望する者は、本人の申し出により協会に加入することができる。ただし、退職後引き続き、福岡県公立学校等において公立学校共済組合福岡支部の組合員資格を有する者（任意継続組合員を除く）として勤務する場合は、その資格を喪失する日（互助会退会日）の翌日に協会に加入できるものとする。
- 第3条 前条の有資格者で、加入を希望する時は、協会加入届（㊤第1号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 2 協会加入届は、互助会退会日（行政職員等への異動による互助会退会者は行政職員等を定年又は離職により退職する日）から1ヵ月以内に提出しなければならない。
- 3 前項の定めに係わらず、忘失等のやむを得ない事由により、互助会退会日（行政職員等への異動による互助会退会者は行政職員等を定年又は離職により退職する日）から1ヵ月を超えて協会への加入を希望する者は、互助会退会日（行政職員等への異動による互助会退会者は行政職員等を定年又は離職により退職する日）から1年以内に協会加入届を提出すれば、協会に加入できるものとする。
- 4 第2項及び第3項に定める協会加入届の提出の日に係わらず、協会加入日は互助会退会日（行政職員等への異動による互助会退会者は行政職員等を定年又は離職により退職する日）の翌日とし、協会加入日から会員の資格を有するものとする。
- 5 理事長は、互助会退会者が互助会掛金の納入又は貸付金の返済等、互助会退会手続きを完了していない場合は、互助会退会手続きが完了するまで、協会加入届の受理を留保できるものとする。
- 第4条 協会に加入する場合は、加入金を加入時に納入しなければならない。
- 2 加入金は、互助会が支給する退会給付金をもって充てることを原則とする。
- 3 加入金の額は、互助会退会日（行政職員等への異動による互助会退会者は行政職員等を定年又は離職により退職する日）現在の満年齢により定めた、別表（※）に掲げる額とする。
- 4 会員が死亡した場合、加入時に納入した加入金は、協会加入日から死亡日までに受給した給付金等の多寡に係わらず、加入年数に応じ、別表（※）に掲げる額を払い戻す。ただし、加入後10年以上を経過して死亡した場合、加入金は払い戻さない。
- 第5条 会員は、協会に加入後、任意で退会することができる。
- 2 会員が任意退会した場合、加入時に納入した加入金は、前条第4項に準じ、協会加入日から任意退会日までに受給した給付金等の多寡に係わらず、加入年数に応じ、別表（※）に掲げる額を払い戻す。ただし、加入後10年以上を経過して任意退会する場合、加入金は払い戻さない。
- 第6条 会員は、協会加入日から3ヵ月以内に、加入を取消することができる。
- 2 加入を取消す場合は、協会から交付された会員証及び会員利用証を添えて、加入取消届を理事長に提出しなければならない。
- 3 加入を取消す場合は、加入金の全額を返金する。ただし、協会加入日以降加入取消日までに給付等を受けていた場合は、その額を返金する加入金から控除する。

**会員事業規程(抄)**

- 第6条 給付の種類は、次のとおりとする。
- (1) 療養補助金の給付  
(2) 弔慰金の給付  
(3) 任意退会給付金の給付  
(4) 長寿祝金の給付  
(5) 医療費全額公費負担者見舞金の給付
- 第7条 会員が疾病又は負傷によって療養を受けたときは、療養補助金を給付する。ただし、2006年3月31日以前に加入した会員は、療養補助金給付特例内規に定める附加加入金を納入した者を除き、満60歳に達した年月以降の療養について療養補助金を給付する。
- 2 前項の療養補助金の額は、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法及び高齢者の医療の確保に関する法律等（以下、「各法」という。）に基づく健康保険適用の診療について、医療機関別（歯科別）、入院・外来別の1ヵ月の自己負担額から、それぞれ3,000円を控除して得た額に、別表（※）に掲げる給付率を乗じ、100円未満を控除した額とする。ただし、保険機関から附加給付又は高額療養費等の給付があった場合は、各法に定める附加給付又は高額療養費等の制度により求めた額を自己負担額とする。
- 3 調剤報酬明細書は、調剤薬局別、月別に、当該の診療報酬明細書と合算し、前項の自己負担額に含める。
- 第8条 会員が死亡したときは、遺族に弔慰金を給付する。
- 2 前項の弔慰金の額は、10,000円とする。
- 第9条 会員が任意退会したときは、任意退会給付金を給付する。
- 2 前項の任意退会給付金の額は、10,000円とする。
- 第10条 会員が、77歳（喜寿）、88歳（米寿）、99歳（白寿）に達したときは、長寿祝金を給付する。
- 2 前項の長寿祝金の額は、それぞれ10,000円とする。
- 第11条 会員が、4月1日から翌年3月31日までの間、他の法令等の規定により国又は地方公共団体等から医療費の支給を受け、協会の療養補助金を受けられなくなったときは、医療費全額公費負担者見舞金を給付する。
- 2 前項の医療費全額公費負担者見舞金の額は、1年度につき5,000円とする。
- 第15条 理事長は、給付の請求を受けたときは提出された書類を審査し、事実を認定のうえ給付額を決定する。原則として、毎月10日までに送付された書類について、翌月10日に会員の指定した口座に送金する。
- 第17条 会員が、給付の原因である事実が発生した日から1年以内に給付金を請求しなければ、給付金請求の権利を放棄したものとみなす。ただし、弔慰金に関してはこの限りではない。
- 第23条 会員及び配偶者が協会の指定する宿泊施設に宿泊したときは、補助を受けることができる。
- 2 補助金額は、1人1泊につき2,000円とする。
- 3 年度内の指定宿泊施設利用補助は、会員及び配偶者をあわせて12泊を限度とする。なお、夫婦とも会員の場合は、それぞれが12泊を限度として利用できる。また、同一指定宿泊施設への継続しての宿泊は2泊までとする。
- 4 指定宿泊施設利用補助の請求は、その都度請求者又は請求者の代表者が「指定宿泊施設利用券申込書（㊤第10号3様式）」で行うものとする。

※別表については省略しておりますので詳細はお問い合わせください。





この冊子は任意継続組合員の間は  
大切に保管してくださいね！